

一般災害対策編

<目次>

第1章 災害減災計画	1
第1節 防災に関する組織と責務.....	1
第2節 防災情報通信網の整備.....	2
第1 通信体制の整備.....	2
第2 通信施設の防災対策.....	4
第3 住民への連絡体制の周知.....	5
第3節 気象等観測体制の整備.....	6
第1 気象情報等の種別（田村市関連）.....	6
第2 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準.....	8
第3 時系列的防災気象情報（土砂災害・洪水）.....	12
第4 気象通報等受発信者.....	12
第5 他機関の気象観測施設の活用.....	12
第6 予警報伝達系統.....	12
第4節 災害別予防対策.....	14
第1 水害予防対策.....	14
第2 風害予防対策.....	15
第3 雪害予防対策.....	15
第4 凍霜害予防対策.....	17
第5 土砂災害予防対策.....	17
第5節 火災防止対策.....	21
第1 出火防止対策.....	21
第2 初期消火体制の推進.....	22
第3 火災予防運動等の活用.....	22
第4 消防水利・危険箇所等の把握.....	23
第5 消防力の強化.....	23
第6 救助体制の整備.....	24
第7 広域的な応援体制の整備.....	24
第6節 文化財災害予防対策.....	25
第1 教育委員会及び文化財所有者の責務.....	25
第2 文化財の種別毎の対策.....	25
第3 教育委員会の役割.....	25
第4 文化財所有者及び管理責任者.....	26
第5 地域の役割.....	26
第6 防災訓練の実施.....	26
第7節 電力、ガス及び通信施設等の防災力の強化.....	27
第1 電力施設の防災力の強化.....	27

第2	LP ガス施設の防災力の強化	27
第3	電信電話施設の防災力の強化	29
第8節	農地・農業用施設等の防災力の強化	32
第1	各施設の共通的な災害予防対策	32
第2	情報連絡体制の整備	32
第9節	緊急輸送路等の指定	34
第1	緊急輸送路	34
第2	ヘリコプター臨時離着陸場	34
第3	物資集積・配送拠点の確保	35
第4	緊急輸送車両の確保	35
第5	緊急輸送路の啓発	35
第10節	避難体制の整備	36
第1	避難に関する用語	37
第2	災害別避難体制の整備	38
第3	避難に関する計画	39
第4	避難誘導計画の策定	39
第5	避難指示等の発令基準及び伝達	40
第6	指定避難所の指定等	44
第7	避難路の選定	47
第8	学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画	47
第9	避難所設置・運営計画の策定	50
第10	避難場所等の居住者等に対する周知	58
第11	男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進	58
第12	平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進	59
第11節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	60
第1	医療（助産）救護体制の整備	60
第2	防疫活動体制の整備	62
第12節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	64
第1	飲料水の確保	64
第2	食料・生活必需品等の確保	64
第3	災害応急対策に必要な資材・機材の確保並びに点検整備計画	66
第13節	災害廃棄物処理体制の整備及び広域処理体制の確立	67
第1	市・市民及び事業所の役割	67
第2	広域処理体制の確立や民間連携の促進	68
第14節	災害復旧・復興への備え	69
第1	罹災証明書発行体制の整備	69
第15節	地域防災力の向上	70
第1	防災知識の普及計画	70
第2	自主防災組織の育成・充実	74

第3	学校等の防災力の育成・強化	77
第4	災害教訓の伝承	80
第16節	防災訓練等の実施	82
第1	総合防災訓練の実施	82
第2	市及び防災関係機関等の個別訓練の実施	83
第17節	要配慮者支援対策	85
第1	要配慮者支援体制	85
第2	避難行動要支援者の避難支援	85
第3	要配慮者のための避難所の整備	90
第4	社会福祉施設・医療機関等の安全対策	92
第5	在宅者に対する対策	93
第6	外国人対策	94
第18節	ボランティア活動支援対策	95
第1	災害ボランティアの定義等	95
第2	災害ボランティア関係団体等との連携強化	95
第3	災害ボランティア受入体制の整備	96
第4	災害ボランティアコーディネーターの養成	97
第5	災害ボランティアに関する啓発	97
第6	災害ボランティア関係団体の支援体制等	97
第7	専門ボランティアの育成等	97
第19節	事業継続計画の策定	99
第1	災害時における自治体の業務	99
第2	市政の業務継続計画（BCP）の策定	99
第3	事業所の事業継続計画の策定	99
第2章	災害応急対策	101
第1節	一般災害応急対策活動体制の整備	101
第1	災害応急対策の防災行動計画	101
第2	配備体制	101
第3	災害警戒本部	103
第4	災害対策本部	106
第2節	職員の動員配備	118
第1	動員基準	118
第2	初動体制の整備	120
第3節	災害情報の収集伝達	121
第1	情報活動	121
第2	情報の収集	122
第3	情報連絡体制	125
第4	県・国への報告（被害状況等）	125

第4節	通信の確保	130
第1	通信手段等	130
第2	通信手段の確保	130
第3	通信施設の運用	131
第4	市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等が被災した場合	132
第5節	災害広報広聴活動	133
第1	広報体制	133
第2	広報内容	133
第3	報道機関への情報提供、協力要請	136
第4	パニック防止対策	137
第5	広聴活動	137
第6節	災害別応急対策	139
第1	水害応急対策	139
第2	土砂災害応急対策	139
第3	雪害対策	142
第7節	救助・救急活動	145
第1	救助・救急活動の原則	145
第2	救助活動	145
第3	救急活動	147
第8節	応急避難	149
第1	高齢者等避難、避難指示	149
第2	警戒区域の設定	155
第3	避難方法・避難誘導	156
第4	住民の避難行動	157
第5	広域的な避難対策	158
第6	安否情報の提供等	158
第9節	避難所の設置・運営	160
第1	指定避難所の設置	160
第2	避難所の管理運営	162
第3	指定避難所以外の被災者への支援	167
第10節	医療（助産）救護活動	169
第1	医療・救護活動	169
第2	医薬品等の確保	171
第3	人工透析の供給確保	172
第4	医療ボランティアの活用	172
第5	助産活動	172
第11節	緊急輸送活動	174
第1	緊急輸送活動	174
第2	輸送の実施	175

第3 整備帳簿類.....	177
第12節 交通の確保と交通規制措置.....	178
第1 陸上交通の確保.....	178
第2 道路交通確保の措置.....	179
第3 交通規制.....	180
第4 災害が発生したときの自動車運転者のとるべき措置.....	181
第13節 賃金職員の雇用.....	183
第1 賃金職員の雇用.....	183
第2 賃金職員の動員要請.....	183
第3 知事への応援要請.....	183
第14節 社会秩序の維持活動.....	184
第1 生活安定対策.....	184
第2 災害警備活動.....	184
第3 県に対する緊急措置の要請.....	185
第15節 防疫・保健衛生活動.....	186
第1 防疫活動.....	186
第2 保健衛生活動.....	188
第3 家庭動物の救護.....	189
第4 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達.....	190
第5 家畜伝染性疾病対策.....	190
第16節 廃棄物の処理活動.....	191
第1 廃棄物.....	191
第2 普通ごみの処理.....	192
第3 災害廃棄物の処理.....	192
第4 し尿の処理.....	192
第5 死亡獣畜の処理.....	194
第17節 応急給水活動.....	196
第1 実施体制.....	196
第2 給水の実施.....	197
第18節 食料・生活必需品の供給活動.....	199
第1 食料の供給.....	199
第2 生活必需品等の供給.....	202
第3 食料・生活必需品等の受入れ及び配分等.....	203
第4 支援物資等の支援体制.....	205
第19節 被災地の応急対策.....	206
第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談.....	206
第2 障害物の除去.....	206
第3 災害相談対策.....	208
第20節 行方不明者の搜索及び遺体の火葬・埋葬.....	210

第1 遺体及び行方不明者の捜索.....	210
第2 遺体の収容.....	211
第3 遺体の火葬・埋葬.....	212
第2 1節 住宅の応急確保.....	214
第1 応急仮設住宅の供与.....	214
第2 住宅の応急修理.....	218
第3 建築物の応急危険度判定の実施.....	220
第4 空家住宅の確保.....	221
第2 2節 ライフライン等応急復旧活動.....	222
第1 上水道施設.....	222
第2 下水道施設.....	223
第3 電話施設.....	223
第4 電力施設.....	224
第5 ガス施設.....	225
第6 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕.....	225
第2 3節 農地・農業用施設等応急対策.....	227
第1 災害応急対策.....	227
第2 4節 文教施設等応急復旧対策.....	229
第1 勤務時間内に災害が発生した場合.....	229
第2 勤務時間外に災害が発生した場合.....	230
第3 学校施設の応急復旧措置.....	230
第4 学校教育の再開.....	230
第5 幼稚園・保育所、こども園等の災害時の応急保育体制.....	233
第6 その他健康安全に関する指導等.....	234
第7 その他文教施設対策.....	234
第8 文化財の保護.....	234
第2 5節 要配慮者救護活動.....	236
第1 要配慮者に対する支援.....	236
第2 社会福祉施設等における応急対策.....	239
第3 妊産婦及び乳幼児に係る対策.....	239
第4 児童に係る対策.....	239
第5 外国人への支援.....	240
第6 観光客等の帰宅困難者への支援.....	241
第2 6節 ボランティア活動の支援.....	242
第1 田村市災害ボランティアセンターの設置・運営.....	242
第2 ボランティア団体等に対する情報提供.....	242
第3 ボランティアの受入れ.....	243
第4 ボランティア活動の支援.....	243
第5 ボランティア活動保険の加入促進.....	244

第27節 危険物施設等災害応急対策	245
第1 消防法上の危険物	245
第2 高圧ガス	245
第3 火薬類等	246
第4 毒物・劇物	247
第5 放射性同位元素等	248
第28節 義援金品の受入れ・配分	249
第1 義援金品の募集	249
第2 義援金の受入れ・配分	250
第3 義援物資の受入れ・配分	251
第29節 災害救助法の適用等	252
第1 適用基準	252
第2 被災世帯の算定基準	253
第3 災害が発生するおそれ段階での適用（法第2条第2項に基づく適用）	255
第4 災害救助法の適用要請	255
第5 救助費用の精算	256
第6 救助業務の実施者	256
第7 救助の種類等	256
第30節 被災者生活再建支援法に基づく支援等	258
第1 被災者生活再建支援法の適用	258
第2 罹災証明書の交付	261
第3 被災者台帳の作成	262
第4 被災者の生活再建支援	263
第3章 災害復旧計画	264
第1節 公共施設等の災害復旧	264
第1 災害復旧工事体制の確立	264
第2 災害復旧事業計画の策定	264
第3 災害復旧事業の種類	265
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保	266
第1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業	266
第3節 激甚災害の指定	267
第1 激甚災害の指定手続き	267
第2 激甚法対象事業	268
第3 災害復旧事業の実施	269
第4節 被災者支援	270
第1 生活相談の実施	270
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	270
第3 被災者への融資	272

第4 被災者の生活確保.....	273
第5 生活保護.....	275

第1章 災害減災計画

この計画は、洪水、土砂災害、大規模事故等による被害を減災する視点で、市と防災関係機関、そして市民、事業者等の役割を明確にするとともに必要な体制を確立し、総合的かつ計画的な対策の整備を図ることにより、災害の拡大防止と被害の軽減に努め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 防災に関する組織と責務

総則編第2章「第2節 防災に関する組織と責務」に準ずる。

第2節 防災情報通信網の整備

【総務課、DX推進室、全課】

市は、災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全を講じるものとする。

第1 通信体制の整備

1 通信システムの活用

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、円滑かつ迅速に情報の収集及び伝達が行えるよう防災行政無線（戸別受信機を含む。）、IP無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災アプリ等の活用を図るものとする。

また、市や県は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

- (1) 防災行政無線（災害監視局、屋外拡声子局及び戸別受信機等）により、災害時における情報の収集や避難等各種情報の伝達を速やかに行う。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）からの地震情報、気象情報及び有事関連情報等の緊急情報を住民へ瞬時に伝達できるよう整備されている。

なお、整備にあたって通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、デジタル式防災行政無線の導入を促進するとともに停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。非常用電源設備の整備にあたっては、耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

- (2) IP無線により、被害状況を把握し情報の収集、伝達、指示等を行う。
- (3) IP無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災アプリにより、災害時における避難情報等を速やかに配信する。

2 福島県総合情報通信ネットワーク

県、県内市町村及び防災関係機関相互間の迅速かつ的確な情報連絡を行うため、福島県総合情報通信ネットワークの活用を図る。

このネットワークにより、衛星系と地上系により通信回線が確保され、音声やFAXによる災害情報等の様々な情報の受伝達を行える。

(1) 気象情報伝送処理システム

福島地方気象台から県に対して提供された下記の気象、地象及び水象情報が、市に伝達又は提供される。

- ア 気象、高潮及び波浪に関する特別警報
- イ 気象、高潮、波浪及び洪水に関する警報及び注意報
- ウ 土砂災害警戒情報
- エ 指定河川洪水予報
- オ 気象情報
- カ 大津波警報、津波警報、津波注意報

- キ 地震・津波に関する情報
- ク 噴火警報等
- ケ 気象通報

(2) 福島県震度情報ネットワークシステム

市は、県が整備した福島県震度情報ネットワークシステムにより、震度情報の配信を受ける。この情報は、県内の計測震度計及び気象庁の計測震度計を活用して収集されたものであり、福島県総合情報通信ネットワークを通して、各地方振興局、各市町村、各消防本部等に提供される。

市はこの震度情報を市の被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、職員の参集及び初動体制の充実・強化に活用する。

3 福島県総合防災情報システム

災害による被害情報をはじめ、気象警報や雨量、河川の水位情報、避難情報や避難所情報などの防災情報を一元化し、市、県、防災関係機関（消防、警察、自衛隊等）がリアルタイムで情報共有を行うことで、災害対策本部での意思決定を支援し、迅速な災害対応につながることを目的として整備した県独自の地図情報システム（GIS）である。

(1) 福島県防災ポータルによる情報発信

一元化した情報のうち、気象警報や避難情報、避難所情報に加え、道路や河川の状況を交えた情報を地図上に分かりやすく表示し、市民の避難行動につながる情報を提供するため、県はポータルサイトでの情報発信を行っている。

市、県、関係機関は、災害時に福島県総合防災情報システムを用いて、被害情報や対応状況を報告・共有するとともに、県は被害情報を集約し、「福島県防災ポータル」へ情報公開を行う。

4 その他通信網の整備・活用

(1) 通信途絶時の衛星通信整備と訓練実施

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施する。

(2) 整備と活用

ア IP無線

災害対策活動を担う各行政局に対し、災害時の緊急連絡手段としてIP無線を配備するとともに、被害状況の収集、他関係機関との連絡等のために活用する。

イ 災害時優先電話（庁舎内）

災害が発生した場合、被災地等から市への通話が集中することが予想されるため、緊急な通話が優先的に取り扱われるよう、あらかじめ登録している災害時優先電話を活用する。

ウ 公共・民間無線の活用

公共・民間無線局等との協力体制を整え、災害時の通信網を補完するため次の公共・民間無線局との協定等の締結を推進する。

(ア) 警察通信設備

緊急連絡等のために警察通信設備の利用が図れるよう、福島県警察本部との間に協定を締結する。

(イ) アマチュア無線

災害時におけるアマチュア無線局の開設並びに災害情報の収集及び伝達について協力が得られるよう、市内各アマチュア無線クラブとの間に協定の締結を推進する。

(ウ) タクシー無線

災害時において、民間無線局（タクシー会社）に対して災害情報の収集及び伝達について協力が得られるよう、事業者との間の協定締結を推進する。

(3) 災害時の機能確保

情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

5 クラウドシステムなど ICT の導入に係る検討

市は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 通信施設の防災対策

災害対策上重要な無線通信施設等について、大規模停電時も含め災害時に確実に機能が発揮できるよう、次の対策を講じるものとする。

1 無線通信施設

- (1) 無線通信機器の据付けにあたっては、揺れ止めや転倒落下防止等の対策を行い災害時の機器の保安を図るものとする。
- (2) 通信機器の管理施設には、予備電源として発動発電機、蓄電池等を配備し、停電時への対応を図るとともに、常に作動可能な状態で保守管理するものとする。
- (3) 通信機器の管理者は、機器の定期的な保守点検を行い、非常時の利用に備えるものとする。
- (4) 通信機器の利用方法について、訓練、講習会、マニュアル等を通じ、平時からその習熟に努めるとともに、無線従事者の確保を図るものとする。

2 有線通信施設

- (1) 設置にあたっては、災害時にもっとも被害が少ない取付け位置を選定する。（ロッカーや書棚等が転倒しても損壊しない適当な距離を保つ位置等）

- (2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定させる。
- (3) 停電時に備え、予備電源を準備する。
- (4) 不良箇所発見の場合は、速やかに修理を行い最良の状態を維持する。
- (5) 作動状態、老朽状態等を常に監視し、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

第3 住民への連絡体制の周知

市は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送をはじめ、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第3節 気象等観測体制の整備

【全課】

気象等に関する自然災害に対する被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進するものとする。

第1 気象情報等の種別（田村市関連）

1 種別

(1) 防災気象情報等

ア 防災気象情報とキキクル（危険度分布）との対応

気象庁が発表する情報		キキクル（危険度分布）	警戒レベル
大雨特別警報	氾濫発生情報	災害切迫（黒）	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	危険（紫）	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害）※ 洪水警報	氾濫警戒情報	警戒（赤）	警戒レベル3相当
大雨警報に切り替える 可能性が高い注意報	氾濫注意情報	注意（黄）	警戒レベル2相当
大雨注意報 洪水注意報	-	注意（黄）	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の 可能性）	-	-	警戒レベル1

※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

イ その他

種別	注意報	警報	特別警報
暴風	強風注意報	暴風警報	暴風特別警報
大雪	大雪注意報	大雪警報	大雪特別警報
暴風雪	風雪注意報	暴風雪警報	暴風雪特別警報

(2) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持

つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く。）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(4) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。

(7) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(8) キキクル(危険度分布)

大雨による土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。

(9) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

(10) 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や各消防本部に伝達される。

第2 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準

1 発表基準

(1) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

種類	警告内容
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表します。 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。

種類	警告内容
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。

気象庁「気象警報・注意報の種類」より抜粋

ア 大雨特別警報の指標

(ア) 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の値以上となる1 km 格子が概ね10個以上まとまって出現することが予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合

(イ) 大雨特別警報（浸水害）

下記のa又はbを満たすと予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合

- a 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数の値以上となる1 km 格子が、概ね30個以上まとまって出現
- b 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数の値以上となる1 km格子が、概ね20個以上まとまって出現

イ 特別警報の伝達

市は、県から特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。また、NTT 東日本(株) (NTT ドコモソリューションズ) からFAXにより通知を受ける。

(2) 警報・注意報

令和7.5.29 現在

田村市	府県予報区	福島県		
	一次細分区分	中通り		
	市町村等をまとめた地域	中通り中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	84
	洪水	流域雨量指数基準	大滝根川流域=24.9、移川流域=17.2、牧野川流域=14.2、桧山川流域=12.8、古道川流域=19.6、南川流域=11、夏井川流域=11.2	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	18m/s	
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う。	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 35cm		

注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	55	
	洪水	流域雨量指数基準	大滝根川流域=19.9、移川流域=13.7、牧野川流域=11.3、桧山川流域=10.2、古道川流域=15.6、南川流域=8.8、夏井川流域=8.9	
		複合基準 ^{*1}	大滝根川流域= (5, 19.9) 牧野川流域= (5, 11.3) 南川流域= (5, 8.8)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う。	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m/s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続		
	低温	夏期:最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき。 冬期:浜通り、中通り中部、中通り北部の平地:平均気温が-8℃以下、又は-5℃以下の日が数日続くとき。		
	霜	早霜、晩霜期に概ね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

福島地方気象台資料抜粋

*1 表面雨量指数、流域雨量指数の組合せによる基準値を表す。

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測（当該区域に係る 60 分雨量及び土壌雨量指数の予測）に基づく予測雨量が、1 kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を超過し、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに福島県と福島地方気象台が共同で発表する。

(4) 顕著な大雨に関する気象情報

現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下ア～エ全ての条件を満たした場合

- ア 解析雨量（5 km メッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500 km²以上
- イ アの形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）
- ウ アの領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
- エ アの領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。福島県の雨量による発表基準は、1時間100 mm以上の降水が観測又は解析された場合である。

2 地震後等の警報等暫定基準の設定

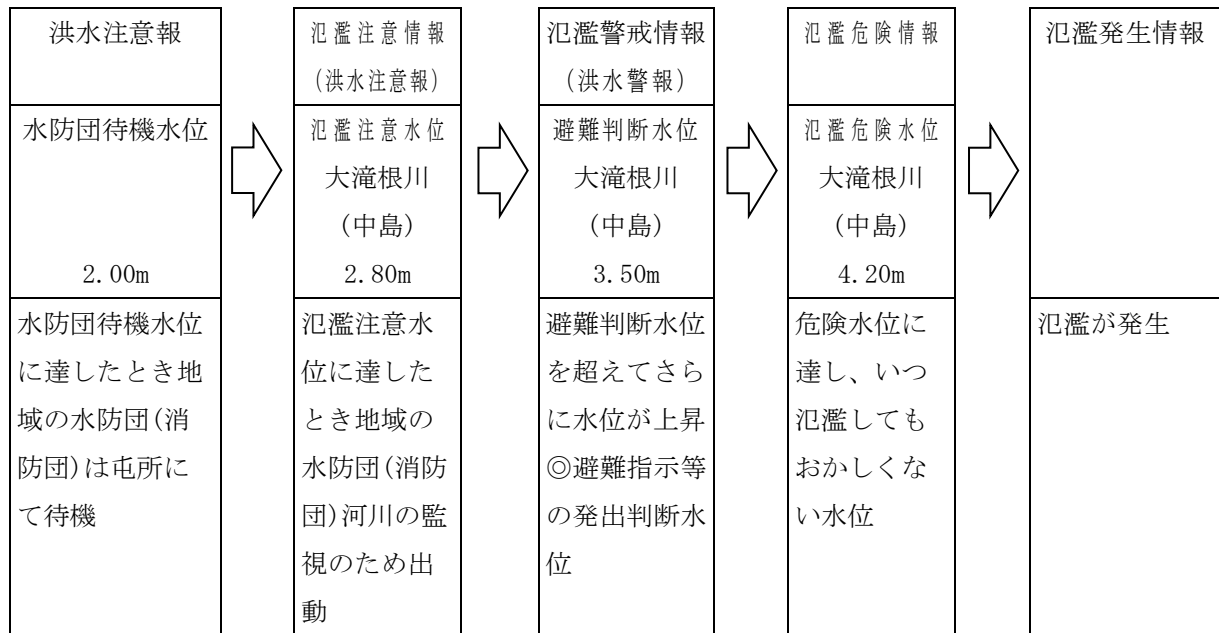
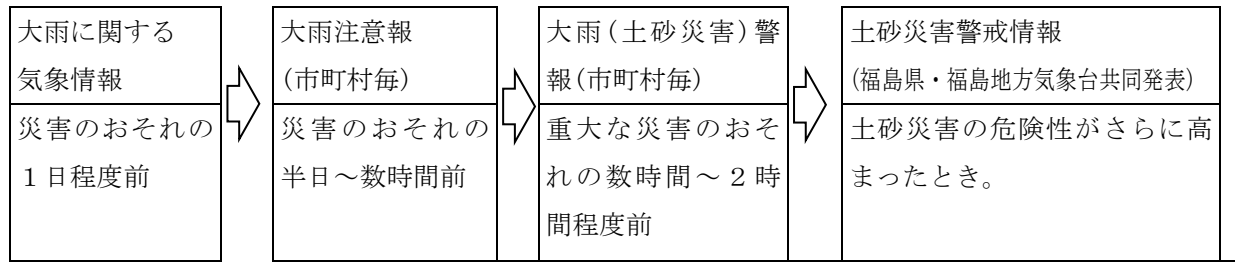
(1) 暫定基準を設定する警報等

- ア 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）、大雨注意報
 - ・ 震度5強以上の地震を観測した場合
 - ・ 地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合
- イ 洪水警報・注意報
 - ・ 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
 - ・ 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
 - ・ その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合には、監視体制や地域住民への警戒避難に係る情報の伝達体制を確立した上で、暫定基準以外の方法により警戒避難体制を検討する。

なお、ア、イ以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準を設定する場合がある。

第3 時系列的防災気象情報（土砂災害・洪水）



備考：地面現象（山崩れ、がけ崩れ）や浸水により被害が予想される場合、他の気象注意報に含めて発表される。

第4 気象通報等受発信者

市は、福島県河川流域総合情報システム及びその他の機関団体から発信された警報等を受信し、迅速に防災アプリ、LINE等のSNSによる広報や、防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車等により住民へ伝達を行うものとする。

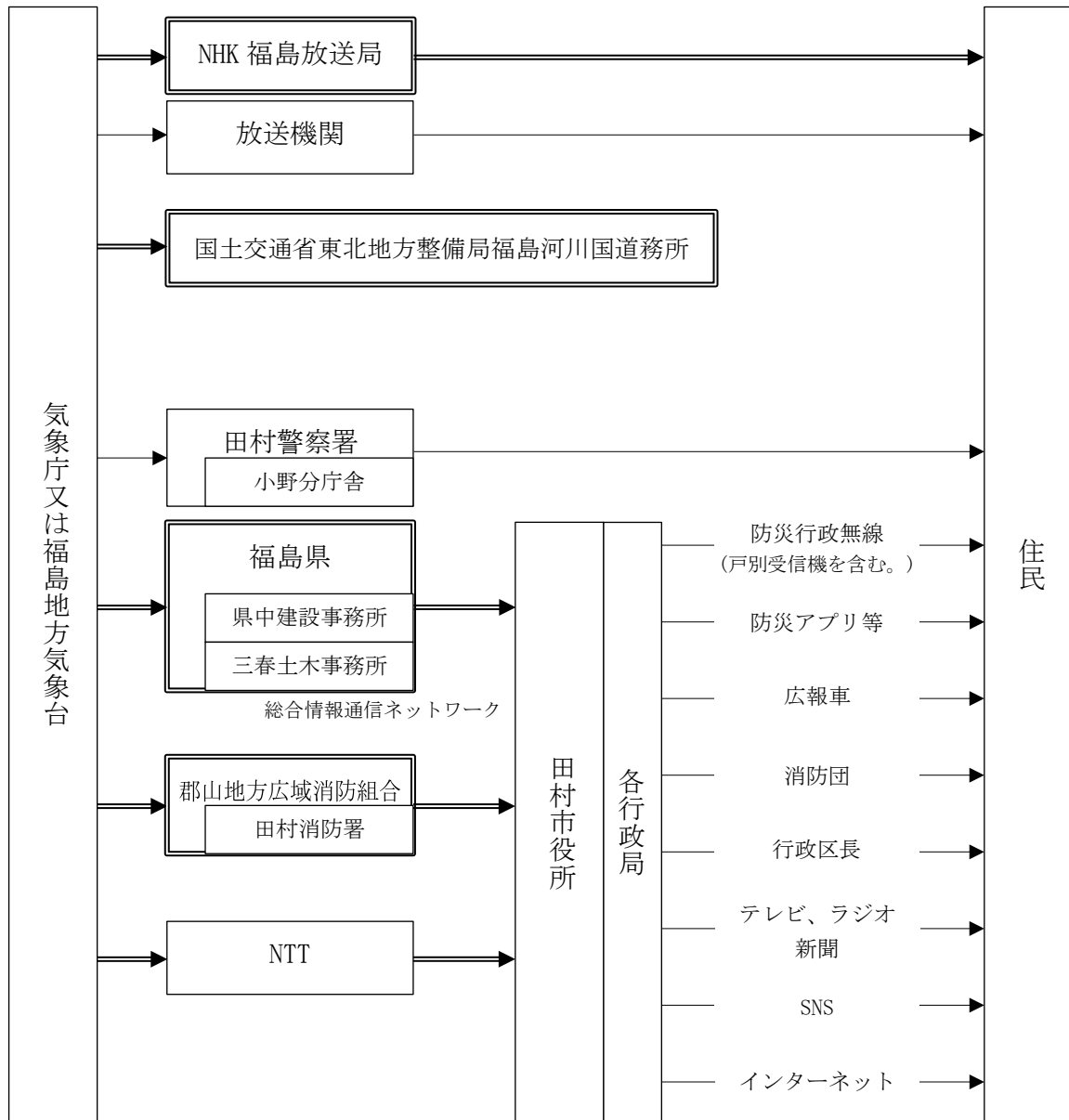
第5 他機関の気象観測施設の活用

市にある気象観測システム等民間気象サービスを活用するほか、気象庁船引地域観測所の観測施設（アメダス）等を活用し、そのデータに基づき通報を行うものとする。

第6 予警報伝達系統

気象情報の伝達並びに災害発生時におけるその後の気象状況の伝達は、次の組織によって通報するものとする。

防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK 福島放送局のみ）

※二重枠は法定伝達機関

※福島地方気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化（予報・警報等の提供、アドレスオンライン）

第4節 災害別予防対策

【総務課、市民課、生活安全課、こども未来課、高齢福祉課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館】市は、災害の発生を未然に防止するため、各種災害に応じた対策を講じるものとする。

第1 水害予防対策

本市を流れる河川は、阿武隈山系の錯雑した丘陵地帯内を網目状に阿武隈川水系9河川119,700m、高瀬川水系4河川52,622m、夏井川水系2河川70,287mが東西に貫流し、近年の異常降雨による災害の発生頻度が高くなってきている。また、気候変動等の影響により全国で甚大な水害が全国で頻発し、本市においても令和元年東日本台風や令和5年台風第13号により甚大な被害を受けた。

これら水災害リスクの増大に備えるために、河川管理者等が主体となって行う治水対策（河川、ダム、海岸、下水道等）に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として、「流域治水」を進めていく。

本市の河川のうち、急激な増水の危険箇所は表のとおりであり、水害を予防するために、次の事業及び施設の整備を行うものとする。

河川名	所在地	主な施設
夏井川	滝根町神俣字弥五郎内	親水護岸飛び石
大滝根川	船引町船引字中島	階段護岸
大滝根川	船引町船引字馬場川原	階段護岸
移川	船引町北移字土樋	階段護岸
南川	都路町古道字町裏	階段護岸

1 河川

本市を貫流する中小河川は、通常水位と洪水水位の差が著しく、しかも最大洪水水位（想定）を超える堤防は、ほとんどない状況である。また、河川の改修については県並びに国と協議しながら整備を図っている。したがって、各河川に共通していることは河川の早期改修であり、年次計画により災害危険箇所の河川改修を推進し、治水事業の促進を図るものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「10 重要水防区域」

2 水路

災害予防の見地から既存水路改修による流下速度の確保、流水停滞の防止等に努め、維持管理について、次の点に留意する。

- (1) 水路の破損部分、ぜい弱部分のあるところは、出水に備え補修することが必要である。
- (2) 地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小部分については、十分点検管理を行い、災害を未然に防止する。

- (3) 水路内に、ごみ等の投棄を防ぎ、流水の妨げとならないように措置する。また、関係機関、団体及び市民との一致協力体制による、ごみ除去清掃運動等を推進する。
- (4) 地震発生時等による亀裂、破損箇所の調査が必要である。

3 洪水ハザードマップ整備の促進

市は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域が指定・公表された場合、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

4 浸水想定区域における避難の確保

市は、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、FAX等による洪水予報等の情報の受信整備を指導する。

防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び訓練について、市へ報告する。

なお、市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第2 風害予防対策

農作物を風害から防御することは、非常に困難であるため倒伏防止に最大の努力を払う以外にないことから、風向にあった播種方法、風に強い品種の取り入れ、支柱立ての活用や風の時期をはずした栽培等の適切な指導を行い、風害対策の推進を図るものとする。

第3 雪害予防対策

降積雪期においても市民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施するものとする。

なお、基本的には、降雪又は積雪による災害を予防するため、別に定める「田村市除雪作業要領」により対策を行うものとする。

1 雪害の定義

雪害とは、異常な降雪により、道路の通行止めや公共交通機関の運休及び家屋、農業用施設等の損壊が発生すること等をいう。

2 雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。また、平時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

3 一般建築物の安全確保

市は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪降ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

4 孤立地域の防止

(1) 実態の把握

市は、孤立化のおそれがある地域について、事前に実態を把握に努める。

(2) 自主防災組織の推進

市は、孤立化のおそれがある地域の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、自主防災組織の推進を図り、資機材や食料等の備蓄を行うよう啓発する。

(3) 連絡体制の整備

市は、関係機関と連携し、衛星携帯電話などにより孤立化のおそれがある地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保を推進するよう努める。

(4) 受入体制の整備

市は、孤立化のおそれがある地域のヘリポート適地を選定し、受入体制を整備しておく。

5 ボランティアの受入れ

ボランティアは市及び市社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集するものとし、受入窓口は、市及び市社会福祉協議会が協議して一本化に努める。

6 避難行動要支援者の避難行動

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

市は、避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

災害発生後、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、一人一人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努めるものとする。

7 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。このため、市をはじめ

め各防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

8 防災知識の普及

市及び県は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。

さらに、市及び県は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。

市、県及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくことを心掛けるよう周知に努める。

第4 凍霜害予防対策

凍霜害については、別に定める「田村市防霜対策本部設置要領」により対策を行うものとする。

第5 土砂災害予防対策

1 土砂災害に係わる用語の意義

用語	説明
土砂災害 警戒区域等	土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域
	土砂災害警戒区域 土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

2 土砂災害のおそれのある箇所等について

(1) 土砂災害のおそれのある箇所

土砂災害のおそれのある箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県が総点検し公表したものである。

(2) 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

近年頻発する土砂災害において、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所で発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、県により、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、高精度の地形情報等を用いて「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」を抽出し、土砂災害警戒区域等の指定に向けた手続きが進められている。

市内における新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所は、急傾斜の崩壊 2,971 か所、土石流 449 か所が抽出されている。

(福島県新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所 令和6年6月時点)

3 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律」に基づき、県により指定されている。市内における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域として土石流 477 か所、地すべり 2 か所、急傾斜地の崩壊 316 か所、計 795 か所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流 392 か所、急傾斜地 310 か所、計 695 か所が指定されている。

(福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 令和7年12月16日時点)

(1) 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

市は、防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。

防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び訓練について、市へ報告する。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(2) 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

市は、防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難場所等に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を記載した田村市防災マップの周知に努める。

4 土石流対策

(1) 現況

土石流の発生のおそれのある溪流とは、次の基準による溪流をいい、市内における土石流の発生のおそれのある溪流は、449 か所存在し、県により指定されている。

ア 2度以上の縦断勾配が200m以上、流域面積が5km²以下で、建物1戸以上に被害が想定される土地の区域

(2) 計画

市は、土石流による災害から住民の生命や財産を守るため、県から土砂災害警戒区域等（土石流）や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難に関する資料の提供を受ける。

(3) 住民への周知

ア 土石流の発生のおそれのある箇所について、平時から定期的にパトロール等を実施し、地域住民等に山崩れ・がけ崩れの危険について周知徹底する。

イ 山崩れや土石流の被害を予防し、発生した場合の被害の極限を図るため、地域住民に対し、土石流の発生のおそれのある箇所、避難場所、避難ルート等の周知を図る。

5 急傾斜地防災対策

(1) 現況

市内におけるがけ崩れの発生するおそれのある箇所は、2,971か所存在し、県により指定されている。

(2) 計画

市は、がけ崩れによる災害から住民の生命や財産を守るため、県から土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料の提供を受ける。

(3) パトロールの実施

平時からがけ崩れの発生するおそれのある箇所について定期的にパトロール等を実施し、状況の把握に努めるものとする。

(4) 住民への周知・知識普及

がけ崩れの発生するおそれのある箇所に隣接又はがけ崩れの発生するおそれのある箇所に居住する住民や土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設等の管理者に対し、豪雨等による崩壊のおそれを周知するとともに、高齢者等避難、避難指示が発令された場合に速やかに避難行動がとれるようあらかじめ啓発に努めるものとする。

なお、住民への周知及び啓発の方法として、土砂災害ハザードマップ等を作成し、活用を図るものとする。

6 治山対策

荒廃山地の復旧、水資源、又は災害防備林の造成に関する治山事業は、治山治水緊急措置法に基づく計画により、流域保全に重点を置き、砂防計画等との総合的な調整を十分考慮し、上流山地の土砂流出防止を図るとともに、災害防止に努める。災害につながるおそれのある林地の無秩序な開発、土砂採取を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、宅地造成等規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。

7 液状化対策等

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。また、液状化に関する被害の危険性については、必要に応じて住民への情報提供に努めるものとする。

8 盛土による災害防止対策

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、市内にて把握した盛土等について、速やかに県に報告する。

9 土砂アラート（福島県土砂災害情報システム（危険度分布））

大雨時に土砂災害の危険度の高まりを地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして表示し、常時10分毎に更新される。

大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報（土砂災害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。

県内市町村を大字単位等の562地区に細分化して表示するほか、外国人向けに閲覧ページは日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語の7か国語に対応している。また、パソコン版とスマートフォン版を用意している。

10 二次災害予防対策

市は、地震、降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、市は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

第5節 火災防止対策

【生活安全課、都市計画課、上下水道課、学校教育課】

第1 出火防止対策

市は、災害による火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化及び平時から災害等に備えた適切な出火防止対策が図られるよう各家庭及び防火上の重要施設への安全指導等の徹底等、予防消火の充実強化に関する対策を行うものとする。

1 一般家庭に対する指導

(1) 消防団による巡回指導

消防団による管轄区域の定期的巡回及び春秋の火災予防運動等を利用して市民の火災予防意識の高揚を図る。また、防災訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法や初期消火の方法、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応等について指導を行い、災害時の出火防止措置や初期消火活動についての知識・技能の普及を図るものとする。

(2) 出火防止等に関する指導事項

- ア 住宅防火診断の実施や住宅用火災警報器の設置及び作動状況の確認等、適正な維持管理
- イ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの準備など初期消火準備の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具や耐震安全装置付火気使用設備器具の使用及びガス漏れ警報器、漏電遮断器等の安全機器の設置、感震ブレーカー等の普及促進
- エ 火を使う場所の不燃化及び火気器具周辺の整理・整頓
- オ カーテン・寝具類等の防災性能を有する製品及び物品の普及
- カ 灯油、ガソリン等の安全な保管
- キ 防災訓練への積極的な参加
- ク 住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭における優先的な住宅防火診断等の実施

2 防火管理者等の養成・指導

(1) 防火管理者

防災上重要施設及び大勢人が集まる施設等の管理者に対し、防火管理資格者の養成と所属事業所等の消防計画を策定させる等、自主防火管理の徹底を図るものとする。

防火管理者には、次の業務を行わせる。

- ア 消防訓練（特に火災通報、初期消火及び避難誘導等の訓練の実施）
- イ 消防の用に供する設備等の点検整備
- ウ 火気の使用及び取扱に関する監督
- エ 自衛消防組織、体制の整備

(2) 危険物施設関係者

郡山地方広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）・田村消防署は、危険物取扱者をはじめ、危険物施設の関係者に対し次の事項を実施する。

- ア 火災予防運動週間等の機会をとらえ、施設及び消防用設備等の適正な維持管理の徹底
- イ 立入検査による消防用設備等の設置の指導
- ウ 危険物安全週間中における危険物火災予防の実施
- エ 危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施

3 出火防止のための査察・指導

多数の者が利用する防火対象物は、火災発生時の人命への危険が特に大きい。このため田村消防署は、防火対象物の火災予防については特に防火管理者の選任等人的面と消防用設備等物的面の両面から強化する必要があることから積極的な査察・指導を実施するものとする。

(1) 査察（防火対象物及び危険物施設に対する査察）

消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物に対して立入検査を実施するとともに、火災、人命危険の排除と自主防火体制の確立について指導を行うものとする。

(2) 特命査察

諸般の消防事象を勘案して必要と認めたときに実施する。

4 道路等の整備

市は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

第2 初期消火体制の推進

火災による被害軽減上特に重要となる初期消火活動の強化策として、消火訓練や防火防災講習会を通じた市民への防災意識の啓蒙、自主防災組織の育成強化等とあわせ、各戸への住宅火災警報器の設置及び消火器の普及、消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等についての広報及び講習会の実施などにより初期消火活動体制の充実を図るものとする。

第3 火災予防運動等の活用

全国一斉に実施される春、秋の火災予防運動のほか、郡山地方広域消防組合が実施している火災予防運動や各種訓練等を通じ、消火器具等の取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させる等、その効果を高めるよう努めるものとする。

第4 消防水利・危険箇所等の把握

1 管轄区域調査

田村消防署は、平時から災害が発生した場合に消防活動が困難と認められる地域、防火対象物及び地理水利の状況等について把握し、災害発生時の適切な消防活動が迅速に行えるよう備えるものとする。

なお、管轄区域調査において地理及び水利に異常を認めた場合は、田村市役所担当部局に通知するものとする。

また、消防団については、平時からの地域巡回や訓練等を通じて、消防水利及び地域の危険箇所等の把握に協力するものとする。

2 警防計画

田村消防署は、必要と認める管轄区域内の防火対象物について、防ぎよ活動上必要な地理、水利、建物構造、人命危険対象物等の位置、危険物の貯蔵及び集積場所等の調査を実施し、警防活動を迅速、有効かつ安全に行うための事前計画を策定するものとする。

なお、計画は、下記事項を留意する。

- (1) 情報資料の収集
- (2) 救出・救助
- (3) 避難誘導
- (4) 延焼拡大阻止
- (5) 水利統制
- (6) 消防活動実施上の障害の把握
- (7) 危険性物質の飛散防止
- (8) 行動間の安全管理（消防団員含む。）

第5 消防力の強化

大規模災害時を考慮し、木造家屋の密集状況など、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう、次の消防組織及び施設の強化策を推進する。

1 消防組織の拡充強化

木造住宅の密集、道路、水利の状況等地域の特性に応じて適切な消防活動が図れるよう、計画的に常備消防組織の整備・強化を促進する。

また、大規模災害等に対応するため、地域防災力の要となる消防団を危機管理組織としての充実強化に努めるとともに、車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実に加え、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。併せて自主防災組織との協力体制を確立するものとする。

2 消防施設等の整備・充実

- (1) 消防装備

大規模災害などの多様な災害や地域の危険性に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防機械器具等の充実を図るものとする。

(2) 消防水利

地震火災に備え、消火栓及び耐震性防火水槽の計画的設置を推進する。また、河川、池、沼等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議の上、消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努めるものとする。

第6 救助体制の整備

市は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る

また、消防本部は、救助工作車や、救助用資機材を整備し、災害に対応できるよう訓練を充実する。

第7 広域的な応援体制の整備

市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接各消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

第6節 文化財災害予防対策

【生涯学習課】

災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、教育委員会及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定めるものとする。

第1 教育委員会及び文化財所有者の責務

1 教育委員会の責務

教育委員会は、適宜文化財調査及び文化財の実態調査を行い、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行うものとする。

2 文化財所有者の責務

文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努めるものとする。

第2 文化財の種別毎の対策

1 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施するものとし、教育委員会は、可能な限りの支援を行うものとする。

2 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、教育委員会の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくものとする。

3 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、災害時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくものとし、教育委員会は、可能な限りの支援を行うものとする。

第3 教育委員会の役割

1 指定文化財への対策

(1) 市指定等文化財

教育委員会は、文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行うものとする。

(2) 国及び県指定等文化財

教育委員会は、市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておくものとする。

2 未指定文化財への対策

教育委員会は、文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行うものとする。

3 防災計画に定める事項

- (1) 市内に所在する文化財の現状把握
- (2) 文化財所有者・管理者に対しての災害予防に関する指導及び助言
- (3) 災害時における文化財への対応方法

4 文化財保護思想の普及啓発

教育委員会は、市民の文化財に対する保護思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

第4 文化財所有者及び管理責任者

文化財所有者及び管理責任者は、文化財の日常管理を心掛けるとともに、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備や定期的な保守点検に加え、災害に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておくものとする。

また、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

第5 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・協力体制を事前に確立しておくものとする。

第6 防災訓練の実施

教育委員会、県、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第7節 電力、ガス及び通信施設等の防災力の強化

電気、ガス、通信等のライフライン施設が災害により被害を受けた場合、生活機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となることから災害時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするため、次の応急復旧体制の整備推進を図り、防災力の強化に努めるものとする。

第1 電力施設の防災力の強化

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターは、電力施設に係る防災力の強化を図るため、災害時の被害の最小化及び早期復旧に向け、次の対策を講ずるものとする。

1 防災組織の確立

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターは災害対策組織を整備し、防災体制を確立し、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 電力施設の整備

発電・送電・変電及び配電設備等の電力施設については、別に定められた設計基準により、耐震化を図るものとする。

3 電力の安定供給

電力広域的運営推進機関で定める指針等に基づき、全国規模で需給調整を通して平時の安定供給を図るとともに、大規模災害時等の緊急時においても他の電気事業者と連携し、設備の早期復旧を図るものとする。

4 要員、資機材の確保

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターが定める規程、基準、マニュアル等で対応する。

5 防災訓練の実施

災害時の円滑な対応を図るため、年1回防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。また、県及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 LP ガス施設の防災力の強化

LP ガス供給事業者は、災害が発生した場合に、初動措置を迅速・的確に行うため災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備するとともに、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

1 LP ガス設備の強化

(1) 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずるものとする。

(2) 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずるとともに、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

(3) 耐震性配管への切り替え

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行うものとする。

(4) 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置するとともに、耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターや集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

(5) ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等を設置するものとし、設置にあたっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

2 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合においても適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

3 復旧活動への備え

(1) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うために努めて情報通信設備を整備するものとする。

(2) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(3) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、一般社団法人福島県LPガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

- ア 住宅地区の整備・管理の在り方
- イ 集合住宅の開栓の在り方
- ウ 合理的な緊急点検の方法

4 防災訓練の実施

- (1) 各事業者が、LPガス爆発時の対応又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施するものとする。
- (2) 災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。県及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第3 電信電話施設の防災力の強化

電信電話施設の損傷は、災害時の各種情報伝達、応急復旧活動、生活、経済活動等に多大な影響をもたらす。NTT東日本(株)福島支店では、施設の強化を推進し、災害時の通信サービスの確保と早期復旧体制を整備するものとする。

1 防災組織の確立

災害の発生に備え、災害対策組織を整備し、各個人の役割を明確にするとともに、組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制について定めておくものとする。

2 局舎・局舎内施設の対策

局舎は、耐震・耐火構造の設計を行うとともに、防火扉、防水堤等を設置し、各種災害に対しての施設維持に備えるものとする。また、局舎内の通信設備は、耐震補強支持器具等による倒壊、損傷防止対策を行うとともに、非常用予備電源として、備蓄電池及び発電機を設置する。

3 災害対策用機器

通信の全面途絶地、避難場所等との通信を確保するため、通信衛星を利用した各種災害対策機器を配備する。また、長時間停電時の通信電源を確保するための移動電源車、局外通信施設の被災に備えての応急用ケーブルほか各種災害対策用機器を配備する。

(1) 災害対策用無線機

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話を確保する。

(2) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換機装置として全国主要都市に非常用可搬型交換装置を配備する。

(3) 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として移動電源車を県内主要拠点に配備

福島拠点	500KVA	2台
	150KVA	1台
	30KVA	1台
郡山拠点	1000KVA	1台
	150KVA	1台
	30KVA	1台
会津若松拠点	150KVA	1台
	30KVA	1台
いわき拠点	150KVA	1台
	30KVA	1台

(4) 所外設備応急用資材

所外設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル等を配備する。

4 災害対策実施計画

(1) 施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

- ア 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- イ 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般市民の使用に供する。
- ウ 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。
- エ 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- オ 商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジンを常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。
- カ 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

(2) 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう、次の訓練を単独又は共同するなどして実施するものとする。

- ア 気象に関する情報伝達訓練
- イ 災害時における通信疎通訓練
- ウ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練

エ 消防及び水防の訓練

オ 避難及び救助訓練

(3) 防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

ア 物資対策

県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請。

イ 電源対策

商用電源の供給要請。

ウ お客様対策

お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請を行うものとする。

第8節 農地・農業用施設等の防災力の強化

【農林課】

第1 各施設の共通的な災害予防対策

1 農業施設の調査・点検

- (1) 災害時に迅速に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。
- (2) 災害発生時に、迅速かつ的確に緊急点検を行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

2 災害発生直前の対策

(1) 農地、施設の点検、監視

大雨、台風に伴う災害発生のおそれがあるときには、各農地・農林業用施設の管理者と連携を取り、過去に被害が生じた箇所や農林業用施設等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関への連絡

農地、農林業用施設の点検、監視の結果、崩落、損壊等のおそれがあると認められる場合は、各農地・農林業用施設の管理者とともに、近隣住民、関係機関への連絡を実施する。

(3) 危険箇所等の補強

農地、農林業用施設の点検、監視の結果、崩落、損壊等のおそれがあると認められる場合は、所要の補強等の対策を行い被害の軽減に努める。

第2 情報連絡体制の整備

1 農業協同組合等との連絡体制の整備

市は、農業協同組合等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から農業協同組合等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

なお、施設管理者等は、関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備するものとする。

2 気象情報・地震情報の収集・連絡

気象情報や震度、震源、マグニチュード等の地震情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

3 施設の点検

震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により農業協同組合等と協力して速やかにパトロールを実施し、農地や農業用施設等の緊急点検を行う。その際に危険と認

められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

4 被害状況の把握

農業協同組合等と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

5 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、県及び関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手するものとする。

6 防災計画で定める事項

- (1) 点検箇所位置図、点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成
- (2) 緊急用資材の点検・備蓄計画（品目・数量・配置場所等）、緊急時の資材等の緊急調達、輸送の依頼先

第9節 緊急輸送路等の指定

【生活安全課、建設課】

緊急輸送路とは、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路であり物資受入拠点や防災拠点等を接続して指定される。緊急輸送路に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場は除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図るものとする。

第1 緊急輸送路

1 緊急輸送路の選定

市は、県、警察及び関係機関との調整を図り、災害時に優先的に緊急輸送車両が通行できるように、あらかじめ緊急輸送路を選定する。なお、選定については、概ね次の基準により適切な路線選定を行い、防災拠点施設等を結ぶ効率的で機能的な交通網の確保を図るものとする。

(1) 県指定緊急輸送路

ア 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

(ア) 磐越自動車道

イ 第2次確保路線

県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

(イ) 国道288号 全線

(イ) 国道349号 全線

(ウ) 国道399号 全線

(エ) 主要地方道 船引大越小野線 全線

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

一般県道 常葉芦沢線 国道288号～JA福島さくら常葉支店

(2) 市指定緊急輸送路

ア 第1次確保路線

イ 第2次及び第3次確保路線

物資集積・配送拠点と避難所等を結ぶ線を重視してその都度指定する。

第2 ヘリコプター臨時離着陸場

緊急患者及び緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを各地区に整備するよう努める。

資料編：01 地域防災計画資料「15 ヘリコプター臨時離着陸場」

第3 物資集積・配送拠点の確保

救援物資等を受け入れ、仕分け及び配送等を効率的に行うため、概ね次の基準により災害活動拠点を選定するものとする。

大量の食料、生活必需品等の迅速な集積、仕分け、配送を行うため、物資等集積所を確保するものとし、交通条件に優れ、ヘリポート等の確保が可能な大規模公園、学校等を災害活動拠点としてあらかじめ選定する。

資料編：01 地域防災計画資料「16 物資受入拠点」

第4 緊急輸送車両の確保

1 市保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、保有している車両の円滑かつ、効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努めるものとする。

2 民間業者からの車両の確保

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者と協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。

3 緊急通行車両の事前届出

災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備えるものとする。

第5 緊急輸送路の啓発

緊急輸送路のうち、特に重要な路線については平時から広報誌等を活用し、災害発生時の円滑な災害応急対策の実施のため市民に周知徹底を図るものとする。また、必要により重要路線の標示等について検討するものとする。

第10節 避難体制の整備

【総務課、企画調整課、市民課、生活安全課、社会福祉課、子ども未来課、保健課、
高齢福祉課、農林課、上下水道課、学校教育課】

市は、災害の発生、又は発生のおそれがある場合において、迫りくる災害の危険から市民の生命又は身体を保護するための避難場所・指定避難所及び家屋の破損、倒壊、焼失又はライフライン機能の喪失等により日常生活が困難な状況にある市民に対する救済のため一時的な生活の場として避難所の確保、整備に努めるものとする。

なお、避難誘導計画の策定にあたっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮するものとする。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、市は、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

市は、医療・保険・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位を付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第1 避難に関する用語

避難に関する用語の意義は次のとおりである。

用語	説明
高齢者等避難	市長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発令する情報。気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をすることを求める。特に、要配慮者に対しては立ち退き避難を促す。
避難指示	市長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。屋内安全確保も避難指示が促す避難行動としている。
緊急安全確保	市長が、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立ち退き避難することがかえって危険である状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を発令すること。
立ち退き避難	自宅等から避難場所・指定避難所や安全な場所へ移動する避難行動。水平避難と同意
屋内安全確保	屋内での退避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。ただし、屋内安全確保を行うためには、次の条件が満たしていることを確認した上で行う。①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。②自宅等に浸水しない居室があること。③一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。
待避	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることで、「屋内安全確保」の一つ
垂直避難	切迫した状況において、屋内の2階以上に避難することで、「屋内安全確保」の一つ
水平避難	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。又は、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難することで、「立ち退き避難」と同意
指定避難所	災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所
避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所（県計画の「指定緊急避難場所」に相当）
福祉避難所	高齢者や障がい者その他の特別な配慮を必要とする方を受け入れるための設備、器材、人材を備えた場所

第2 災害別避難体制の整備

1 水害（大雨・洪水等における避難体制）

降雨量の増加により河川の増水や地表水が増水し、排水路等の溢水が生じたときは、冠水地域等に、情報を的確に伝える必要があるため、洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により避難体制を整備し、周知するものとする。

- (1) 大雨及び洪水に対する危険性の周知及び啓発
- (2) 住民への洪水情報の的確かつ迅速な伝達
- (3) 非常連絡網の作成
- (4) ハザードマップの活用、避難路・避難場所等の設定、特に河川を横断する避難経路を避ける。
- (5) 災害発生時の適切な行動が制約される人（要配慮者）も含めた住民の確実な避難を徹底する。
- (6) 道路の冠水等、危険な状況で避難するような事態を回避するなど、避難行動における安全の確保を図る。

2 土砂災害

(1) 土石流における警戒避難体制

土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象で、その速さは、規模によって異なるが、時速20～40kmという速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

ア 土石流の危険性の周知及び啓発

イ 気象情報の周知

ウ 土石流発生時の的確かつ迅速な伝達

エ 非常連絡網の作成

オ 災害発生時の適切な行動が制約される人（要配慮者）も含めた住民の確実な避難を徹底する。

カ ハザードマップの活用、避難路・避難場所等の選定

キ その他必要事項

(2) がけ崩れにおける警戒避難体制

がけ崩れは、傾斜度が30度以上である土地が雨や地震

等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

ア がけ崩れの危険性の周知及び啓発

イ 気象情報の周知

ウ がけ崩れの的確かつ迅速な伝達

エ 非常連絡網の作成

オ 避難路・避難場所等の選定

カ その他必要事項

第3 避難に関する計画

避難に関する計画は、被災者を避難対象地域から避難所へ収容するまでの「避難誘導計画（仮称）」と避難所に収容してからの生活支援等のための「避難所設置・運営計画」に区分するものとする。

第4 避難誘導計画の策定

避難誘導計画は、災害の状況等が変化する中において策定する必要があるため、計画立案を担当する職員は、状況の特質の把握及び避難誘導計画に含ませるべき事項等を理解し、計画策定のための思考過程（考え方）に精通するよう努めるものとする。

1 計画策定の方法

- (1) 市民の生命、身体の保護のため避難誘導にあたり「具体的に達成すべき目標」を明確にする。
- (2) 目標を達成するための避難誘導方針を列挙する。
 - ア 避難誘導方針の列挙の要領（今、何を判断すべきか考える重要な段階）の特質（地域の特性、災害の状況及び推移、本部の状況等）を把握してこれを加えて、目標が達成可能なあらゆる方針を列挙する。
 - (ア) 状況の特質の把握（本部事務局（情報・広報・渉外班））
 - a 地域の特性
被災者の避難に影響を及ぼす「地域の気象」、「地形（道路、稜線・水系、人工物等）」を考察して特性を把握し、それが災害状況の変化及び避難行動に及ぼす影響を考えるものである。
 - b 災害の状況及び推移
災害の脅威、できればその脅威の度合いの高い順位、避難行動に重大な影響を及ぼす災害（脅威）を明らかにする。
 - c 本部の状況等
避難行動に使用できる勢力（職員、警察、消防、自衛隊等）・装備等を明らかにする。
 - (イ) 行動方針の列挙（本部事務局（統括・企画班））
 - a 状況の特質で明らかになった事項を加えて、目標達成が可能なあらゆる行動方針を列挙したのち、迅速性、容易性、確実性、経済性等から分析し、最良の行動方針を案出する。
 - b 行動方針には、「誰が」、「何を（行動の種類）」、「いつ（時期）」、「どこで（場所）」、「いかに（避難の要領）」、「何のため（目的）」のうち必要な事項を含ませて簡潔に表現するものとする。
 - イ 計画は、5W1Hで表現した最良の行動方針「何のため（目的）」、「誰が」、「何を（行動の種類）」、「いつ（時期）」、「どこで（場所）」、「いかに（避難の要領）」を具体化したものである。

ウ 避難誘導計画に最低限含ませるべき事項（案）

- 1 避難誘導責任者
- 2 避難対象地域（複数を考慮）及び対象者（要配慮者等考慮）
- 3 避難対象地域及び対象者への避難指示伝達方法
- 4 避難先（複数を考慮）
- 5 避難の順位（脅威の度を考慮）
- 6 時期、経路
- 7 避難誘導担当部隊等の編成・装備（職員、警察、消防、自衛隊等）
- 8 避難誘導の要領及び措置
 - ①輸送手段（陸路・空路含む。）
 - ②輸送要領（同時、逐次）
 - ③交通規制等の要領

第5 避難指示等の発令基準及び伝達

1 避難指示等の発令の判断に資する専門機関の助言

本部長は、水害、土砂災害等の危険が高まり、避難指示等の分析・判断する場合において、リアルタイムのデータ及び地域における各種災害の専門的見地を有している国や県等の専門機関に助言を求めるものとする。

2 避難指示等の発令基準

- (1) 市は、避難指示等の要否を検討すべき情報について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。
- (2) 市は、土砂災害警戒区域等や浸水想定区域で避難を要する事態が発生することを想定し、避難指示等の発令基準を次のとおり定めるものとする。

区分	発令基準
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>以下のいずれかに該当する場合に発令に努める。</p> <p>【災害が切迫】</p> <p>■洪水災害</p> <p>○洪水キキクルで「災害切迫(黒)」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合）</p> <p>○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>○大雨特別警報（浸水害）が発令された場合</p>

区分	発令基準
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<p>■土砂災害</p> <p>○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂キキクルで「災害切迫(黒)」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>【災害発生を確認】 ○土砂災害や堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）</p>
避難指示 (警戒レベル4)	<p>以下のいずれかに該当する場合に発令に努める。</p> <p>■洪水災害</p> <p>○大滝根川の中島水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.20mに到達した場合 ○大滝根川の中島水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.50mを越え、今後、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○洪水キキクルで「危険(紫)」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○大雨警報（浸水害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>■土砂災害</p> <p>○土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ○土砂キキクルで「危険(紫)」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>■共通（洪水・土砂）</p> <p>○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○災害が発生するおそれがさらに高まった場合</p> <p>■その他災害</p> <p>○有毒物の流出又は危険物の爆発により、危険が及ぶと認められた場合 ○大規模延焼火災により、危険が及ぶと認められた場合 ○その他自然災害、又は大規模な事故災害等により、危険が及ぶと認められた場合</p>

区分	発令基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	以下のいずれかに該当する場合に発令する。
	<p>■洪水災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大滝根川の中島水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である3.50mに到達した場合 ○大滝根川の中島水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）である2.80mを越え、今後、急激な水位上昇のおそれがある場合 ○洪水キキクルで「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
	<p>■土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、該当区域の土砂キキクルが「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合
	<p>■共通（洪水・土砂）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（※土砂災害の場合、大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
	<p>※要配慮者等の避難行動に時間を要する者に対し避難を促す必要があります。</p>

(3) 市は、避難指示等を発令するにあたり、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(4) 市は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(5) 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキク

ル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

- (6) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とするが、避難指示等が発令する場合は、その後の気象現況の推移を勘案し、事前に避難等を要すると判断された場合に行うものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等を用い、避難指示等が発令できるようにする。

- (7) 本部長は、対象区域の近隣で土砂災害前兆現象、土砂移動現象又は土砂災害が発生した場合は、上記基準にとらわれることなく、発生状況に応じ避難指示等が発令するものとする。

(8) 留意事項

ア 市は、避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

イ 劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

3 避難指示等の伝達担当及び方法

連絡担当	連絡先等	報告・通知等の方法
本部事務局 (統括・企画班)	市役所各部・各班・各行政局、教育委員会、農業委員会	庁内放送、L o G oチャット、電話、口頭、その他迅速な伝達手段
	県（危機管理部）、自衛隊、田村警察署、田村消防署、消防団	県総合情報通信ネットワーク、電話、FAX、その他迅速な伝達手段
	防災関係機関、防災会議委員	電話、FAX、口頭、その他迅速な伝達手段
本部事務局 (情報・広報・渉外班)	市民・観光客等	防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、携帯端末等による緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災アプリ、その他迅速な伝達手段
	報道機関	電話、FAX、口頭

4 避難指示等が発出された地域の市民がとるべき行動

種別	状況	住民のとるべき行動
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害発生又は切迫	<u>命の危険 直ちに安全確保</u> ・避難先への立退き避難することがかえって危険となるため、自宅等の2階以上への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所へ移動又は近隣堅牢な建物等に緊急的に身の安全を確保する。
避難指示 (警戒レベル4)	災害のおそれ高い	<u>危険な場所から全員避難</u> ・原則、立退き避難 ・自宅等にとどまっても安全を確保することが可能な場合は、屋内安全確保をすることが可能
高齢者等避難 (警戒レベル3)	災害のおそれあり	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> 1 要配慮者 ・原則、立ち退き避難 ・自宅等にとどまっても安全を確保することが可能な場合は屋内安全確保をすることが可能 2 一般の市民 ・防災気象情報、水位情報等に注意を払い、立退き避難の必要について検討する。 ・立退き避難が必要になると判断する場合は、その準備をする。

※ 災害が発生する前に避難を終えること。また、避難が夜間になると判断した場合は、日中に避難するなど状況に応じて判断するものとする。

第6 指定避難所の指定等

市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設)の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。

指定避難所を指定したときは、基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示することに加え、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。(なお、本市では、指定一般避難所を「指定避難所」、指定福祉避難所を「福祉避難所」としている。指定避難所と記載の場合、福祉避難所も包含されることとする。)

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努め

るものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

1 避難所の選定等

ア 指定避難所を避難所とする場合

指定避難所として指定している施設を使用する場合は、避難誘導計画に含めるものとする。

イ 指定避難所以外の場所を避難所とする場合

(ア) 指定避難所の選定基準

- a 避難所スペースと非避難所スペースに区別したのち、避難スペースにおける避難者1人あたりの必要面積は、概ね3㎡以上とする。
- b 避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
- c 速やかに避難者を受け入れ、又は生活関連物資を避難者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- d 避難所の立地場所については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。
- e 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- f 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物で、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とすることが望ましい。
- g 感染症対策として、3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。
- h 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(イ) 避難場所の選定基準

- a 避難場所は、安全が確保され必要な規模を備えているか、地域の実情に応じて選定する。
- b 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあつては、一時避難場所、広域避難場所を避難路の選定と合わせて確実に避難が可能となるように体系だてた

選定を行う。

- c 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 避難地区分けの実施

- (ア) 避難地区分けの実施は実情に応じて定めるものとするが、可能な限り主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することを避けるものとする。
- (イ) 避難地区分けにあたっては、各地区の歩行負担・危険負担をできる限り均等に
する。
- (ウ) 避難人口は、夜間人口によるが、昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場
所の収容能力に余裕をもたせる。

エ 学校を指定する場合の措置

学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意し、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法等について、事前に協議を行っておくものとする。

オ 各種手続き

(ア) 施設管理者の同意

市長は、指定避難所を指定しようとするときは、あらかじめ当該指定避難所の施設管理者の同意を得るものとする。

(イ) 知事への通知等

市長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(ウ) 指定の取消

市長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

カ 指定した避難所の運営・管理

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

- (ア) 避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- (イ) 指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器や公衆無線 LAN 環境の整備を図るものとする。
- (ウ) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (エ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。
- (オ) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。
- (カ) 性暴力やDVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。
- (キ) 性暴力やDV、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (ク) 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。
- (ケ) 感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。

第7 避難路の選定

避難誘導計画の避難路の選定基準等は概ね次のとおりとする。

1 避難路の選定基準

- (1) 避難路は、概ね8m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がない等、安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。
- (5) がけ崩れ又は土石流の発生のおそれがある箇所を避けるものとする。
- (6) 洪水が発生するおそれがある箇所を避けるものとする。

第8 学校、病院、社会福祉施設等における避難誘導計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難誘導計画の策定に努める。

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業所等多数の者が出入りし、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難誘導計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るものとする。
- (2) 各施設の管理者は、市及び関係機関等と密接な連携を図るとともに、避難誘導訓練の実施等により避難体制の確立に万全を期すものとする。
- (3) 学校等における避難誘導計画

多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難誘導計画を策定するものとする。

また、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- ア 避難実施責任者
 - イ 避難の順位
 - ウ 避難誘導責任者及び補助者
 - エ 避難誘導の要領及び措置
 - オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
 - カ 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法
 - キ 避難者の確認方法
 - ク 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
 - ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法
- (4) 病院・診療所における避難誘導體制の整備
- ア 入院患者の状態の把握
 - 平時から入院患者の実態把握に努め、非常時、患者等の容態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。
 - イ 防災教育・訓練の実施
 - 年間2回以上の訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。また避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。
 - ウ 自力避難困難者等への配慮
 - 病院においては、重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。
 - エ 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備
 - 施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。
 - オ 避難誘導計画の策定
 - 患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、次の事項に留意して病院等の実態に即した適切な避難誘導計画を策定する。
- (ア) 被災時における病院施設内の保健・衛生の確保
 - (イ) 入院患者の移送先施設の確保
 - (ウ) 転送を要する患者の臨時収容場所
 - (エ) 搬送のための連絡方法と手段
 - (オ) 病状の程度に応じた移送方法
 - (カ) 搬送用車両の確保

- (キ) 通院患者に対する病院周辺の安全な避難場所等についての周知方法等
- (5) 社会福祉施設等における避難誘導體制の整備
 - ア 入所者の状態の把握
 - 平時から入所者の実態把握に努め、非常時、入所者等の状態に応じた適切な避難、搬送体制がとれるよう備える。
 - イ 防災教育・訓練の実施
 - (ア) 社会福祉施設の管理者は、職員、利用者の防災訓練を定期的を実施し、災害時の対応能力向上を図る。また、地域住民に災害時の避難活動の協力を要請する等地域ぐるみの自主防災体制の確立に努めるものとする。
 - (イ) 夜間の訓練を含め、毎年訓練を実施するよう努めるものとする。
 - ウ 夜間体制の充実
 - 特別養護老人ホーム、更生援護施設等の夜間体制の充実に努めるものとする。
 - エ 防災設備の整備推進
 - 建物の耐震耐火化に努めるとともに、特にスプリンクラーの設置義務対象施設については、早急な設置を指導し、対象外施設についても設置の促進に努める。
 - オ 自力避難困難者等への配慮
 - 自力困難入所者を夜間勤務員詰所等に隣接して収容するなどし、容易な避難誘導、搬送が可能なよう配慮する。
 - カ 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備
 - 施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努めるものとする。
 - キ 避難誘導計画の策定
 - 社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項に留意して施設の実態に即した適切な避難誘導計画を策定する。
 - (ア) 避難実施責任者
 - (イ) 避難の順位
 - (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
 - (エ) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
 - (オ) 避難場所・指定避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
 - (カ) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
 - (キ) 避難先の代替え施設等の準備
 - (ク) 避難者の確認方法
 - (ケ) 家族等への連絡方法
 - (コ) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保
- (6) その他の防災上重要な施設の避難誘導計画

大規模施設、駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、避難場所等、経路、時期並びに指示伝達の方法等について定めておくものとする。

第9 避難所設置・運営計画の策定

指定避難所は、使用区分により避難者の受入人数が決まるため、平時において「避難所設置・運営計画」を策定し、災害時の避難者の円滑な受入れに備えるものとする。

市民課及び各行政局は、指定する施設の管理者及びその他の関係機関と協議し、指定避難所の特性を考慮し、下記事項の必要な内容とした指定避難所ごとの「避難所設置・運営計画」を作成し、市及び施設の管理者それぞれが保管するものとする。

1 避難所としての施設等の使用方法

- (1) 指定避難所の開設にあたっては、施設の管理者と協議し、避難スペースと非避難スペースに区別する。さらに避難所スペースは共用スペースと各世帯等の生活の場としての居住スペースに区分する。
- (2) 居住スペースは、プライバシーの確保の観点からパーティション等により努めて間仕切りを実施する。

2 指定避難所の管理に関する事項

- (1) 避難所の管理運営責任者（原則として市職員）及び運営方法

ア 管理運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、管理運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。管理運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置にあたっては女性と男性の両方を配置すること。その際、管理運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を管理運営責任者に充てることも考えられるので、管理運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、管理運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ 管理運営責任者の役割

- (ア) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等（例：妊娠、障がい、DV被害、性的マイノリティなど）を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。
- (イ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。
- (ウ) 避難所の運営にあたって、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、

避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

- (エ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。
- (オ) 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握すること。なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性と男性の両方を配置することが望ましい。また、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、市に連絡すること。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。
- (カ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努めること。

(2) 避難受入中の秩序保持

ア 住民による自主的運営避難所

- (ア) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市町村職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。
- (イ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児やこどものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における高齢福祉課班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。
- (ウ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

イ 防火・防犯対策

- (ア) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。また、避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性の製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努めること。

- (イ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。なお、女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回することが望ましい。
- (ウ) 避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やDV、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
避難者が必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。
また、市から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。
また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。
- (5) 避難者に対する各種相談業務
高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置することが適切であること。
また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じて、避難所の責任者から市へ、市でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。
外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

3 指定避難所開設に伴う避難者救護措置に関する事項

(1) 給水・給食措置

ア 飲料水・食料の備蓄

飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。

その際、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーを有する避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。

イ 生活水の確保

飲料水のほかに、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるよう給水タンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。

ウ 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮

食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたピブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合においては、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理栄養士等の専門職種に相談できるよう努めることとする。

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

エ 一定期間経過後の食事の質の確保

一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 生活必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

(ア) 洋服上下、こども服等の上着、シャツ・パンツ等の下着

- (イ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- (ウ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- (エ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
- (オ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 避難者一人一人の違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資（プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液等）を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。

（可能な限り医療機関に対応を求める）

(5) 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援

家庭動物との同行避難の受入れ等については、被災者支援等の観点から重要であり、各避難所における家庭動物との飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、家庭動物の預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者等を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、行政区や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む。）等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

4 指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲（避難スペース及びその他の必要スペース）については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者（医療的ケア児を含む。）等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達訓練

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。なお、感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人あたり1基、避難が長期化する場合には約20人あたり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) 家庭動物等の専用スペース

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、家庭動物を入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

5 要配慮者に対する救援措置に関する事項

なお、要配慮者に対する支援体制については、本章「第17節 要配慮者支援対策」に準ずる。

(1) 情報の伝達方法

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール（エリアメール）機能を含む。）、ワンセグ、SNS、防災アプリ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

(3) 避難所における配慮等

(4) デイサービスセンターの活用等

6 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報紙、パンフレット等の発行

(2) 標識、誘導標識等の設置

市は避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

- (3) 市民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・公開等

市は防災訓練の実施や防災マップの作成・公開等により、避難誘導計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

7 避難所設置・運営マニュアルの作成

市は、避難所の円滑・迅速な設置・運営及び避難の長期対策を考慮し、共通的な「田村市避難所設置・運営マニュアル」を作成するものとする。

8 避難者名簿等の整備

避難している被災者の状況等を把握するため、避難所には、次の名簿を備えるものとする。

- (1) 避難者名簿

世帯単位で作成する。

- (2) 避難者入出記録簿

避難所に入所した者及び仮設住宅等への入居のため出所した者の入出記録

- (3) 避難者日々集計表

成人、高校生、中学生、小学生、未就学児、幼児及び要配慮者について男女別の収容人員数の集計

- (4) 避難所用物資受払簿

物資、食料品等別の受払簿

9 避難所以外の避難者の支援

- (1) 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (2) 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実状に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (3) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

10 広域避難に関する事項

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第10 避難場所等の居住者等に対する周知

市は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
- (4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの

第11 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

市は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携しながら災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

第12 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。県及び市は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第11節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

【生活安全課、保健課、環境課】

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想されるとともに、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されることから、市は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図るものとする。

また、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 初期医療体制の整備

災害等により、多数の傷病者が発生したときは、医師会等の協力を得て救護班の派遣、救護所の設置により初期医療に臨むものとし、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図るものとする。

(1) 救護班の編成

田村医師会は、市からの要請に基づき速やかに出動できるように救護班の編成及び出動体制を整えておくものとし、市は、各班へ救急医療のための器材等を提供し、災害へ備えるものとする。

(2) 救護所の指定及び整備と住民への周知

救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設し、傷病者等の収容治療にあたる体制を整える。

ア 設置場所の確保

関係医療機関等との調整を図り、市内の医療機関（たむら市民病院、都路診療所含む。）を救護所として指定するとともに、救護所にあてるべき建物等をあらかじめ調査し、把握する。なお、指定避難所に併設する場合は、あらかじめ施設管理者とスペースの利用について調整するものとする。

イ 臨時・移動救護所用設備の整備

災害の状況等により適切な救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等の整備に努めるものとする。

(3) トリアージ実施体制の整備

ア 市、田村医師会及び関係機関等は、災害時同時多数の傷病者が発生した場合、緊要度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療の優先度を判定し、傷病者をふりわける（トリアージ）体制を整備する。また、医療関係職員や消防機関職員等への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努めるものとする。

イ 市は、トリアージ・タグ（患者識別票）を準備し、保管するものとする。

2 後方医療体制の整備

救護班では困難な高度医療や緊急搬送等の必要な事態への対応として、次の後方支援体制の整備を図るものとする。

(1) 後方医療体制の整備

ア 救護班による対応が困難な重傷患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や市内の拠点となるたむら市民病院等への要請等、後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。また、県や日赤の救護班等の派遣要請についても、関係機関等と調整を図りその体制整備に努めるものとする。

イ 拠点となる病院の機能強化

市内の医療拠点となるたむら市民病院は、必要に応じて次の機能強化策を構築するものとする。

(ア) 建物、機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

(イ) 夜間、休日等の災害発生時における医師、看護師等のスタッフを迅速に確保する体制の整備

(ウ) 多数の患者を一時受け入れ、処置するための体制及び活動に備えたマニュアル等の整備

ウ 拠点となる病院の機能確保のための防災措置

市内の医療拠点となるたむら市民病院は、医療機能を確保するために、主に以下の防災措置について整備を図る。

(ア) 耐震性構造の強化

(イ) 受水槽、自家発電装置の整備強化

(ウ) 備蓄倉庫の整備

(エ) 救急医療資器材の備蓄

(オ) 簡易ベッド、仮設テント等の整備

(カ) 通信連絡網の整備強化

(キ) その他必要な整備

(2) 傷病者等の搬送体制の整備

関係機関等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

ア 陸上の搬送

道路管理者、警察及び関係機関等との連携調整を図り、緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備するなど、効率的な搬送体制の確立に努めるものとする。

イ 陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送への対応

ドクターヘリ又は消防防災ヘリコプター又は自衛隊のヘリコプター等を活用した患者空輸を迅速に行うため、あらかじめ臨時ヘリポートを指定するとともに、緊急連絡体制を整備するものとする。

3 医薬品等の確保

- (1) 市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。
- (2) 田村医師会や田村薬剤師会等医療関係機関との協議の上、備蓄・調達目標に基づく医薬品、医療資器材について内容、数量等を明らかにするとともに、関係機関と協力し、組織的な備蓄・調達体制の整備に努めるものとする。
- (3) 血液確保体制の確立
市は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について市民への普及啓発を図るものとする。

4 応急手当の普及啓発

市は、田村消防署と連携し、災害発生時救急隊の現場到着前に救急現場に居合わせた市民や家族が適切な応急手当を施すことができるよう応急手当講習会等を開催し、市民の、市民による市民の救命率の向上に努めるものとする。併せて市民への自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当の普及を図るものとする。

講習の種別	講習内容
普通救命講習 I・II・III	<ol style="list-style-type: none"> 1 心肺蘇生法（対象 I成人、II成人、III新生児・乳児・小児） 2 大出血時の止血法 3 AEDの使用法 4 異物除去 5 その他 <p style="text-align: right;">（実技・筆記試験有）</p>
上級救命講習	<ol style="list-style-type: none"> 1 成人、小児、乳児を対象とした心肺蘇生法 2 大出血時の止血法 3 AEDの使用法 4 異物除去 5 その他 <p style="text-align: right;">（実技・筆記試験有）</p>
応急手当普及員講習	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎的な応急手当の知識と技能（AEDを含む。） 2 基礎医学、資器材の取扱い指導技法 3 応急手当の指導者としての指導要領 4 その他

第2 防疫活動体制の整備

1 防疫体制の確立

市は、災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する医療体制の確立

市は、災害の発生による感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の発生が予測されることから、県と緊密な連携を図り、たむら市民病院を中心とする患者対応に努める。

第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

【財政課、上下水道課】

市は、住民の生活を確保するため、食料及び飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るものとする。

第1 飲料水の確保

災害により飲料水を得られない者に対し、1人3ℓ/日の飲料水の3日間の供給を最小限度とし、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努めるものとする。

1 市が実施すべき事項

- (1) 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄を行う。
- (2) 給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等貯水に用いる容器等、応急給水資機材を整備するとともに、配水池の貯水槽緊急遮断弁の設置等の対策を実施する。
- (3) 市民、自主防災組織に対し、貯水及び応急給水について指導を行うとともに、ろ過装置、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム（カルキ）等、応急給水に必要とされる資機材等の整備を支援する。
- (4) 平時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。
- (5) 管工事組合等と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。
- (6) 防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (7) 食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 市民が実施すべき事項

- (1) 非常用飲料水の備蓄は、1人1日3ℓを基準にし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (2) 非常用飲料水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 非常用飲料水の容器は衛生的で安全性が高く、水もれ破損しないものとする。
- (4) 風呂は、緊急時に備え、できうれば溜水とする。

第2 食料・生活必需品等の確保

災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置をとるものとする。

1 市が実施すべき事項

- (1) 市内における被災者の救済に必要な食料及び生活必需品等（以下「緊急物資」という。）の流通在庫調査の実施
- (2) 緊急物資の備蓄、調達及び配分計画の策定

あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と協定を締結するなどして調達体制の整備に努める。

また、食料の調達に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努めるものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

(3) 物資の備蓄

市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーテーション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

(4) 避難場所等への緊急物資の分散備蓄化や物資拠点の確保

災害時の輸送を最小限に抑えるよう、避難所等への分散備蓄の推進や、民間事業者の協力を視野に入れた、備蓄拠点から各避難所への輸送体制の構築等、状況を踏まえたうえで、被災者への物資の迅速な提供に努める。

(5) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する緊急物資の最低限の備蓄（1日分程度）

ア 非常用食料としての備蓄品例

乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等の利用にも配慮して、備蓄品目の選定や利用に際して創意工夫を講じる。

イ 備蓄及び調達の品目例

寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品を備蓄する。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討する。

(6) 孤立対策

孤立するおそれのある地域や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。

- (7) 給食（炊き出し等）計画の策定
- (8) 防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。
- (9) 災害応急対策に従事又は応援派遣する職員用として食料の確保に努める。

2 市民が実施すべき事項

- (1) 家族分の3日分程度の非常用食料を含む非常持出品の準備及び1週間程度の最低生活を確保できる緊急用物資を備蓄する。
- (2) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- (3) (1)の緊急物資の共同備蓄の推進

第3 災害応急対策に必要な資材・機材の確保並びに点検整備計画

1 災害対策に必要な備蓄資材・機材

- (1) 地震時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。
- (2) 長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。
- (3) 災害応急対策のため、毎年9月に備蓄資材・機材台帳に登録したものと現物の照合点検を行い、その都度、資材・機材の補充を行うものとする。

2 備蓄整備

公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

また、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、防疫に必要な資材・機材のうち特に必要なものについては、一定量を定め1項の例によって備蓄するものとする。このほか多量に必要な資材・機材については、備蓄が困難なことから調達可能な目安をつけておくものとする。

3 資材・機材の整備点検

備蓄資材・機材は定期的に整備点検を行い、災害時に支障のないよう努めるものとする。

第13節 災害廃棄物処理体制の整備及び広域処理体制の確立

【環境課】

災害が発生した場合、大量の瓦礫や粗大ごみが生じ市独自での処理を十分に対応できない事態も想定される。また、生活ごみについても平時の収集・処理が困難となることから、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理するとともに、市民の生活環境を確保し、速やかな復興の推進に努めるものとする。

第1 市・市民及び事業所の役割

1 市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 災害時を想定した廃棄物処理についての組織体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

イ 仮置場を選定するにあたっては、次の選定要件を満たす場所とする。

(ア) 搬入が便利であること

(イ) 中間処理機器等の設置・使用に支障のないこと

(ウ) 中長期の使用ができること

(エ) 再利用・焼却・埋立て等の搬出が便利であること

(オ) 飛散防止・安全管理が容易であること

(カ) 水源や病院、学校等に近接していないこと

ウ 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

(2) 平時から、住民に協力を求める事項(ごみの排出方法等)について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

(3) 一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

(4) 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

2 市民及び事業所等の役割

市の広報、防災訓練等を通じて、災害により発生する災害ごみの排出方法を理解に努めるとともに、災害時の廃棄物処理に協力する。また、市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等について理解に努める。

3 県の役割

県災害廃棄物処理計画を策定し、技術的な支援内容、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等に

ついて、具体的に示すとともに、市町村からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係機関との協力体制を整備する。

4 関係機関の役割

- (1) 田村市一般廃棄物収集運搬業務受託業者
 - ア 市からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。
 - イ 担当者への緊急連絡体制を整備する。
- (2) 田村市建設業組合
 - ア 市からの要請による損壊家屋の解体に備える。
 - イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

第2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。また市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備するものとする。

「田村市災害廃棄物処理計画」

第14節 災害復旧・復興への備え

【税務課】

第1 罹災証明書発行体制の整備

市は、災害発生時に罹災証明書が遅延なく交付されるよう、業務体制の整備に努める。他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体、その他の民間団体等との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるとともに、被害調査従事者の育成を行う。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第15節 地域防災力の向上

【市民課、生活安全課、こども未来課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館】

市は、災害対策を総合的かつ円滑に行うため、過去の災害の教訓を踏まえ、県、防災関係機関等と連携し、地域防災力の向上のため自主防災組織等、防災組織体制の整備を促進するものとする。市民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識の下、冷静かつ的確な対応ができるよう、居住地、職場、学校等において、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

第1 防災知識の普及計画

1 職員に対する防災教育

職員に対し防災計画の十分な周知・徹底を図るとともに、防災訓練、防災講演会・研修会等あらゆる場を通じ、危機管理能力の養成及び防災知識の普及に努め、防災活動を的確に実行できるよう努めるものとする。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努めるものとする。

2 市民に対する防災知識の普及

市民一人ひとりが、常に防災に関心を持ち、災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、災害時の初期行動の留意点、初期消火、救出救護活動の知識や技術、要配慮者への支援など基本的な防災知識や技術の普及を図るとともに地域の防災行動能力の向上を図るものとする。

また、防災教育にあたって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

(1) 防災知識の普及啓発

- ア 市民向け防災リーフレットの作成配付（外国語パンフレット等を含む。）
- イ 防災講演会の開催
- ウ 防災パネル展の開催
- エ 市政だよりへの防災に関する記事の掲載
- オ ホームページやSNS等による広報

実施時期（例）

名称	期間
1月15日～1月21日	防災とボランティア週間
1月17日	防災とボランティアの日
3月1日～3月7日	春季全国火災予防運動
5月1日～5月31日	水防月間

名称	期間
6月1日～6月7日	がけ崩れ防止週間
6月1日～6月30日	土砂災害防止月間
8月30日～9月5日	防災週間
9月1日	防災の日
11月9日～11月15日	秋季全国火災予防運動

(2) 普及啓発の内容

- ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 防災計画に定める避難場所・指定避難所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- ウ 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時等にとるべき行動
- エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動
- オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- カ 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組
- キ 地域における助け合い（自助・共助の精神）
- ク 情報伝達の方法
 - (ア) 公衆電話
 - (イ) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル「171」
 - (ウ) 携帯電話会社による災害用伝言板サービス
- ケ 災害時における心身の健康保持

3 広報等による普及啓発活動

(1) 市による防災広報

- ア 広報の方法
 - (ア) 防災訓練等の実施
 - (イ) 広報誌等の配布
 - (ウ) ハザードマップ、「災害時職員初動マニュアル」等の作成・配布
 - (エ) 広報車の活用
 - (オ) 報道機関の活用

- (カ) インターネット、SNS等の活用
- (キ) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）の活用
- (ク) 防災アプリの活用
- イ 広報の内容
 - (ア) 防災計画（特に市民に関係する事項）
 - (イ) 災害に関する知識二次災害防止に関する情報等
 - (ウ) 家庭でできる災害対策
 - (エ) 災害発生時の心得
- (2) 消防による防災広報
 - ア 広報の方法
 - (ア) パンフレット
 - (イ) 広報誌等の配布
 - (ウ) インターネット
 - イ 広報内容
 - (ア) 災害に関する一般知識
 - (イ) 災害への備え
 - (ウ) 出火防止及び初期消火並びに応急救護の知識
 - (エ) 救出救護活動
 - (オ) 家具等の転倒防止措置
 - (カ) 非常用食品、非常持ち出し品の準備
 - (キ) 事業所等の災害対策
- (3) 警察による防災広報
 - ア 広報の方法
 - (ア) パンフレット
 - (イ) 日常の警察活動を通じた広報
 - イ 広報の内容
 - (ア) 災害の時の心構え
 - (イ) 避難と誘導
 - (ウ) ドライバーの心構え
 - (エ) 災害時の交通規制

4 防災週間等における行事の実施

防災週間や全国火災予防運動、防災とボランティア週間をはじめ、各種防災・安全週間等において、関係機関等と連携して様々な行事を実施し、防災意識の高揚と防災知識の普及に努めるものとする。

5 地域防災力の向上

地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

また、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化や一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

6 消防団員等による巡回指導

消防団員等による各家庭への巡回指導を促進するとともに、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀の転倒防止対策、避難口等の点検、避難場所等の周知及び災害発生時の対応等の指導を行い、防災知識の普及に努めるものとする。

7 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

(1) 危険物を有する施設、宿泊施設、大規模小売店舗等における防災教育

市及び防災関係機関は、これらの不特定多数の者を受け入れる施設管理者及び従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

(2) 病院及び社会福祉施設等における防災教育

市及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な方が多数利用されていることから、災害発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、災害に対する防災教育を徹底するものとする。特に、災害の発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

(3) ホテル及び旅館等における防災教育

ア 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、災害発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

8 防災意識調査

市民の災害についての知識と防災意識を把握するため、必要により世論調査やアンケート、調査等を実施し、その結果を参考にして本計画の見直しや市民の防災意識の啓発に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成・充実

自主防災組織は、基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、行政区等を単位として設置するものであり、阪神・淡路大震災において救出された人の90%は消防団及び近隣住民により救出されており、地域のつながりが基盤となる自主防災組織等の重要性がさらに再認識されている。市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、市は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地域の住民及び市内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要と認めるときは、防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

1 地域における自主防災組織の育成・強化

(1) 自主防災組織の育成・指導

ア 発災直後の初動期においては災害の規模が大きければ大きいほど、救援活動を実施する行政機関も被災する可能性が高く、救援活動が行われるまで相当日数を要する場合がある。したがって、自分の命は自分で守る（自助）、自分達の命は自分達で守る、自分達のまちは自分達で守る（共助）の「自助、共助」に基づく地域防災力を向上させる自主防災組織の活動が重要であることから、その育成及び強化について支援するものとする。

イ 自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む。）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

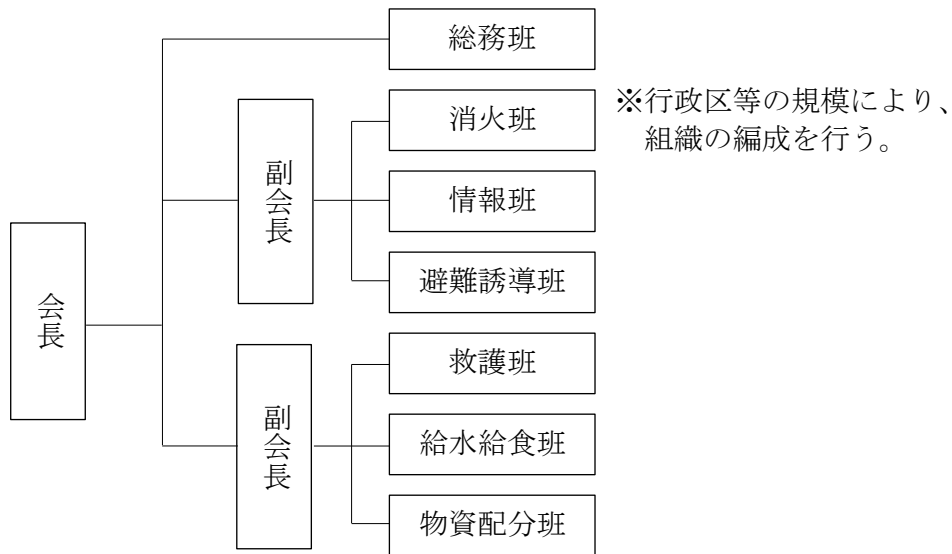
ウ 市は、防災用資機材等配布事業及び田村市防災アドバイザー派遣事業などの支援事業により、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

エ 自主防災組織の編成

大災害時に安否確認、初期消火、救出・救助、避難、避難所運営等が効率的かつ効果的に行えるよう機能的に編成するものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「1(8) テ 自主防災組織の結成状況」

自主防災組織編成表（一例）



(2) 自主防災組織の班別活動内容

共通	平時の活動	災害時の役割
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画の策定 年間活動計画の策定、取りまとめ 市その他防災機関との連携 各班合同の防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置及び運営 各班の連絡調整
消火班	<ul style="list-style-type: none"> 出火防止、消火器等の消火機材の充実 消火訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火活動 火災情報の本部及び関係機関への連絡
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報の収集・記録 防災知識の普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集・伝達 広報活動 市災害対策本部との情報に関する調整
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所・経路の確認と周知徹底 行政区内及び周辺の防災マップ作成 人員名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 人員確認 指定避難所の設置協力 住民の避難誘導
救護班	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の安全確保・救護計画 救護活動のための資機材整備・技術習得 応急手当訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の設置・運営 負傷者の救護 医療機関との連携 救護物資受入・配分
給水給食班	<ul style="list-style-type: none"> 給食・給水活動計画・訓練 地域にある井戸等災害時に活用可能な水源の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水の調達、配分

共通	平時の活動	災害時の役割
物資配分班	・ 個人備蓄の啓発活動	・ 物資配分 ・ 物資需要の把握

(3) 自主防災組織への支援

次のような施策を実施し、自主防災組織の育成・強化を図る。

- ア 啓発資料の作成
- イ 各種講演会、懇談会等の実施
- ウ 情報の提供
- エ 各行政区・自主防災組織への個別指導・助言
- オ 各行政区・自主防災組織ごとの訓練、研修会の実施
- カ 表彰・活動支援制度等の活用
- キ 防災用資機材等の配布

2 事業所における自主防災組織の育成・強化

市内の事業所についても、地域の一員としての自覚のもとに災害時の防災活動を行う自主防災組織の結成を促進する。特に大型店舗等多人数が出入りし、また、利用する施設、危険物を取り扱う施設等については、大規模な災害や被災時の混乱等に備え、自主防災組織の設置を指導し、組織的な予防活動、応急対策等の活動体制を強化するものとする。

また各事業所において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定することが必要である。（BCP：Business Continuity Plan）なお、本章「第19節 事業継続計画の策定」に準ずる。

さらに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の設置対象施設

次に示す施設について、特に自主防災組織の設置指導の徹底を図るものとする。

- ア 多数の従業員がいる事業所等
 - 自主防災組織を設置し、出火の防止にあたることが効果的である施設。また、既に防火管理者等を置き、自衛消防隊等を設置している施設においては、現在の消防体制に地震対策を考慮し、その充実強化を図るものとする。
- イ 大型店舗、旅館、学校、病院等多人数が利用する施設
- ウ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(2) 自主防災組織の活動内容

事業所等は、災害に際し、次の対策・活動に努めるものとする。

- ア 事業所の平時対策
- イ 地区防災計画の作成

- ウ 自主防災組織の育成
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 地域防災訓練への参加
 - カ 防災マニュアル（「災害時職員初動マニュアル」）の作成
 - キ 防災体制の整備
- (3) 市の役割
- ア 企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。
 - イ 優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
 - ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う
- (4) 災害時に事業所が果たす役割
- ア 従業員、顧客の安全の確保
 - (ア) 豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
 - (イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
 - イ ボランティア活動への支援
 - ウ 事業の継続
 - エ 地域への貢献等

第3 学校等の防災力の育成・強化

1 市及び学校等の責務

- (1) 学校等の責務
- 各学校等は、防災計画等を参考に、学校等防災計画を策定し、教職員及び保護者に周知するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し防災教育及び防災訓練を実施するものとする。
- (2) 市の責務
- ア 災害に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮するものとする。
 - イ 市は、学校設置者としての役割のほか、防災計画に沿って行う各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備するものとする。
- (3) 要配慮者に対する配慮
- 市及び各学校等は、学校等防災計画の作成や地震に備えた施設・設備の整備にあたっては、本章「第17節 要配慮者支援対策」を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

2 学校等の役割

(1) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校等は、防災にかかる基本方針の策定、学校等防災計画の作成や見直しについての検討及び防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置するものとする。

(2) 学校等防災計画の作成

学校等防災計画には、次の事項を含め具体的に作成する。

ア 学校災害対策本部の組織及び役割

災害発生時に対応する教職員の役割分担（学校等防災組織）及び担当教職員が不在の場合に備え、担当は主・副の2名を指定するか又は代行措置を明確に定めておくものとする。

イ 教職員の緊急出動体制

学校長等は、夜間・休日等に地震が発生した場合に備え、事前に非常呼集体制を定め、教職員に周知し、呼集訓練等を行うものとする。

ウ 保護者等との連絡体制及び生徒等の引き渡し方法等

緊急連絡カード等を作成し、教職員及び保護者が保管する。特に保護者と緊急連絡等ができない事態も想定し、作成するものとする。

エ 災害時における生徒等の安全確保（避難経路、避難場所等）

避難経路の選定にあたっては、経路上の危険箇所について事前に調査し対策を立てるものとする。

オ 施設設備の被害状況の把握要領

カ 時間外における生徒等の安否確認の方法

キ 学校再開の手順

ク 施設・設備等の点検・整備

学校等の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、天井、内・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・本棚等の転倒防止等、必要な措置を行うものとする。

ケ 防災用具、非常持出し物等の点検・整備

(ア) 医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 生徒等・教職員の名簿、部活動名簿を作成し、常に迅速な人員把握等ができるようするとともに、保護者への迅速な連絡のため緊急連絡体制を確立しておく。

(3) 防災教育の実施

ア 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

(ア) 各学校等の実態や地域の特性等を十分踏まえて作成された学校等防災計画を周知徹底する。

(イ) 防災に関する各種訓練・研修に計画的に参加させ、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

- (ウ) 職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

イ 生徒等に対する防災教育

学校長等は、学校の教育活動全般を通じて、各学校等の立地環境等の実情を考慮し、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。なお、防災教育にあたっては、次の項目について教育し、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

- (ア) 生徒等の身の回りで起こりえる事件・事故・自然災害の発生の仕組み等及び災害時の危険並びにこれらを回避する正しい行動について理解させること。
- (イ) 前述の危険を予測し、まず自己の安全確保行動（自助）がとれるとともに、他と協力（共助）して危険な環境から脱出することができるようにすること。
- (ウ) 負傷に対する応急処置等
- (エ) 身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。
- (オ) 自然生活体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「生きることのすばらしさ」、「家族の絆」等について指導するとともに、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。
- (カ) 教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探究）の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

ウ 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施や、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

(4) 家庭との連絡体制等の整備

保護者と相談のうえ、災害発生時等緊急時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し、徹底しておくものとする。

(5) 防災訓練の実施

学校長は、学校等防災計画に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

- ア 災害発生時に起こりえる災害を想定し、沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、形式的な訓練を排除し、実際的に実施すること。なお、年1回は、保護者への引渡しまでを実施すること。
- イ 授業中のみならず登下校中、校外学習活動中など生徒等の把握が困難な様々な場面を想定して計画的に実施する。
- ウ 地域社会の一員として、生徒等を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

3 地域防災機能としての施設整備

市は、学校等を防災計画に示す避難所等として利用するため、次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、整備にあたっては、学校等本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整えるものとする。

(1) 情報連絡体制

- ア 防災無線戸別受信機の設置及び携帯電話を利用した連絡網の整備
- イ インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

(2) 施設等整備

- ア 備蓄倉庫の整備
 - 飲料水、非常用食料等及び毛布等の備蓄
 - イ 避難場所等の確保
 - 要配慮者の入所を考慮し和室、冷暖房設備及びシャワー室を備えた部屋等の整備
 - ウ 付帯施設整備
 - (ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備
 - (イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実
- #### (3) 飲料水、生活用水等の確保
- ア 簡易浄化装置の設置
 - 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
 - イ 生活雑用水確保のための井戸等の整備

第4 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

市は災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第16節 防災訓練等の実施

【生活安全課、こども未来課、学校教育課、全課】

市は、災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うため、災害時にとるべき行動や状況を想定した日頃からの訓練が必要であることから、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図るものとする。なお、各種防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女共同参画の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努めるものとする。

第1 総合防災訓練の実施

防災計画の習熟及び防災関係機関との連携強化、さらには市民の防災意識の高揚を図るため、市民、防災関係機関、学校、事業所、NPO・ボランティア等の参加を得て、総合防災訓練を実施する。また、訓練の実施にあたっては、起こりうる災害を想定した実践的なものとし、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

1 主な訓練項目

- (1) 非常呼集訓練
- (2) 災害対策本部設置・運営訓練
- (3) 情報収集・伝達訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 医療救護訓練
- (6) 火災防護訓練
- (7) ライフライン（電気・電話・上下水道・ガス等）応急対策・復旧訓練
- (8) 一斉緊急広報訓練
- (9) 要配慮者等避難・広域避難誘導訓練
- (10) 災害救援物資輸送配備訓練
- (11) 土砂流出復旧訓練
- (12) 障害物除去・緊急輸送路確保訓練
- (13) 無線通信・情報収集訓練
- (14) 文化財自主防災組織初動訓練
- (15) 負傷者多数救助・応急救護訓練
- (16) 飲料水及び緊急食料確保・配食訓練
- (17) 大規模建物火災防御・救助訓練
- (18) 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- (19) その他災害想定に応じて必要と思われる訓練

第2 市及び防災関係機関等の個別訓練の実施

防災活動の要となる市及び防災関係機関は、防災計画に習熟し、災害時特に初動における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害の発生を想定した次のような訓練を実施する。

また、市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

市は、訓練の実施後においては防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制の改善を図るものとする。

1 市の個別訓練

(1) 主な訓練課目

- ア 災害対策本部設置・運営訓練
- イ 非常招集訓練
- ウ 職員動員、配置訓練
- エ 情報収集・伝達訓練（情報収集・分析、伝達）
- オ 避難誘導及び避難所開設訓練
- カ 医療救護訓練

(2) 訓練方法

実働訓練及び図上訓練

(3) 訓練時期

勤務時間内及び勤務時間外に毎年度数回実施

2 消防団の個別訓練

(1) 主な訓練項目

- ア 非常呼集訓練
- イ 情報収集訓練
- ウ 団本部運営訓練
- エ 避難誘導訓練（安否確認含む。）
- オ 救出救助訓練
- カ 消火訓練
- キ その他必要と思われる訓練

(2) 訓練方法

実働訓練及び図上訓練（必要に応じ田村消防署と合同で実施）

(3) 訓練時期

随時、ただし総合訓練は市の総合防災訓練に併せて行うものとする。

3 市民、事業所等の個別訓練

行政区及び自主防災組織、事業所等は、震災時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、積極的に総合防災訓練へ参加するとともに、次に掲げる項目を中心に、防災訓練を実施するものとする。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救助訓練
- (5) 炊き出し訓練等

4 児童生徒等の防災訓練

各学校は、学校等防災計画を元に各種災害を想定した避難訓練を定期的を実施し、児童生徒の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

特に集団行動のみならず児童生徒一人ひとりが的確な判断と機敏な行動がとれるよう次のような教育を行うとともに、実践的な訓練の実施に努める。

- (1) 災害に関する基礎知識及び災害に起因する災害
- (2) 災害のおそれがある場合の対応と二次災害への対応
- (3) 学校の立地条件、地域の危険箇所等に関する知識
- (4) 指定避難所、避難場所等に関する知識
- (5) 自分の身は自分で守る（自助）自衛意識に関する知識
- (6) 起震車による地震体験

第17節 要配慮者支援対策

【市民課、各行政局、社会福祉課、こども未来課、保健課、高齢福祉課、学校教育課】

市は、災害の発生時において、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」の安全確保を図るため、以下の対策を行うものとする。

第1 要配慮者支援体制

市は、要配慮者の把握や避難支援等関係者の選任など、日頃から要配慮者を支援する体制を整備するとともに、災害時に情報伝達や安否確認及び避難所における支援等を行う。

1 平時

- (1) 避難支援等関係者の選任
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成・更新及び避難支援等関係者への説明
- (3) 個別避難計画の作成・更新の補助
- (4) 防災情報の伝達等

2 災害時

- (1) 要配慮者の安否確認
- (2) 要配慮者の避難対応
- (3) 要配慮者への支援
 - ア 緊急援護の受付及び入所調整
 - イ 避難所へ避難した要配慮者の保健福祉ニーズの把握及び保健師等の巡回サービス
 - ウ 要配慮者に対する巡回相談等の実施
 - エ 要配慮者の心のケア対策

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「3-7 要配慮者対策」

第2 避難行動要支援者の避難支援

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を講じるものとする。

1 避難行動要支援者の範囲

市の避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 概ね70歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯で、災害時の自力避難が困難な者
※同居家族がいる場合も、時間帯等によって高齢者のみとなる世帯については除外しない。
- (7) 他自治体から田村市内に避難している要支援者
- (8) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する者

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 要支援者の要件区分（避難支援等を必要とする理由）

イ 氏名

ウ 性別

エ 生年月日（年齢）

オ 行政区（住所）

カ 電話番号

キ 個別避難計画作成の有無

ク 上記アからキに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとする。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたり、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、基本法第49条の10第4項の規定に基づき、県知事や関係市町村、その他の者に対して、市が把握していない避難行動要支援者の情報の提供を依頼するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に維持するため、避難行動要支援者名簿の情報の確認を行うとともに、以下の方法により避難行動要支援者名簿を更新するも

のとする。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者団体で共有を図るものとする。

ア 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者（児）等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

イ 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者（児）等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

ウ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

エ 長期入院・入所

避難行動要支援者が医療機関又は社会福祉施設等へ長期の入院又は入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

オ その他

避難支援等関係者で地域の情報に精通している者が、支援の必要があると認めた場合、その情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡するものとする。

3 個別避難計画の策定

市は、避難支援等関係者団体と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、居住地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内であるなど地理的状況や、避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、被災者支援業務迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

さらに、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(1) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、上記避難行動要支援者名簿の記載事項に加え、次の事項を記載するものとする。

ア 避難支援等実施者の氏名又は名称

イ 避難支援等実施者の住所又は居所

ウ 避難支援等実施者の電話番号その他連絡先

エ 指定避難場所・避難場所及び避難路に関する事項

オ アからエに掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(2) 個別避難計画の更新と情報の共有

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、作成した個別避難計画は、避難行動要支援者台帳に登録し管理するとともに、必要に応じて市及び避難支援等関係者団体で共有を図るものとする。

(3) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用するとともに、災害発生時において円滑かつ迅速な避難を支援するため、避難行動要支援者本人から避難支援等関係者に対して名簿情報及び個別避難計画を提供することについての同意確認を行ったうえで、あらかじめ提供するものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求めるものとする。

- ア 行政区及び自主防災組織
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 田村市社会福祉協議会
- エ 消防団
- オ 田村消防署
- カ 田村警察署
- キ 赤十字奉仕団等

5 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適正な情報管理

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (2) 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

- (3) 消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者には、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
- (4) 名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (5) 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿及び個別避難計画の活用に支障が生じないように、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (6) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の保管を行うよう指導すること。
- (7) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (8) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取扱う者に限定するよう指導すること。
- (9) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取扱状況を報告させること。
- (10) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先に対し、個人情報取扱いに関する研修を実施すること。

6 避難のための情報伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合、本章第10節「第5 避難指示等の発令基準及び伝達」に基づき、高齢者等避難や避難指示等を適切に発令するとともに、要配慮者が円滑かつ迅速に避難が行えるよう配慮するものとする。

7 避難支援等関係者への協力要請

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の生命又は身体を守るため、高齢者等避難や避難指示等が発令された場合、若しくは避難指示等が発令される前に災害が発生した場合、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に避難支援等を行うものとする。また、市は、平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者の名簿情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請するものとする。

(1) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、あらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施にあたっては、避難支援等関係者本人、又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提としたうえで、自らの安全を確保できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の活用について説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保に配慮し、避難支援等を行わせるものとする。

8 避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発

避難行動要支援者やその家族に対し、災害時において的確に対応するため、緊急持出品の準備及び設置場所の固定化、並びに災害発生時の行動等の防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、市民に対しても、地域の助け合いを基本として、地域ぐるみで災害から避難行動要支援者を守るため、防災知識の普及に努めるものとする。

9 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第3 要配慮者のための避難所の整備

1 福祉避難所の指定要件

福祉避難所の指定にあたっては、次の要件を満たすことに努めるものとする。

- (1) 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ア 原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。
 - イ 原則として、土砂災害警戒区域外であること。
 - ウ 浸水履歴や浸水想定区域図等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。
 - エ 近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- (2) 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ア 原則として、生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていること。
 - イ ユニバーサルデザイン化されていない施設を指定する場合は、バリアフリートイレやスロープ等設備の設置、物資・資機材の備蓄を図ること。
 - ウ 生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有すること。
- (3) 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。
- (4) 受入体制が整備されていること。

災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制の整備に加え、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

(5) 情報伝達手段が確保されていること。

要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

2 福祉避難所の周知

福祉避難所として指定避難所を指定した場合

- (1) 広報活動や訓練を通して、広く住民に福祉避難所について周知を図り、理解と協力を求める。要配慮者とその家族に対しては、広報活動のほか、民生委員・児童委員や保健師の活動、支援団体を通じて周知を図る。
- (2) パンフレットやハザードマップ等を作成するにあたっては、点字、音声、イラストを用いたり、文字を大きくするなど、要配慮者が理解しやすいよう工夫を図る。
- (3) 受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

3 福祉避難所の設備の整備

市は、福祉避難所を指定した場合は、施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行うものとする。

- (1) 段差の解消
- (2) スロープの設置
- (3) 手すりや誘導装置の設置
- (4) バリアフリートイレの設置など施設のバリアフリー化
- (5) 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- (6) 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、FAX、パソコン等）

4 福祉避難所における必要な物資・資機材の備蓄

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な次の物資・資機材等の備蓄に努めるものとする。

- (1) 介護用品、衛生用品
- (2) 飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- (3) 医薬品、薬剤
- (4) 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーテーション
- (5) 車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

5 福祉避難所要員の確保

- (1) 市は、要配慮者の避難生活を支援するために必要な専門的人材について協定締結市町村の職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体等と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう平時から連携を図るとともに、支援の要請先リストを整備する。
- (2) 市は、田村市社会福祉協議会等と連携し、防災ボランティア養成講座の開催や訓練などを実施し、ボランティア養成に取り組むとともに、災害時における福祉避難所への一般ボランティアの登録・受入方針について計画するものとする。

6 民間福祉避難所との連携強化

市が設置する福祉避難所において、専門的な施設での生活が必要となった避難者の受入体制を確保するため、民間の社会福祉施設との協定の締結により、民間福祉避難所の確保に努めるものとする。

第4 社会福祉施設・医療機関等の安全対策

市は社会福祉施設や医療機関に対し、次の対策を講じ、入所者、患者等の安全を確保できるように、各施設の管理者へ安全対策の徹底を要請するものとする。

1 社会福祉施設における対策

(1) 施設防災計画の策定

社会福祉施設の管理者は、災害発生時に迅速な対応ができるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策、備蓄計画等その他必要事項を定めた防災計画を作成し、職員等への周知徹底を図るものとする。この際、夜間に災害が発生した場合の対応について重点をおくものとする。

(2) 防災教育・訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、災害時の対応能力向上を図る。

また、地域住民及び行政区等に災害時の避難活動の協力を要請する等、地域ぐるみの自主防災体制の確立に努めるものとする。この際、特に自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における訓練について重点をおくものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 夜間体制の充実

老人福祉施設、障害者福祉施設等の夜間体制の充実に努める。

(4) 防災設備の整備推進

建物の耐震耐火化に努めるとともに、特にスプリンクラーの設置義務対象施設については、早急な設置を指導し、対象外施設についても設置の促進に努める。

(5) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

(6) 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 医療機関等の安全対策

(1) 入院患者の把握

平時から入院患者の実態把握に努め、非常時、患者等の容態に応じた適切な避難及び搬送体制がとれるよう備える。

(2) 防災教育・訓練の実施

年間2回以上の訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。また、避難器具の設置場所、使用方法等を患者及び職員に周知する。

(3) 自力避難困難者等への配慮

病院においては、重症患者を看護師詰所等に隣接して収容するなど、容易な避難誘導、搬送が可能となるよう配慮する。また、老人保健施設においても、自力避難が困難な入所者の療養室はできるだけ1階にする等の対策を講じる。

(4) 防災に関する情報提供及び情報伝達体制の整備

施設の防災体制整備のため、管理者に対し、県と連携・協力して、防災に関する情報を提供するとともに、災害時に必要な情報を連絡できる体制づくりに努める。

第5 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

市は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

特に発災初期においては、市や防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第6 外国人対策

1 外国人の把握

市在住の外国人の居住状況等について、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員等と協力し、あらかじめ情報の把握に努めるとともに、地域における外国人に対する支援体制の強化に努めるものとする。

2 外国人に対する防災対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、多様な機会に防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化、ピクトグラム化
- (3) 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会が多い企業、事業所等に対する防災教育の指導支援

第18節 ボランティア活動支援対策

【市民課、社会福祉課】

阪神・淡路大震災において全国各地からボランティアが参集し、被災した市民の心身の安定と生活再建に多大に貢献しボランティア元年といわれた。東日本大震災においてもボランティアの活動は復旧・復興に重要な役割を担っている。発災時に広くボランティアの協力を得るために、関係団体との連携による活動環境の整備やボランティアの受入体制の整備等に努めるものとする。

第1 災害ボランティアの定義等

1 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防止するため、災害時等において、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体

2 災害ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

3 災害ボランティアの区分

(1) 職能による区分

ア 一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力・物資・場所・情報等を提供する者

イ 専門ボランティア

専門的知識・技術や特定の資格を有する者

(2) 所属による区分

ア 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

イ 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

4 ボランティアコーディネーター

3の(1)及び(2)の把握並びに被災者ニーズとの調整、管理等を担う者

第2 災害ボランティア関係団体等との連携強化

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努めるものとする。

1 災害発生時の連絡体制の整備

災害発生時に、行政機関と田村市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体、日本赤十字社福島県支部が速やかに相互に連絡が取れる体制を整備する。

また、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努めるものとする。

2 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関と田村市社会福祉協議会及び災害ボランティア関係団体とのネットワークを構築する。また、災害ボランティア関係団体相互のネットワーク化を支援するものとする。

3 県災害ボランティアセンターとの連携

県防災計画に基づき設置される「福島県災害ボランティアセンター」と連携・協力が取れる体制を整備する。また、必要な場合には関係団体と調整のうえ、スタッフ等を派遣するものとする。

4 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

- (1) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、災害廃棄物等の取扱いについて関係部局及び関係機関等と事前に取り決めを行い、住民やボランティアへの広報・周知を進めることで、災害ボランティアが活動しやすい環境整備に努めるものとする。
- (2) 市及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第3 災害ボランティア受入体制の整備

災害発生時に、被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う災害ボランティアセンターを設置する。なお、災害ボランティアセンターの運営は、田村市社会福祉協議会が運営マニュアルを作成して中心となって活動し、市は、災害ボランティアセンターの設置場所の確保、運営に必要な資機材、情報等の提供を行うものとする。

1 田村市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全体のボランティアニーズの総合調整を行う。

2 地区災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

第4 災害ボランティアコーディネーターの養成

ボランティア活動の内容については、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。そのためボランティアを円滑に受け入れ、その特性を把握し、被災者・地域住民・行政機関とボランティア、ボランティア相互間を的確に結びつける調整役としての資質を持つ、専門性の高いコーディネーターの担う役割は大きく、かつ円滑・的確なボランティア活動には不可欠である。

市は、県、田村市社会福祉協議会及びボランティア関係団体等と連携を図りながら、ボランティアコーディネーターや避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

第5 災害ボランティアに関する啓発

災害時に災害ボランティアによる活動が有効に行われるように、市民及び事業者に対して、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加についての理解を深める広報活動や啓発活動を推進する。

また、休暇の取得の促進その他ボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第6 災害ボランティア関係団体の支援体制等

1 社会福祉協議会

田村市社会福祉協議会は、災害発生時に「田村市災害ボランティアセンター」を中心的に運営する。また、平時には、災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるように災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図るものとする。

2 日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、災害ボランティア活動への組織的な活動を促し、災害ボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整えるものとする。また、災害発生時には、被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を考慮し、個人又は各団体の技能・特色を活かした活動についても積極的に行うものとする。

第7 専門ボランティアの育成等

一定の知識や経験、資格等を必要とする専門ボランティアについては、次により育成支援等を行うものとする。

1 医療ボランティア

大規模災害時に、地域の医療機関や市に代わり、救護所や医療機関で医療救護活動を実施したり、必要とされる場所で随時医療活動にあたる医療ボランティアの活動を支援するため、災害発生時に医療情報や医薬品等を提供するための体制整備に努めるものとする。

2 福祉ボランティア

田村市災害ボランティアセンターでは、福祉ボランティア活動を支援するため、ボランティアに関する相談、紹介、斡旋及び情報提供を行うとともに、活動への参加を促進し、その育成を行うため、パンフレットの発行や各種研修会の開催等を行う。また、災害時においては、把握している福祉ボランティアに関する情報を有効に活用し、ボランティア活動のコーディネートを行うとともに、活動に関する指導、助言を行うものとする。

3 障がい者支援ボランティア

普段から聴覚障がい者に対する情報支援や車いす使用者及び視覚障がい者に対する外出支援などの活動に従事している専門ボランティア（手話奉仕員及び手話通訳者、要約筆記奉仕員、運転ボランティア、点訳奉仕員、朗読奉仕員、ガイドヘルパー）の協力を得て、専門ボランティアの普段の活動を災害時でも活かせる体制づくりを進めるものとする。

4 災害（語学）ボランティア

日本語が不自由なため、災害情報を十分に得にくい外国籍市民に対して、通訳等により情報を提供する語学ボランティアを育成する。災害時に、ボランティアは本部の要請に応じて出動し、市民向けの災害情報の翻訳・通訳や避難所等から入る外国語による問合せの電話対応等を行うものとする。

5 アマチュア無線ボランティア

アマチュア無線の各種団体の把握に努めるとともに、災害時における情報伝達の協力体制について検討を行うものとする。

6 応急危険度判定士

災害で被害を受けた建築物の危険性を応急的に判定する応急危険度判定士の養成を推進する。

第19節 事業継続計画の策定

【生活安全課】

市及び事業所は、災害発生時においても応急対策業務の円滑な執行や一般重要業務を継続して行うため、事業継続力を高める体制作りに努めるものとする。

第1 災害時における自治体の業務

災害時における自治体の業務は、災害による影響によって恒常業務、機能回復業務及び新規災害対応業務の3業務に区分される。

1 恒常業務

市役所の機能を維持し、自治体としての機能継続のための業務であり、災害前と同様の日常のサービス業務を行うことである。

2 機能回復業務

災害前の状態に機能を戻す業務で市としての機能継続のための業務であり、平時の組織で対応し、被災によって何かしらサービス水準の低下した業務を回復させて元通りのサービスを行えるよう最大限の努力を払うものとする。

3 新規対応業務

初動から復興期にわたり多種多様な被災者への対応業務であり、被災者ニーズに対応するため、緊急性、状況の変化に左右されることから上記1・2項とは別に新規組織で対応するものとする。

第2 市政の業務継続計画（BCP）の策定

資料編03「田村市業務継続計画」に準ずる。

資料編：03 田村市業務継続計画

第3 事業所の事業継続計画の策定

1 事業継続計画（BCP:Business Continuty Plan）の地位・役割

(1) 地位

災害発生後、事業活動の維持、継続を図るための緊急事態対処計画である。

(2) 役割

事業を早期に復旧し・継続をすることにより経営の安定向上と雇用の確保及び取引先企業の混乱、倒産等を回避できる。

2 事業継続計画の策定にあたっての留意事項

(1) 事業継続に支障をきたす最悪の状態を想定して作成すること。

(2) 緊急時において優先して継続、復旧すべき中心となる事業を特定すること。

- (3) 災害時、経営資源に制限があることを前提とすること。
- (4) 優先業務の復旧目標時間を設定し、復旧に必要な人員・資材等を事前に準備すること。
- (5) 自社の事業内容、顧客等の取引先や市場、協力会社及び従業員を把握すること。
- (6) 取引先とお互いのBCPについて協議すること。

3 事業所の安全点検

- (1) 建物の耐震診断と結果に基づく耐震強化
- (2) 事務機器及び工作機械等の損壊防止
- (3) パソコン等の転倒防止
- (4) 地震動による機械の移動や煮崩れ等の防止
- (5) 看板等の落下防止
- (6) 避難経路の障害物の除去等

4 非常用品の備蓄及び防災資材の準備

災害時の断水・停電に備えて飲料水や食料を準備する。また必要な資機材を準備し、保管場所を定めて常時使用可能状態に維持・管理するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 一般災害応急対策活動体制の整備

市は、市内に大雨等による災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常業務を必要最小限度の市民サービス業務にとどめ、その責務の遂行及び応急災害対策を行うための防災組織体制について定めるものとする。

第1 災害応急対策の防災行動計画

1 防災行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、市、県、防災関係機関、並びに住民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

2 防災行動計画の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2 配備体制

1 市の配備体制

市内に災害の発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、次の体制をもって対処する。

(1) 風水害・雪害時等の配備基準

配備体制		配備基準	発令権者
1号配備 (注意体制)	情報所 初動体制	○気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪）が発表された場合 参考：大滝根川 中島水位 2.0m→水防団待機水位 2.8m→水防団出動要請（河川監視） (具体的事象例)側溝の溢水	情報所長 (生活安全課長) ※初動体制に限り、気象警報が発表された段階で自動参集
	情報所 本体制	○その他、情報所長（生活安全課長）が必要と認める事象が発生した場合 (具体的事象例)側溝の溢水	
2号配備 (警戒体制)	警戒本部	○大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった場合 参考：大滝根川 中島水位 3.5m→高齢者等避難目安（警戒レベル3） 4.2m→避難指示相当（警戒レベル4） ○その他、警戒本部長（市民部長）が必要と認めた場合 (具体的事象例)通行規制を伴う災害の発生	警戒本部長 (市民部長)
		○大雨特別警報が発表された場合(警戒レベル5相当) ○大雨により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨） ○【重大な災害（大雨・洪水・土砂）】大雨、洪水等により災害が広範囲で発生、さらに拡大のおそれがある場合(市内で大規模な災害が発生した場合) ○その他、災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合	
3号配備 (非常体制)	災害対策本部	○大雨特別警報が発表された場合(警戒レベル5相当) ○大雨により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨） ○【重大な災害（大雨・洪水・土砂）】大雨、洪水等により災害が広範囲で発生、さらに拡大のおそれがある場合(市内で大規模な災害が発生した場合) ○その他、災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合	災害対策本部長 (市長)

(2) 配備体制の解除

発令権者は、市内において災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が完了したと認めたときは、配備体制を解除するものとする。

(3) 本部の設置又は廃止の連絡

本部を設置又は廃止したときは、連絡担当者は、速やかに下記の方法により関係機関等へ報告又は通知する。

連絡担当	報告・通知等先	報告・通知等の方法
本部事務局 (統括・企画班)	市役所各部・各班・各行政局 班、各委員会	庁内放送、L o G oチャット、電 話、口頭、FAX、その他迅速な伝達 手段
	県(危機管理部)、自衛隊、田 村警察署、田村消防署、消防団	県総合情報通信ネットワーク、電 話、FAX、その他迅速な伝達手段
	防災関係機関、防災会議委員	電話、FAX、口頭、その他迅速な伝 達手段
本部事務局 (情報・広報・渉外班)	市民	防災行政無線(戸別受信機を含 む。)、広報車等
	報道機関	電話、FAX、口頭

第3 災害警戒本部

1 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

- 大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった場合
- その他、警戒本部長(市民部長)が必要と認める事象が発生した場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、市役所301会議室に設置する。

ただし、本庁舎が被災し、使用が困難な場合又は災害の状況により災害対策本部の機能が維持できない事態に陥った場合は、大越行政局・常葉行政局を代替場所として使用する。

(3) 発令権者

災害警戒本部長(市民部長)

(4) 職務権限の代行

- 第1順位：事務局長(生活安全課長)
- 第2順位：統括調整官(DX推進室長)
- 第3順位：統括・企画班長(総務課長補佐)

(5) 災害対策本部への移行及び災害警戒本部の廃止

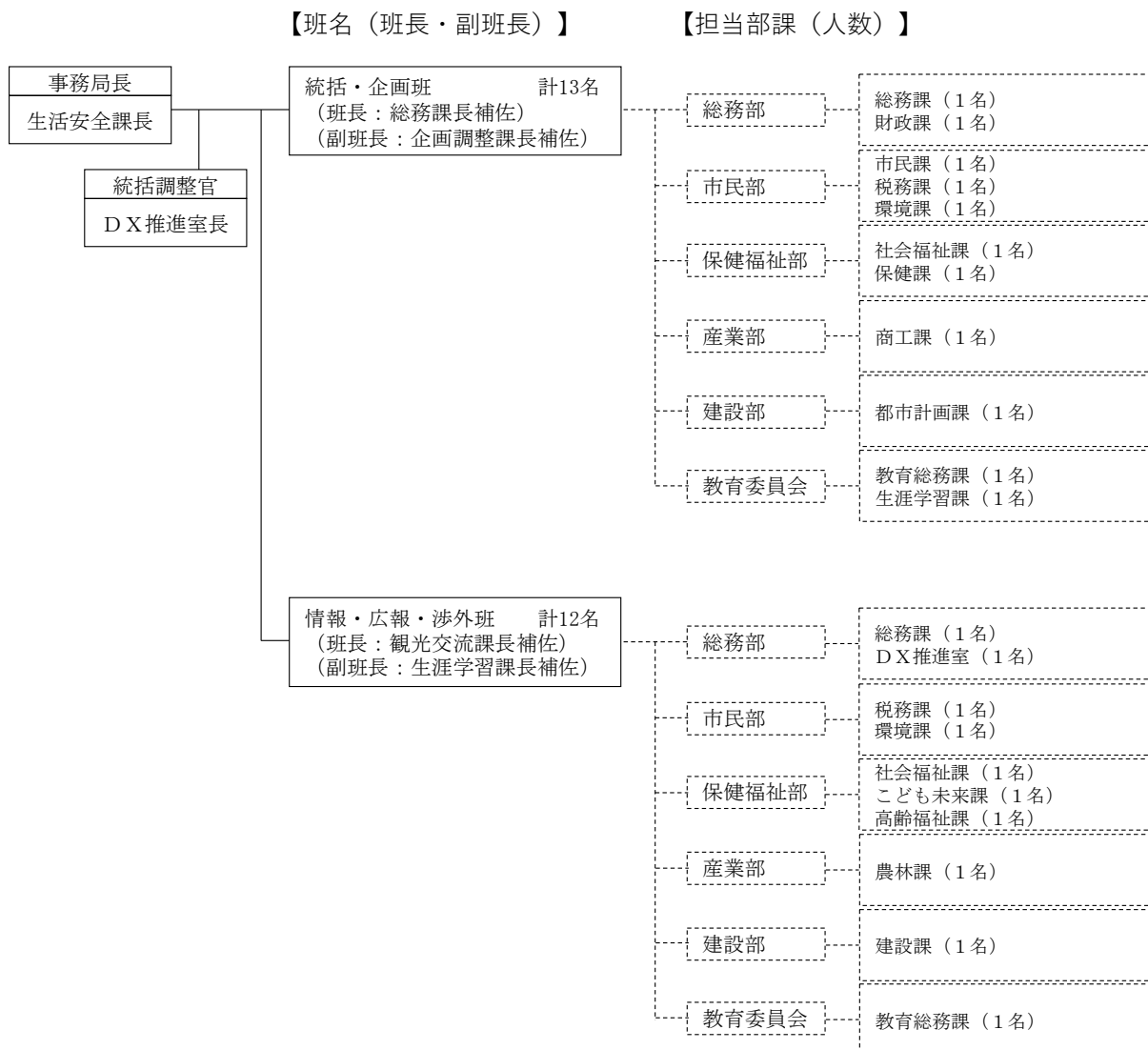
警戒本部長(市民部長)は、被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められるときは、市長に災害対策本部体制への移行を進言するものとする。

また、警戒本部長(市民部長)は、次に該当する場合、災害警戒本部を廃止する。

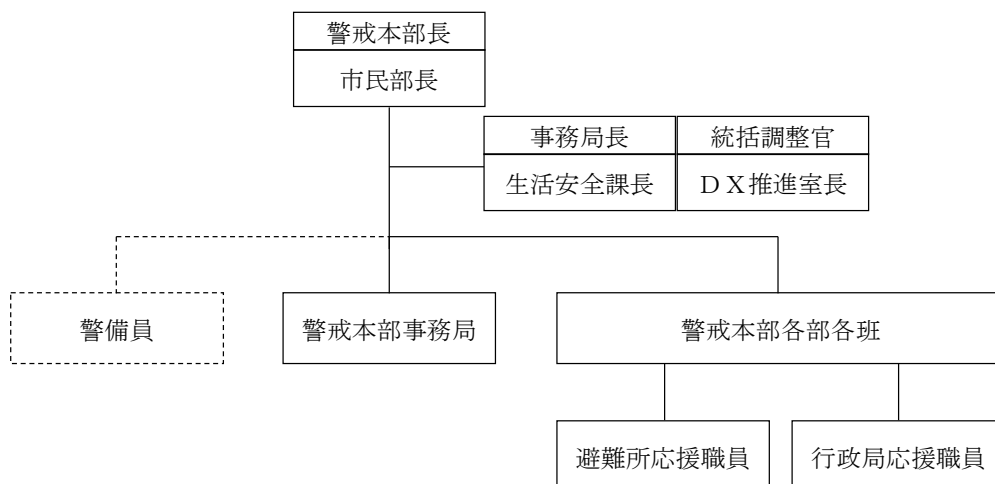
- 市内において災害が発生する危険が解消したとき。
- 災害応急対策が概ね完了したとき。
- その他、警戒本部長が必要ないと認めたとき。

2 災害警戒本部の組織編成

(1) 災害警戒本部【本部事務局】



(2) 災害警戒本部【全体】



3 災害警戒本部の事務分掌

(1) 災害警戒本部【本部事務局】

本部設置時の職名	構成課	事務分掌
事務局長	生活安全課長	各班の統括
統括調整官	D X推進室長	1 警戒本部長・事務局長の補佐 2 事務局内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援

班	構成課	事務分掌
統括・企画班 (計13名) ○班長 総務課長補佐 ○副班長 企画調整課長補佐	総務課 財政課 市民課 税務課 環境課 社会福祉課 保健課 商工課 都市計画課 教育総務課 生涯学習課	1 職員の招集、動員 2 警戒本部の設置、運営及び災害対策本部の設置準備 3 警戒本部会議の開催及び進行管理 4 警戒本部業務の統制及び調整 5 県その他防災関係機関との連絡調整 6 災害応急対策の方針等の企画及び立案 7 災害応急対策に係る全体調整、進行管理及び実行の確認 8 災害情報の県への報告 9 防災関係機関等との災害応急対策にかかる調整会議の開催 10 原発災害に係る国、県(原子力班)、電源事業者及び関係機関等との連絡調整【原】
情報・広報・渉外班 (計12名) ○班長 観光交流課長補佐 ○副班長 生涯学習課長補佐	総務課 D X推進室 税務課 環境課 社会福祉課 こども未来課 高齢福祉課 農林課 建設課 教育総務課	1 災害応急対策に資する情報の収集 2 災害応急対策に資する収集した情報資料の分析及び評価 3 災害警戒及び注意喚起の発信 4 警戒本部各部への情報提供 5 重要な情報の確認及び警戒本部長への報告 6 被害状況の把握、記録及び整理(災害全般) 7 市民への災害広報、防災行政無線(戸別受信機を含む。)の運用 8 災害の発生が予想される地域への巡回及び広報 9 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけ 10 報道機関への情報提供及び報道要請 11 被害状況の把握、記録、整理協力及び活用

班	構成課	事務分掌
		12 モニタリングデータの把握・分析・評価及び管理、福島第一・第二原子力発電所の状況、特に放射性物質の大量放出の兆候に関する情報資料の収集【原】

【原】：原子力災害発生時の事務分掌

(2) 災害警戒本部【各部各班】

班	構成課	事務分掌
各部各班 行政局応援担当職員 (参集者は班長の指示により招集される班員) ※班長は編成に必要な人員を招集する。	各課	1 警戒本部の動向及び災害情報等を入手し、各部長に報告する。なお、報告時は、情報・広報・渉外班長の下承を受けるものとする。 2 局情報員と連携し、局災害対策部の活動状況及び行政局管内の災害情報を適時本部に報告する。 3 要請により、事務局情報・広報・渉外班の情報収集等を援助する。 4 各部業務の準備及び遂行 5 その他警戒本部長の命ずる事項

※状況に応じ、災害対策本部設置時に次の対応を行う各担当班は、避難所の開設、児童生徒等の避難準備態勢、要配慮者等の避難準備態勢を準備する。なお、高齢者避難（警戒レベル3）発令に注意する。

第4 災害対策本部

市は、市の地域において災害が発生し、災害の規模、その他の状況により被害が拡大するおそれのある場合、基本法第23条の2及び市災害対策本部条例（平成17年田村市条例第17号）の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

- 大雨特別警報が発表された場合（警戒レベル5相当）
- 大雨により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨）
- 【重大な災害（大雨・洪水・土砂）】大雨、洪水等により災害が広範囲で発生、さらに拡大のおそれがある場合（市内で大規模な災害が発生した場合）
- その他、災害対策本部長（市長）が必要と認める事象が発生した場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所304会議室に設置する。

ただし、本庁舎が被災し、使用が困難な場合又は災害の状況により災害対策本部の機能が維持できない事態に陥った場合は、大越行政局・常葉行政局を代替場所として使用する。

(3) 発令権者

災害対策本部長（市長）

(4) 職務権限の代行

ア 災害対策本部長

第1順位：副市長

第2順位：教育長

第3順位：市民部長（以下、災害対策本部組織図に定める順により代行する。）

イ 災害対策本部員

部統括調整官が職務を代行する。なお、本部員、部統括調整官が不在時は部の先任者とする。

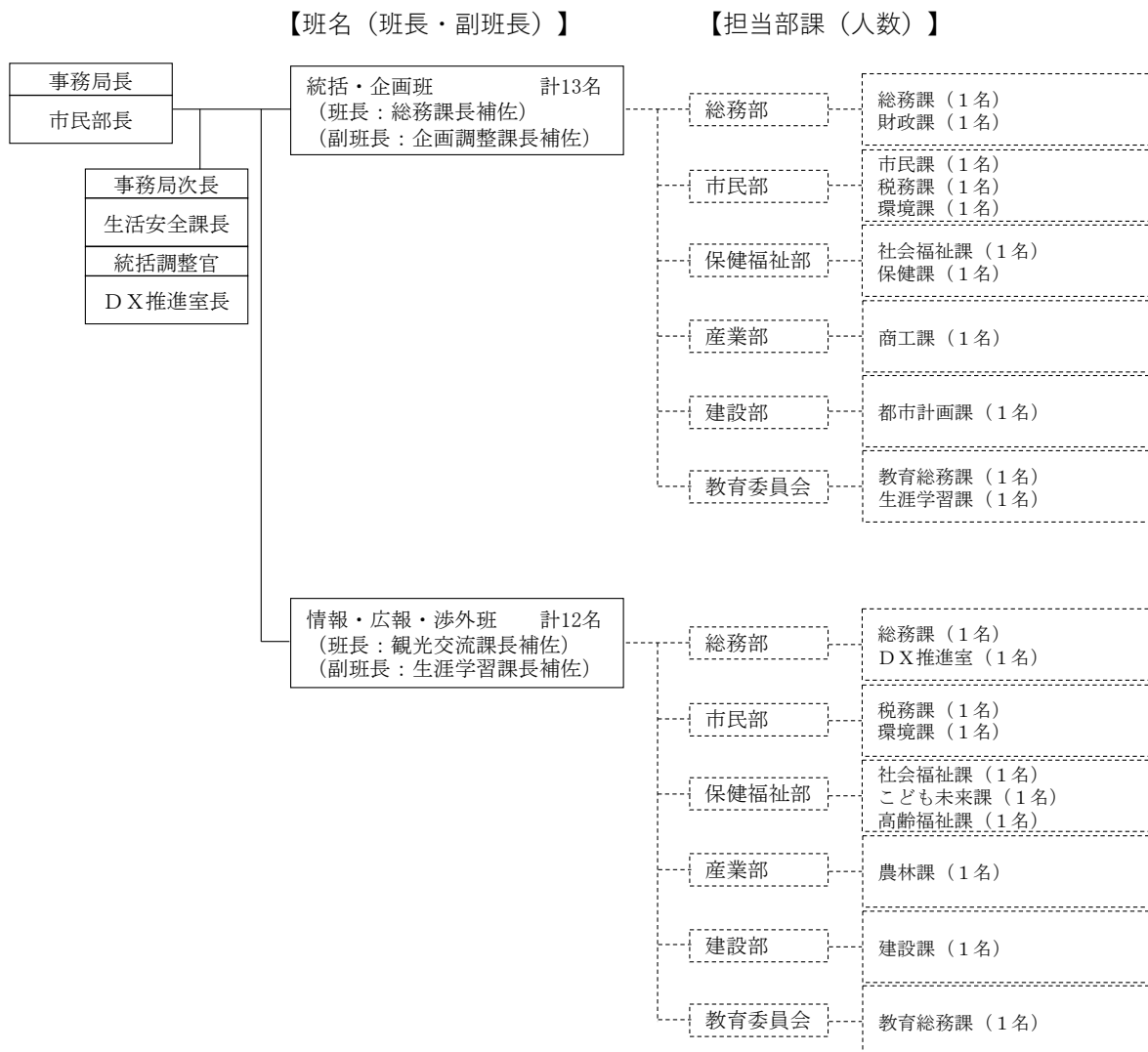
(5) 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、次に該当する場合、災害対策本部を廃止する。

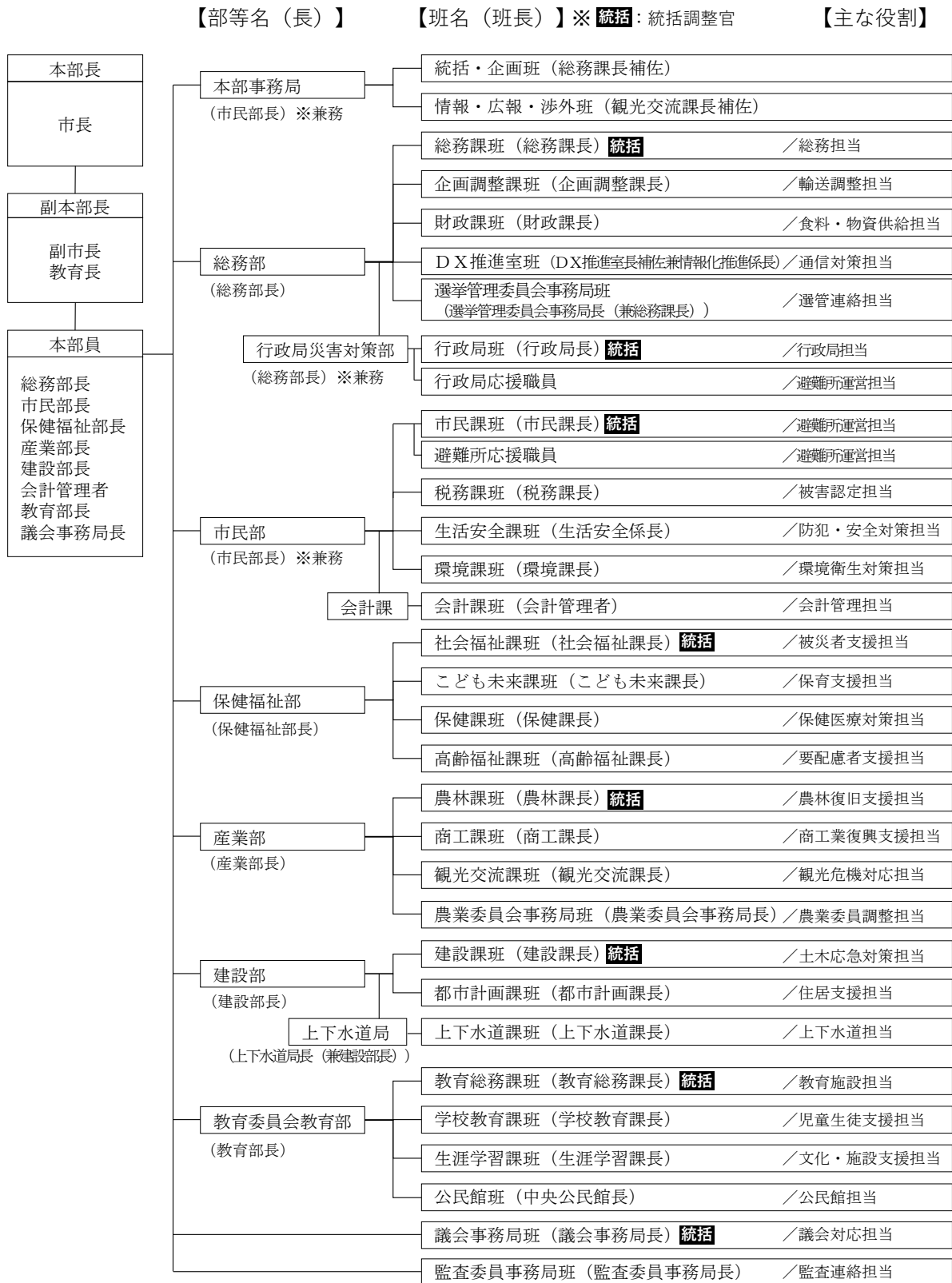
- 市内において災害が発生する危険が解消したとき。
- 災害応急対策が概ね完了したとき。
- その他、災害対策本部長が必要ないと認めたとき。

2 災害対策本部の組織編成

(1) 災害対策本部【本部事務局】



(2) 災害対策本部【全体】



3 災害対策本部の事務分掌

(1) 災害対策本部【本部事務局】

本部設置時の職名	構成課	事務分掌
事務局長	市民部長 ※兼務	各班の統括
統括調整官	D X 推進室長	1 本部事務局長・事務局次長の補佐 2 事務局内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援

班	構成課	事務分掌
統括・企画班 (計 13 名) ○班長 総務課長補佐 ○副班長 企画調整課長補佐	総務課 財政課 市民課 税務課 環境課 社会福祉課 保健課 商工課 都市計画課 教育総務課 生涯学習課	1 職員の招集、動員 2 災害対策本部の設置、運営及び廃止 3 災害対策本部会議の開催及び進行管理 4 避難情報の発令及び解除 5 災害対策本部 各部業務の統制、調整及び復旧状況の把握 6 避難所の設置、運営及び廃止 7 県その他防災関係機関等との連絡調整 8 県その他防災関係機関等への応援要請 9 記録 10 事象拡大阻止のための応急対策活動状況(国、県、原子力事業者)の把握【原】 11 防護活動についての準備及び実施【原】
情報・広報・渉外班 (計 12 名) ○班長 観光交流課長補佐 ○副班長 生涯学習課長補佐	総務課 D X 推進室 税務課 環境課 社会福祉課 こども未来課 高齢福祉課 農林課 建設課 教育総務課	1 情報収集・伝達 2 本部事務局及び災害対策本部 各部・各班からの被害情報等の収集、把握及び分析 3 警察、消防、防災関係機関との被害に関する情報の相互提供及び確認 4 被害情報等の県、国、防災関係機関等への報告 5 市民等への災害広報 6 報道機関の対応等 7 在日外国人への災害情報等の提供 8 渉外 全般(災害視察者、見舞者、慰問、激励、大臣、議員等) 9 国の機関及び特殊法人、県等との協力体制の確保 10 市議会との連絡調整及び緊急会議の実施

班	構成課	事務分掌
情報・広報・渉外班		11 原子力発電所等の状況(特に特定事象発生施設や事象内容)の把握、分析、評価【原】 12 放射性物質等の拡散に関する情報の収集【原】 13 気象現況の把握及び地形データの分析、評価【原】 14 機動モニタリング隊の運用【原】 15 県及び関係機関等への情報共有【原】

【原】：原子力災害発生時の事務分掌

(2) 災害対策本部【各部各班】

共通事務分掌

1 所属職員及び家族の被害状況の把握・報告 2 管理する施設、備品の被害状況及び業務報告の提出 3 関係各部・各班に対する業務予定及び業務報告の提出 4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整 5 班所属職員の勤務管理及び健康管理 6 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣 7 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行 8 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償 9 被災者等からの相談、苦情、要望等の受付
--

統括調整官

1 部内の統括 2 部内業務の統制 3 他部との調整 4 他部との相互応援
--

各部各班

部 (部長)	班 (班長)	事務分掌
総務部 (総務部長)	総務課班 (総務課長) 支援班 選挙管理委員会事務局班	1 災害対応にかかる職員の動員・サービスに関する事。 2 防災関係機関との調整に関する事。 3 緊急車両及び輸送管理に関する事。 4 資機材及び物資の調達に関する事。 5 救助法の適用申請に関する事。 6 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。
	企画調整課班 (企画調整課長)	1 緊急輸送に関する事。 2 物資・人員の輸送管理に関する事。

部 (部長)	班 (班長)	事務分掌
総務部	企画調整課班	3 輸送拠点・供給体制の確保に関する事 4 燃料確保に関する事 5 各種輸送体制の確保に関する事 6 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事 7 車両の除染に関する事。【原】
	財政課班 (財政課長)	1 物資の確保と調査に関する事 2 物資の調達に関する事 3 物資の受入れ・仕分け・配給に関する事 4 物資の管理に関する事 5 避難所における食料供給に関する事 6 支援要請に関する事 7 災害応急対策費の予算措置に関する事 8 市有財産の被害調査及び応急対策に関する事 9 プッシュ型支援への対応に関する事 10 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事 11 防護資器材等の調達に関する事。【原】
	D X推進室班 (D X推進室長補佐 兼情報化推進係長)	1 通信環境の整備と維持管理に関する事 2 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事
選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)		1 選挙管理委員会委員との連絡調整に関する事 2 総務課班への業務支援に関する事
行政局災害 対策部 (総務部長) ※兼務	行政局班 (行政局長)	各部各班に準ずる。
市民部 (市民部長) ※兼務	市民課班 (市民課長) 支援班 会計課班	1 避難所の設置・運営・閉鎖に関する事 2 避難所での情報提供・広報に関する事 3 帰宅困難者に関する事 4 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事 5 避難退域時検査に関する事。【原】 6 保健課班の実施する安定ヨウ素剤の配布支援に関する事。【原】
	税務課班 (税務課長)	1 家屋の被害状況確認及びり災証明書の発行に関する事 2 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事 3 家屋等の財物賠償に係る証明書の発行に関する事。 【原】

部 (部長)	班 (班長)	事務分掌
市民部	生活安全課班 (生活安全係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部等の設置・運営に関する事。 2 所管施設の被害状況の確認・管理に関する事。 3 防犯対応に関する事。 4 消防団の災害対応に関する事。 5 関係機関との連絡調整に関する事。 6 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。
	環境課班 (環境課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の確認・管理に関する事。 2 し尿処理・トイレ対策に関する事。 3 防疫・保健衛生管理に関する事。 4 廃棄物収集・処理に関する事。 5 廃棄物処理の広域調整・応援要請に関する事。 6 環境・衛生管理に関する事。 7 遺体管理・埋葬支援に関する事。 8 被災地における被災動物の保護対策に関する事。 9 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。
会計課班 (会計管理者)		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に係る経理に関する事。 2 市民課班への業務支援に関する事。
保健福祉部 (保健福祉 部長)	社会福祉課班 (社会福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者福祉施設の被害状況の把握に関する事。 2 障がい者支援に関する事。 3 災害ボランティアセンターとの調整及び運用に関する事。 4 相談窓口・支援金の対応に関する事。 5 義援金・災害見舞金の管理・運営に関する事。 6 保健課班への業務支援に関する事。 7 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。 8 家屋等の財物賠償の支援に関する事。
	こども未来課班 (こども未来課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の確認・管理に関する事。 2 園児の避難(安全確保)に関する事。 3 人員の確保に関する事。 4 応急保育・教育に関する事。 5 災害応急対策経費の予算措置に関する事。 6 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。
	保健課班 (保健課長) 支援班 社会福祉課班 高齢福祉課班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の確認・管理に関する事。 2 医療機関の情報管理・被害対応に関する事。 3 医療救護活動に関する事。 4 医療資源の確保と調達に関する事。 5 医療搬送・後方支援に関する事。

部 (部長)	班 (班長)	事務分掌
保健福祉部	保健課班	6 被災地における防疫活動に関すること。 7 被災者への医療支援に関すること。 8 会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 9 県の実施する原子力災害医療の協力に関すること。 【原】 10 安定ヨウ素剤の調達、配分及び服用に関すること。 【原】 11 食料品等の汚染調査等及び公表に関すること。 【原】 12 被ばく患者(被ばくのおそれのある者を含む。)等の負傷者数、負傷程度及び収容先病院の把握に関すること。 【原】
	高齢福祉課班 (高齢福祉課長)	1 高齢者福祉施設・関係団体等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 避難行動要支援者の支援に関すること。 3 福祉避難所に関すること。 4 保健課班への業務支援に関すること。 5 会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
産業部 (産業部長)	農林課班 (農林課長) 支援班 農業委員会事務局班	1 農林畜産業の被害状況の把握に関すること。 2 農林畜産業関係の安全管理に関すること。 3 農林畜産業関係の応急対策に関すること。 4 農林畜産業関係の施設復旧等に関すること。 5 農村公園及び付帯設備の保全に関すること。 6 営農指導に関すること。 7 会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 8 農林産物の汚染調査及び公表に関すること。 【原】 9 農用地等の汚染調査及び除染に関すること。 【原】 10 試験栽培に関すること。 【原】
	商工課班 (商工課長)	1 商工業者、商工業施設等の被害状況の確認・管理に関すること。 2 二次被害防止に関すること。 3 事業再開・復旧支援に関すること。 4 雇用・経済対策に関すること。 5 会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
	観光交流課班 (観光交流課長)	1 観光施設等の被害状況の確認・管理に関すること。 2 観光客の安全確保に関すること。 3 二次被害防止に関すること。 4 事業再開・復旧支援に関すること。 5 会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。

部 (部長)	班 (班長)	事務分掌
農業委員会事務局 (農業委員会事務局長)		<ol style="list-style-type: none"> 1 農業委員との連絡調整に関する事。 2 農林課班への業務支援に関する事。
建設部 (建設部長)	建設課班 (建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・河川・橋りょう等の被害把握と応急復旧に関する事。 2 交通管理と安全確保に関する事。 3 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。 4 復旧工事等に関する建材等の汚染調査及び公表に関する事。【原】 5 復旧工事に従事する作業員等の被ばく防止(放射線管理等)に関する事。【原】
	都市計画課班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害状況の確認・管理に関する事。 2 応急修理等に関する事。 3 都市環境及び公園の管理・保全に関する事。 4 被災者の住宅確保・支援に関する事。 5 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。 6 住宅建設地の汚染調査に関する事。【原】 7 住宅用建材等の汚染調査に関する事。【原】
上下水道局 (上下水道局長(兼建設部長))	上下水道課班 (上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況の確認・管理に関する事。 2 下水道施設の被害状況の確認・管理に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 水質管理・汚染対策に関する事。 5 水道施設の応急・復旧対策に関する事。 6 下水道施設の復旧対策に関する事。 7 災害応急対策経費の予算措置に関する事。 8 水道料金・下水道料金の減免に関する事。 9 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。 10 水道水の水質調査及び公表に関する事。【原】
教育委員会 教育部 (教育部長)	教育総務課班 (教育総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の確認・管理に関する事。 2 教育施設への支援に関する事。 3 災害応急対策経費の予算措置に関する事。 4 会議の記録及び日誌の作成、保管に関する事。 5 所管施設の除染に関する事。【原】 6 所管施設敷地内の継続的なモニタリング及び公表に関する事。【原】
	学校教育課班 (学校教育課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の確認・管理に関する事。 2 児童生徒の避難(安全確保)に関する事。 3 被災状況等の伝達に関する事。

部 (部長)	班 (班長)	事務分掌
教育委員会 教育部	学校教育課班	4 避難所の開設に関すること。 5 児童生徒の給食及び保健に関すること。 6 応急教育に関すること。 7 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 8 会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
	生涯学習課班 (生涯学習課長)	1 所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2 避難所としての施設利用に関すること。 3 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 4 会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。 5 所管施設の除染に関すること。【原】 6 所管施設敷地内の継続的なモニタリング及び公表に関すること。【原】
	公民館班	1 所管施設の被害状況の確認・管理に関すること。 2 避難所としての施設利用に関すること。 3 災害応急対策経費の予算措置に関すること。 4 会議の記録及び日誌の作成、保管に関すること。
議会事務局班 (議会事務局長) 支援班 監査委員事務局班		1 議員等の安全確保・避難誘導に関すること。 2 議員の安否確認に関すること。 3 議員との調整に関すること。 4 局長の命ずる応急対策に関すること。
監査委員事務局班 (監査委員事務局長)		1 監査委員等の安全確保・避難誘導に関すること。 2 監査委員の安否確認に関すること。 3 監査委員との連絡調整・情報伝達に関すること。 4 議会事務局班への業務支援に関すること。

【原】：原子力災害発生時の事務分掌

4 災害対策本部会議

災害対策本部長は、必要に応じて招集し会議を開催する。

(1) 構成

災害対策本部長、副本部長、本部員、本部事務局統括調整官及び各班長、各行政局長を持って構成し、必要に応じて本部長は、国、県及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

(2) 開催場所

原則として、市役所会議室とする。

(3) 本部会議の協議事項

- ア 災害対策の方針の決定に関すること。
- イ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

- ウ 高齢者等避難、避難指示に関すること。
- エ 救助法の適用申請に関すること。
- オ 国、県、他都市（協定締結市町村を含む。）及び自衛隊等への応援要請に関すること。
- カ 災害広報に関すること。
- キ 被災市民等に対する支援策に関すること。
- ク 応急対策に要する予算及び資金に関すること。
- ケ 職員の応援に関すること。
- コ 国会、政府関係機関に対する要望及び陳情に関すること。
- サ その他災害応急対策の重要事項に関すること。

5 関係部長等会議

特定の災害対策について協議する必要がある場合、災害対策本部長の命を受けた本部事務局長の統括により、関係部長等で構成し開催する。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を行うために極めて重要であることから、必要な人員の動員配備の区分及び初動体制について定めるものとする。

第1 動員基準

1 職員の配備区分

配備体制		職員の配置	
1号配備 (注意体制)	情報所	初動体制	情報所を設置し、災害情報の収集、伝達及び上位体制に移行できる体制 <input type="checkbox"/> 生活安全課（1名） <input type="checkbox"/> 建設課（1名） <input type="checkbox"/> 農林課（1名） <input type="checkbox"/> 行政局の担当職員（各1名×4局）
		本体制	本部事務局の統括・企画班、情報・広報・渉外班の職員をもって充てる。 <input type="checkbox"/> 生活安全課（1名） <input type="checkbox"/> 総務課（1名） <input type="checkbox"/> 建設課（1名） <input type="checkbox"/> 企画調整課（1名） <input type="checkbox"/> 農林課（1名） <input type="checkbox"/> 行政局の担当職員（各1名×4局） <input type="checkbox"/> 避難所の応援担当職員（※情報所長の指示により参集）
2号配備 (警戒体制)	警戒本部		小規模の災害に対する応急対策活動及び復旧活動が実施でき、かつ上位体制に移行できる体制 <input type="checkbox"/> 警戒本部各部各班（班長の指示により招集される職員） <input type="checkbox"/> 行政局応援担当職員（指定職員※警戒本部長の指示により参集） <input type="checkbox"/> 避難所の応援担当職員
			本部事務局各班の職員をもって充てる。 <input type="checkbox"/> 統括・企画班（全班員） <input type="checkbox"/> 情報・広報・渉外班（全班員）
3号配備 (非常体制)	災害対策本部		全職員を配備し、組織の全力をあげて対処する体制とする。 <input type="checkbox"/> 全職員

2 動員の方法

(1) 登庁場所

ア 職員は、所属又はあらかじめ指定された場所に参集する。

イ 職員は、住居若しくは参集先又はその経路上において、気象特別警報が発表されている又は避難指示や緊急安全確保が発令されているなど、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長に連絡することとし、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。

(2) 登庁手段

ア 職員は、被災による交通の途絶及び道路の寸断等に備え、充分注意して登庁する。

イ 職員は、普段から通勤経路上の危険箇所を確認するとともに、迂回ルートやより安全性が高い別ルートの確保に努める。

また、発災時の登庁においては、ルート上に既に障害が発生しているものと仮定し、極めて慎重に、安全を第一として参集する。

(3) 被害状況等の報告

登庁途上において、被害状況又は災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

(4) 登庁時の携行品

服装	携行品例（事前に準備しておくといよいもの）	
<input type="checkbox"/> 市作業服	<input type="checkbox"/> 身分証明書（マイナンバーカード）	<input type="checkbox"/> 筆記用具
<input type="checkbox"/> 応急活動に適した靴	<input type="checkbox"/> 着替え	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> 帽子	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ
<input type="checkbox"/> 軍手 など	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 常備薬
	<input type="checkbox"/> 現金（小銭）	など

3 参集時における留意事項

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

(2) 気象情報及び地震情報等の収集

気象警報が発生したときや地震が発生したときは、河川防災情報システムや Yahoo アプリなどの活用、テレビ・ラジオの視聴等、近傍市の施設等により、自ら工夫して災害の状況の情報収集に努め、L o G o チャット等により配備体制を確認する。

(3) 登庁時に緊急事態に遭遇した場合

職員は、参集時において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した場合は、最寄りの消防・警察機関に通報するとともに、直ちに人命救助及び消火活動への協力など適切な措置をとらなければならない。

また、被害情報の収集に努めるとともに、所属長にその情報を連絡し指示を仰ぐ。

(4) 所在の明確化

勤務地を離れる際、あるいは既に離れている場合でも常に所在、連絡方法を明らかにすること。また、出張や休暇による旅行中であっても、災害発生時においては直ちに所属長に連絡し、当地に留まるか、即時帰庁するか上司の指示に従う。

(5) 職員自身又は家族が被災した場合の対応

職員自身又は家族のケガや家屋等に大規模な被害が生じた等、やむを得ず参集が遅れる場合又は困難となった場合は、その旨を速やかに所属長に連絡し指示を仰ぐ。

(6) その他

職員の安全確保と業務遂行能力の維持を最優先とするため、飲酒時は業務に支障をきたす可能性があることから出勤しないこと。やむを得ず出勤する場合は、自身の体調を十分に考慮したうえで、家族等による送迎や、公共交通機関の利用によるものとし、飲酒運転は絶対に行わないこと。

また、日頃から職員一人ひとりが自己管理を心がけ、緊急時に対応できるよう留意すること。

第2 初動体制の整備

資料編 02 「災害時職員初動マニュアル」に準ずる。

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「3-1 動員計画」

第3節 災害情報の収集伝達

【本部事務局、総務課班、生活安全課班、全班】

洪水や土砂災害は、突然発生する地震と違い一定以上の降雨量の蓄積により発生する。従って継続的かつ情報資料を収集し、的確に分析・評価することにより災害の発生時期・場所を事前に予想し、対策を講ずることにより被害を局限することができる。

市に、風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。また、市に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 情報活動

1 情報資料の収集

「発生が予想される被害の種別、どのような状態か、今後どう変化するのか」各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努める。

2 情報資料の分類・整理

収集した情報資料を分類・整理して信頼性、正確性を決定する。

3 情報資料の分析

- (1) 評価した情報資料を分析して地域・市民への影響度を明らかにする。
- (2) 本部事務局（情報・広報・渉外班）は、各部及び防災機関から提供された情報を地形図（1/50,000）等に被害状況を展開し、分析を行い、その結果を本部事務局（統括・企画班）に提供する。
- (3) 本部事務局（情報・広報・渉外班）は、分析した情報を本部会議で報告するとともに速やかに県に速報として報告する。
- (4) 各部等情報連絡員は、各部局及び各班に報告する。

4 情報の使用

- (1) 本部長の対応方針等の意志決定に資する。
 - ア 本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制等を決定する。
 - イ 本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、自衛隊、応援協定締結市町村等への応援要請を行う。
- (2) 本部及び他防災関係機関・団体等との情報の共有を図る。
- (3) 市民への情報提供

本部事務局（情報・広報・渉外班）は、民生安定、安全確保及び応急対策を迅速に行うために必要と認められる情報を市民に周知する。

 - ア 避難の準備及び避難場所等に関すること。
 - イ 被害の状況（火災、ライフライン等）

ウ 行動上の注意事項等

第2 情報の収集

1 被害状況等の調査・収集

市は、災害が発生した場合、直ちに県内の被害状況について調査を行う。

災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集にあたっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。
- (2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。
- (3) SNS、スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。
- (4) 収集した画像情報については、防災 IoT システム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

2 避難指示等の判断のための情報等

水位名称	水位の位置づけ
水防団待機水位 (指定水位)	○水防団が出動のために待機する水位
氾濫注意水位 (警戒水位)	○水防団の出動の目安 ○市の避難判断準備情報等の発令基準の目安 ○住民への氾濫に関する情報の注意喚起
避難判断水位 (特別警戒水位)	○市長の避難指示等の発令判断の目安 ○住民の避難判断の目安

3 気象情報・災害状況

情報項目	段階（目安）	情報の内容	収集源
気象情報	注意体制時 (1号配備)	□気象情報等（過去・現在・予測） 1 予警報の内容、予想される降雨及び災害の程度 2 降雨量 (1) 先行雨量 (2) 市内全域の降雨量（特に上流域） (3) 時間雨量の変化	・福島地方気象台 ・気象庁高解像度降水ナウキャスト ・アメダスデータ ・庁舎雨量計 ・パトロール（市職員、消防団等）

情報項目	段階（目安）	情報の内容	収集源
気象情報	注意体制時 （1号配備）	3 河川、ため池等の水位状況等（水位・流量の時間変化）	・関係機関（警察・消防等） ・市民
災害の状況	注意体制時 （1号配備）	1 河川、ため池等 (1) 災害危険箇所における災害発生危険状況 (2) 予想される氾濫時期・場所 2 土砂災害の発生が予想される箇所の前兆現象の有無	・水位観測所のデータ ・パトロール（市職員、消防団等） ・関係機関（警察・消防等） ・市民
	警戒体制及び発災後	1 河川、ため池等の氾濫状況（越水、浸水、決壊等） 2 浸水区域、浸水高 3 拡大増水傾向の状況 4 土砂災害、がけ崩れ等の発生状況（場所・規模等） 5 発災による被害状況（死者・不明者・負傷者の発生、家屋の倒壊等）	

4 被害状況等

情報項目		細部内容
被害情報	人的被害 （死者、不明者、負傷者等）	○発生場所、原因及び被害者数 ○被災者の情報等 ○負傷者の負傷程度及び収容先
	建物被害 （住宅、事業者等）	○被災棟数及び被害程度 ○建物の名称及び所在地 ○罹災世帯及び罹災者数
	ライフライン被害等 （上下水道、交通、電気、通信、ガス関係等）	○被害箇所と被害程度 ○断水状況 ○ガス供給停止状況 ○応急措置等の対応状況 ○交通機関の運行状況
	公共施設被害 （福祉・教育・清掃施設、斎場等）	○被災棟数及び被害程度 ○施設の名称及び所在地 ○入所者の被災状況及び避難状況 ○児童、生徒の避難の状況
	土木施設被害 （砂防ダム、河川、道路、橋りょう等）	○被害箇所と被害状況 ○応急措置等の対応状況 ○道路の通行止め箇所
	農林関係被害	○被害箇所と被害程度

情報項目	細部内容
医療救護関係	○医療関係の被害状況 ○応急救護所等の設置状況
避難情報	○避難所の設置状況 ○自主避難の状況 ○避難指示の発令状況 ○避難世帯数及び避難者数
消防関係	○119番通報の入電状況 ○火災発生状況及び延焼状況 ○救助、救急事案の発生状況、対応状況 ○危険物施設等の被害状況 ○ガス漏れ等の発生状況
防災関係	○自衛隊 ○警察 ○消防 ○その他の機関

5 情報収集・伝達上の要点

- (1) 情報資料の収集
 - ア 情報資料は、複数ルートを活用し、収集する。
 - イ 5W1Hの原則で簡潔にまとめる。
 - ウ 情報資料の発信者を確認する。(情報の出どころ)
- (2) 情報資料の分類・整理
 - ア 緊急性で分類 (市民の生命に脅威となる順位)
 - イ 生活形態で分類
 - ウ 地域・世代で分類
- (3) 情報の伝達
 - ア 対象 (誰に・どこに、知らせるのか)
 - イ 内容が的確で簡潔
 - ウ 手段 (どう届けるか)
- (4) 情報の確認 (反応を伺う)
 - ア 到達確認 (届いたか)
 - イ 次の情報ニーズ収集
 - ウ 情報の経過を記録
- (5) 情報の蓄積 (情報を蓄積する)
 - ア 資料の保存
 - イ 写真・映像の保存
 - ウ 蓄積情報の整理 (探しやすくする)

第3 情報連絡体制

1 連絡責任者及び連絡電話等の指定

- (1) 本部事務局は、防災関係機関との連絡を確実なものとするため、あらかじめ防災関係機関の連絡用電話及び連絡責任者を把握しておくとともに、窓口の統一を図るなど、迅速な連絡体制を確保する。
- (2) 連絡担当は、本章第1節第2の1「(3)本部の設置又は廃止の連絡」で実施する。
- (3) 伝達にあたっては、各種手段を使用して適時・的確かつ速達に努める。

2 防災関係機関への派遣等

本部事務局等は、情報収集及び応急対策の実施等において、県及び防災関係機関等との緊密な連絡体制を確保する必要があると認められる場合は、その機関への情報連絡員の派遣、又は派遣を要請するものとする。

第4 県・国への報告（被害状況等）

1 報告要領

- (1) 市及び防災関係機関による被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、県、国へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行う。
- (2) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、地域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住居登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

- (3) 県への報告は、「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とするが、合わせて地方振興局にも報告するものとする。

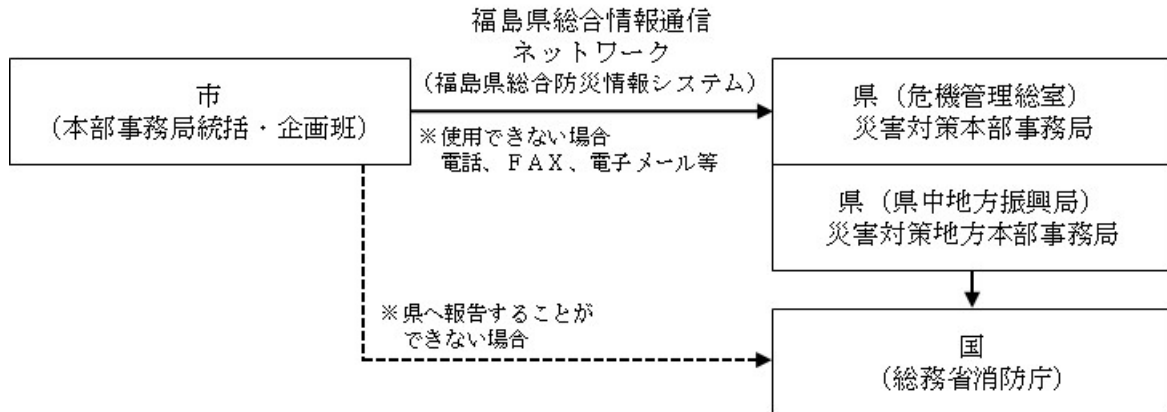
被災等により福島県総合防災情報システムが使用できない場合、市は電話、FAX、電子メール等により県災害対策本部地方本部へ被害情報を報告するものとする。

- (4) 県へ報告することができない場合

ア 直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市はその状況を直ちに総務省消防庁及び危機管理総室に報告するものとする。

イ 市は、「火災・災害等即報要領」に基づき、地震が発生し、区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず、第一報を県及び消防庁に対し、原則として、覚知後30分以内に速やかに状況を報告するものとする。

県・国への報告系統



電話・FAXによる被害状況の報告先

県

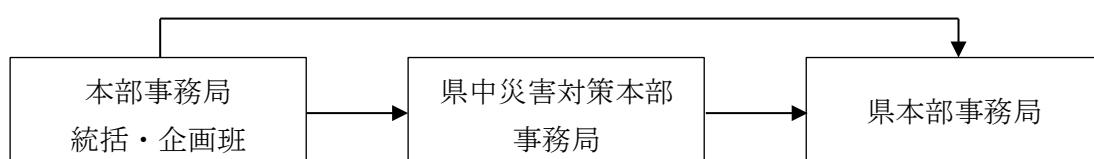
NTT回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
総合情報通信ネットワーク	衛星系	8-10-201-2632 8-10-201-2633	(FAX) 8-10-201-5524
	地上系	8-11-201-2632 8-11-201-2633	(FAX) 8-11-201-5524

国 (消防庁等)

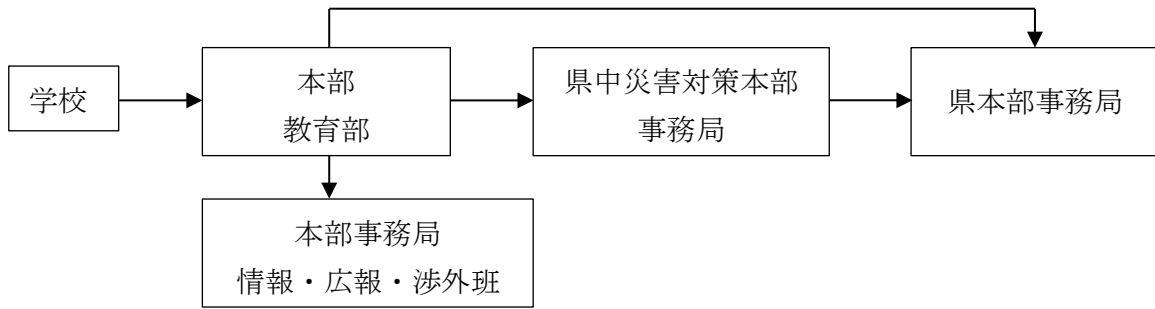
回線別		区分	平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		90-49013	90-49102
	FAX		90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話		048-500-90-49013	048-500-90-49102
	FAX		048-500-90-49033	048-500-90-49036

2 被害区分別報告系統

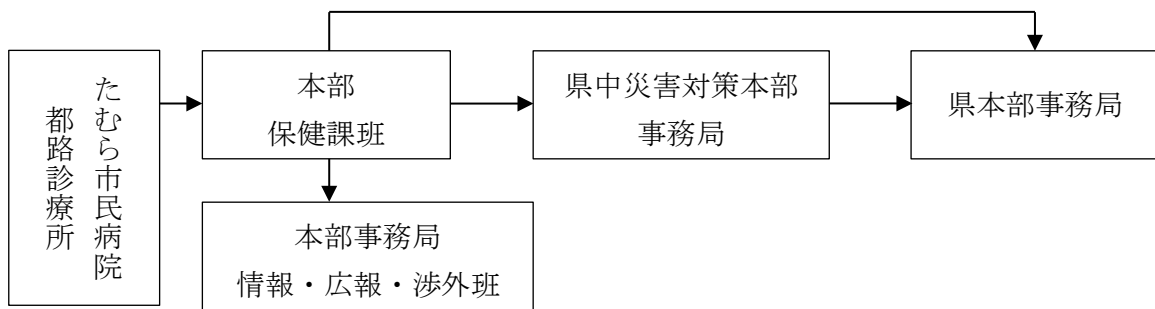
(1) 人的被害・建物被害等



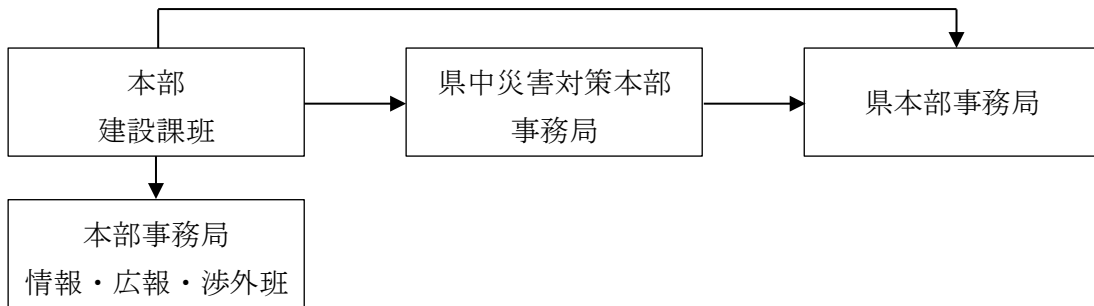
(2) 文教施設被害



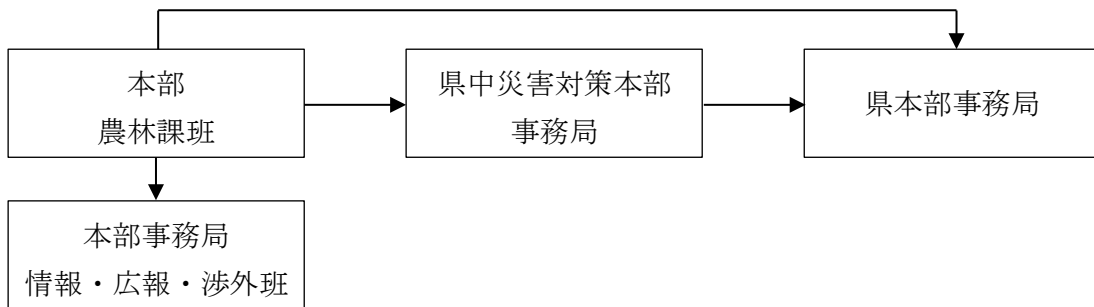
(3) 医療施設被害（市所管）



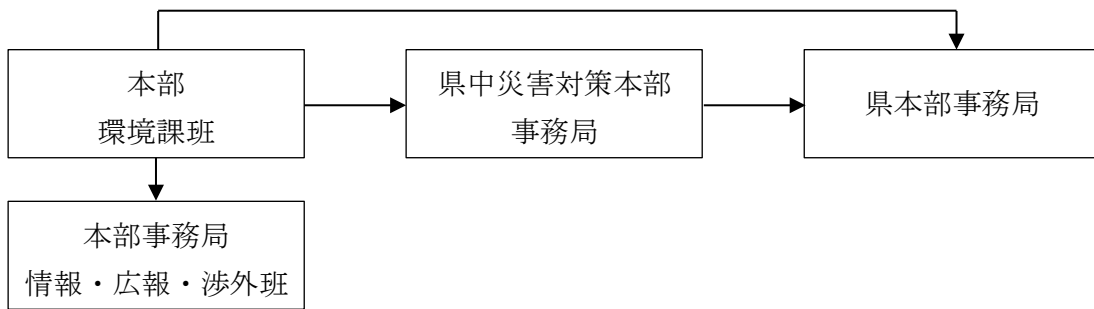
(4) 道路・橋りょう・河川・ため池・堤防・崖崩壊等被害（市所管）



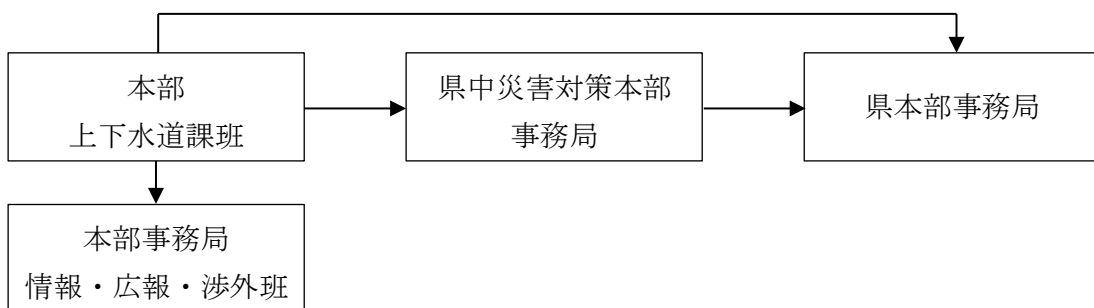
(5) 農業・林業・畜産等被害



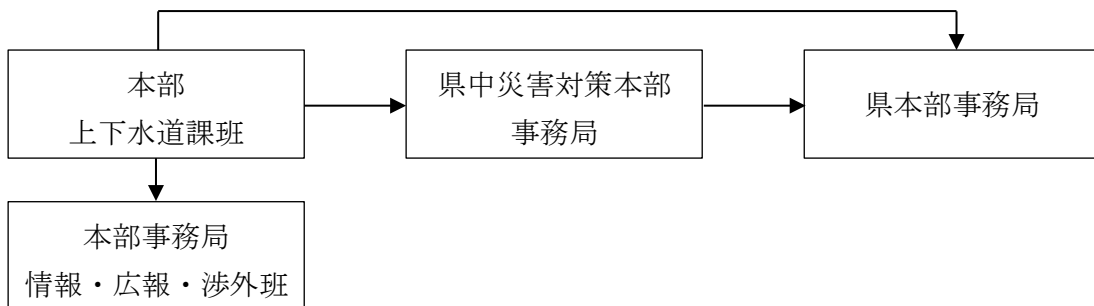
(6) 廃棄物処理施設等被害



(7) 水道施設等被害



(8) 下水道施設等被害



3 報告の内容と種類

(1) 県への報告

- ・ 市の応急対策の活動状況、対策本部設置状況及び応援の必要性等を報告する。
- ・ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。
- ・ 県への報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容に準じて行うものとする。

報告の区分		報告の時期	留意事項
概況報告 (被害即報)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生し、大規模な被害が見込まれる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 2 被害状況等報告 <ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号による。 	<p>覚知後、直ちに報告し、以後詳細が判明次第報告する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害又は二次被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告 2 部分情報及び未確認情報も可 ただし、情報の出所を明確にする。
中間報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害の中間調査の結果に基づき報告 <ul style="list-style-type: none"> ・被害の概況速報 ・応急措置状況報告 2 集団被害（概ね50世帯以上）被害状況等報告 3 被害状況等報告様式第1号による。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 定時報告 8時、17時の2回 2 緊急性のあるものは随時報告 3 本部より指示があった場合 4 その他必要と認める場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 発生時に報告した事項のその後の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・確認事項について ・全壊、流出半壊、死者及び重傷者が発生した場合、氏名、年齢、住所等を速やかに調査し報告する。 2 応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
確定報告	<p>被害状況の確定調査の結果に基づき報告（最終報告）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に定める様式による。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般被害報告様式2号 ・土木関係被害報告様式3号 ・衛生関係被害報告様式4号 ・農業関係被害報告様式5号 ・林業関係被害報告報告6号 ・商工業関係被害報告様式7号 ・教育関係被害報告様式8号 ・市有財産関係被害報告様式9号 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害の全容が判明し被害状況が確定した場合、災害終結の日から3日以内 	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害世帯の人員等については、現地調査のみでなく住民登録とも照合する。

第4節 通信の確保

【本部事務局、総務課班、DX推進室班】

市は、災害時において通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保するものとする。

第1 通信手段等

通信手段	設置場所等
市防災行政無線(戸別受信機を含む。)	1 送信所 市庁舎を基地局、各行政局を補助局、片曾根山・殿上山・ごさんしょ山を中継局 2 受信機 各出張所、市出先機関、市内事業所、各家庭
福島県総合情報通信ネットワーク	県、県内各市町村及び県出先機関、各消防本部、气象台、自衛隊、病院、報道機関等の主な防災関係機関に配備
警察無線通信設備	福島県警察本部との協定に基づき、警察通信設備を優先的に利用
災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機として、あらかじめ生活安全課等の電話を登録
IP無線	郡山地方広域消防組合との協定に基づき、消防通信設備を優先的に利用
市内アマチュア無線局	船引・常葉各アマチュア無線クラブとの協定に基づき、災害時の非常通信手段として利用

資料編：01 地域防災計画資料「19 防災行政無線」

第2 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。また、孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等災害発生時の連絡手段は、原則として有線通信(加入電話)、無線通信、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、SNS及び防災アプリ等により速やかに行う。
ア 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

イ SNS、防災アプリ等を使用する場合には、情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、総務課班長（総務課長）は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努めるものとする。

第3 通信施設の運用

災害情報の収集・伝達は、次の通信手段等を適切に組み合わせて活用するものとする。

1 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）

災害情報の収集・伝達及びその他応急対策に必要な指示又は命令は、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）を有効に活用し行うものとする。

その運用については、「田村市防災行政無線局管理運用規程」に基づき、次のとおりとする。

(1) 無線局に総括管理者及び管理責任者として生活安全課長及び行政局長を置く。

(2) 通信の種類と取扱順位

ア 無線通信の種類

(ア) 緊急通信：地震、台風その他緊急事態が発生し、又はそのおそれがあるときに行う緊急を要する通信

(イ) 一般通信：緊急通信以外の通信

(ウ) 一斉通信：複数の無線局に対して、同時に一方的に行う通信

(エ) 個別通信：2無線局間で個別に行う通信

イ 取扱順位

災害時における無線通信の取扱順位は次のとおりとする。

(ア) 緊急・一斉通信

(イ) 緊急・個別通信

(ウ) 一般・一斉通信

(エ) 一般・個別通信

(3) 無線通信の手段

無線通信は、音声、FAX、データ伝送及び画像伝送により行う。

(4) 通信の統制

管理責任者は、災害時における通信の輻輳及びその他特別の理由があると認めるときは、一般通信を統制し、又は制限するものとする。

(5) 代行統制局

市庁舎基地局が使用不能になった場合、行政局防災行政無線基地局を代行局として運用するものとする。

2 福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワークは、県、県内各市町村及び主な防災関係機関を結び、県からの一斉通信を受信するほか、県、県内各市町村、消防組合、自衛隊、警察署、福島地方気象台、病院、報道機関及び国、都道府県、県外他都市等との非常時の通信手段として活用するものとする。

3 携帯電話

被害状況等の収集・伝達及び関係機関等への連絡は、防災関係各部に配備している携帯電話を活用するものとする。

4 災害時優先電話

災害時の電話の輻輳等により連絡が困難な事態を避けるため、優先的に発信が取り扱われる「災害時優先電話」の事前登録を実施し、非常時には、発信専用として災害時優先電話を活用し、情報伝達ルートを確保するものとする。

5 警察通信設備の優先利用

福島県警察本部との協定に基づき、利用できる警察無線設備を活用するものとする。

6 アマチュア無線の利用

市内アマチュア無線クラブとの協定に基づき、アマチュア無線局の開局を要請し、指揮及び情報の収集・伝達に活用するものとする。

7 伝令の派遣

無線・有線通信による情報の送受が困難なときは、県及び防災関係機関等に徒歩、バイク、車両等による伝令を派遣し、情報の送受を行うものとする。

第4 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）等が被災した場合

1 被災

通信施設が被災した場合には、被災状況を早期に把握し、職員等による仮復旧に努めるとともに、被災を免れた通信施設を活用し、通信体制を迅速に構築するものとする。

2 修理

直ちに保安業者に連絡し、修理を依頼する。

第5節 災害広報広聴活動

【本部事務局、総務課班】

災害発生直後から市及び防災関係機関は、災害に伴う緊急情報、生活関連情報等について適時に市民に広報を行うとともに、市民からの各種相談に適切に対応し、市民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努めるものとする。

第1 広報体制

災害時における広報活動は、市及び防災関係機関が情報の共有化と一元化に努め、相互に協力して市民の不安解消等に努めるものとする。

1 市の広報活動

- (1) 市は、災害に関する全般的な広報活動を行う。
- (2) 市民に対する広報は、本部事務局（情報・広報・渉外班）が行う。
 - ア 市の対策その他重要事項の広報……本部の決定に基づく。
 - イ その他の広報……関係部局（班）と調整し広報する。
- (3) 市は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

2 防災関係機関の広報活動

- (1) 防災関係機関は、所管する施設、事業等に係る被害状況、応急対策活動、復旧見通し等について、必要に応じて広報活動を行う。
- (2) 防災関係機関は、市の情報と共有化及び一元化を図るため、適宜、本部と連絡を取り合う。
- (3) 防災関係機関は、市民への広報又は報道関係機関への発表を行うときは、本部にその内容を事前に通知する。

第2 広報内容

1 各段階における広報内容

広報にあたっては、変化する状況を的確に把握し、時間の経過とともに変化する市民の情報ニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。

なお、災害発生後、緊急に市民に伝えるべき情報は、次のとおりである。

区分	広報内容等
災害発生直後	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震、気象情報 2 災害の発生状況 3 本部等の設置情報 4 被害状況の概要 5 救援活動の状況 6 避難所等の開設状況・避難情報 7 二次災害に関する情報（火災、がけ崩れ、倒壊建物等） 8 高齢者等避難、避難指示の情報 9 災害応急対策の実施状況 10 救急医療情報（救護所・医療機関の開設状況） 11 緊急道路・交通規制状況 12 水・食料・燃料等の物資供給状況 13 市民への注意事項（出火防止・初期消火・救助救護への協力及びデマ防止） 14 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報 15 安否情報、義援物資の取り扱いに関する情報
生活再開時	<ol style="list-style-type: none"> 1 ライフライン情報（上下水道・電気・ガス・電話等の被害、復旧の見通し） 2 食料・物資、燃料等生活必需品の供給情報 3 風呂、店舗等の開設情報 4 鉄道、バス等公共機関の運行又は復旧見込み情報 5 道路・交通情報 6 医療機関の活動情報等 7 災害ごみの処理方法等、防疫に関すること。 8 教育関連情報 9 問合せ・要望・相談等の連絡方法、臨時災害相談所の開設
復興期	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅情報（応急仮設住宅及び空家斡旋） 2 各種相談窓口の開設情報 3 災証明書の発行情報 4 税・手数料等の減免措置情報 5 災害援助金等の融資情報

2 広報の方法

(1) 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法を併用して伝達するものとする。

ア 防災行政無線（戸別受信機を含む。）による広報

災害に関する情報を迅速に市民に伝達する。

イ 車両による広報

各本部は、災害の状況に応じて、警察、消防と協力して必要地域へ広報車を出動させ、広報を実施する。

ウ 職員による広報

広報車等による広報が困難な地域若しくは特に必要と認められる地域に対しては、現地に職員を派遣し、広報を行う。

エ テレビ・ラジオ等による広報

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関に対し、必要事項の放送の要請を行う。

オ ヘリコプターによる広報

必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難指示、避難誘導等について、県に要請する。

カ 携帯電話を活用した広報

緊急速報メール（エリアメール）、防災アプリ等を活用する。

(2) 一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により、必要に応じて適宜広報するものとする。

ア 広報紙等印刷物による広報

(ア) 災害対策広報紙の発行

本部事務局（情報・広報・渉外班）は、複雑な災害情報を分かりやすく市民に的確に伝えるため速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。広報誌による広報は、詳しい情報を提供することができ、市民が読み返してできるなどの長所がある。災害の経過とともに市民のニーズも変化してくることから、このような媒体の特性を活かしながら、的確な広報に努めるものとする。

a 発行

市内業者に印刷発行を委託する。この際、印刷を迅速に行うため、平時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておく。なお、広報紙の内容、印刷部数等によって、本部事務局（情報・広報・渉外班）が自ら印刷を行う。

b 配布場所

通常の行政区等を通じた平常通りの配布に努めるが、これが困難であると予測される状況の時は、避難所及び大型店舗、市役所等多数の人が集まる場所での配布と貼り出しを重点的に行い、復旧及び発行部数の増加の程度に応じて、段階的に配布場所の拡大を図る。

c 配布手段

通常の行政区等を通じた平常通りの配布に努める。これが困難な場合は、郵送等、新聞折り込み等も可能な限り活用する。

イ 広報車による広報

担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、広報車による広報を行うものとする。

ウ テレビ・ラジオによる広報

必要に応じて各放送機関に放送要請を行う。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。

エ 掲示板等の活用

避難所、他防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。

オ 行政区との協力

広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。

(3) インターネット等を利用した広報

災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信などを実施する。

インターネットを利用した広報等を行う場合、以下の点に留意する。

ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるように、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努めるものとする。

ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。

エ 住民自らが情報を入手できるように、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。

(4) 要配慮者への広報

ア 障がい者、高齢者等への広報

ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対し広報紙を各戸配布するよう努める。また、視聴覚障がい者には、ボランティアの協力を得て、点字や録音テープ等に直した広報配布や文字放送、手話通訳等を実施するものとする。

イ 外国人に対する広報

語学ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙の翻訳を行い、主要な外国語や「やさしい日本語」を含む多言語での広報に努めるものとする。

(5) 災害情報共有システム（Lアラート）

市は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。

第3 報道機関への情報提供、協力要請

1 報道機関との連携

(1) 情報提供方法

- ア 災害時は、収集した災害情報及びその他本部員会議において決定した災害対策等は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、本部事務局（情報・広報・渉外班）は、プレスルームを設置し、被害状況、避難情報の発令状況、市民及びり災者に対する注意事項等の情報提供に努めるものとする。
- イ プレスルームは、できる限り本部事務局に近接した場所に確保する。また、プレスルーム設置の際は、掲示板の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。なお、外国報道機関への対応も検討するものとする。
- ウ 各部局に関する情報提供、取材については、原則として各部局での対応とする。
- エ 各部局は、事前に情報提供、取材内容を本部事務局に報告した上で、速やかに対応するものとする。

(2) 担当窓口の一元化

災害情報の発表にあたっては、情報の輻そうを避けるため、本部事務局（情報・広報・渉外班）が一元的な窓口となり、対応するものとする。

2 放送要請

(1) 緊急放送の要請

市民への広報、防災関係機関への緊急の連絡及び基本法第56条に定める通信のため特別の必要があるときは、県を通じ、NHK福島放送局、福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島及び(株)エフエム福島に対し、放送を要請するものとする。

(2) その他放送の要請

必要に応じて、適宜必要な情報の放送を要請する。また、復旧活動が長期にわたる場合には、テレビ、ラジオ等への定時枠を確保し、最新の生活情報等について提供するものとする。

第4 パニック防止対策

災害時の混乱防止のため、迅速に正確な情報伝達を行い、流言、デマ等によるパニック防止を図る。このため、被災地及び避難所等への広報紙等の掲示や広報車の巡回等により、定時的な災害情報の広報を図り、情報提供の均一化を図るほか、報道機関の協力を得て、情報の周知に努めるものとする。

第5 広聴活動

1 相談所の設置

(1) 一般相談

- ア 被災者の不安解消、生活の再建、自力復興等を促進するため、必要に応じて公共施設や避難所に相談所を設置する。
- イ 相談所は、市職員及びボランティア等の協力を得て運営する。

- ウ 相談所職員等の主な業務は、次のとおりである。
- (ア) 相談所職員は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。
 - (イ) 相談所職員は、処理方法の正確性と統一を図るため、あらかじめ定められた対応記録票を用いて内容を記録する。
 - (ウ) 相談所職員は、問合せの内容、処理方法等を定期的に本部に連絡する。
- (2) 専門相談所
法律相談や住宅相談等の専門的な問題についての相談窓口は、各部がそれぞれの必要に応じて設置する。
- (3) 相談所設置の周知
開設に併せて効果的な広報手段により、市民・事業者等への窓口開設の周知を行う。

2 緊急かつ多数の問合せへの対応

- (1) 電話対応チームの設置
被害規模が大きく、災害発生直後に市民からの問合せ電話が多発すると判断される場合には、各部の協力を得て本部事務局（情報・広報・渉外班）内に「電話対応チーム」を組織し、電話相談窓口を設置する。
- (2) 電話対応チームの業務
- ア 電話対応チームは、問合せ相談に対応し、問合せ内容について対応記録票に記入する。また、問合せ内容を精査し、関係各部又は各班に連絡する。
 - イ 本部事務局と協議し、問合せへの対応方法を定め、その内容を掲示するなどにより班員に周知し、対応の迅速化を図る。
 - ウ 電話対応チームは、本部の決定事項又は市民への情報提供事項について、その内容を統一的な文書を活用し、対応の迅速化を図る。また、電話対応チームから報告を受けた問合せ事項について、必要があれば、広報紙等へ提供情報の掲載をする。
 - エ 電話対応チームは、当日の問合せ内容、件数を記録、集約し、本部事務局（統括・企画班）に報告を行う。ただし、市民から情報が災害応急対策上、緊急かつ重要な場合は、直ちに、本部事務局（統括・企画班）に連絡する。

3 移動巡回相談の実施

局本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、指定避難所等における移動巡回相談を実施する。

第6節 災害別応急対策

【総務課班、市民課班、生活安全課班、こども未来課班、高齢福祉課班、農林課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班、教育総務課班、学校教育課班、生涯学習課班、公民館班】

第1 水害応急対策

「水防計画編」に準ずる。

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

1 km メッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る 60 分雨量及び土壌雨量指数の予測が CL を超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県は、福島地方気象台と共同して、市に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

(2) 市の情報伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報に基づき、市民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的に局地的大雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、市民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣市民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

市は、福島地方気象台から県を経由して伝達される土砂災害警戒情報を受ける。

(4) 土砂災害警戒情報の発表

ア 目的

市は、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、市長が基本法第 60 条第 1 項の規定による避難のための立退きの指示の判断や市民の自主避難の参考となることを目的として、県から通知される土砂災害警戒情報を受けるとともに、広く市民に周知する。

イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

ウ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (ア) 市長が避難指示等を発令する際の判断基準や市民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
 - (イ) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
 - (ウ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
 - (エ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
 - (オ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。
- エ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準
- (ア) 発表基準
大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（CL）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表する。
 - (イ) 解除基準
CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上CLを下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。
- オ 利用にあたっての留意点
- (ア) 情報の伝達体制
市は、防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。
 - (イ) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
 - (ウ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

2 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

- ア 市は、市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

イ 市民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市長、警察署等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 土砂災害等の調査

ア 市、国、県は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

イ 市及び関係機関は、被災概要調査結果及び状況の推移について、国や県から連絡を受ける。緊急調査が行われた場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、その結果を土砂災害緊急情報として通知される。

ウ 市は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

市、国、県は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難指示等の実施

市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

(1) 市の情報伝達について

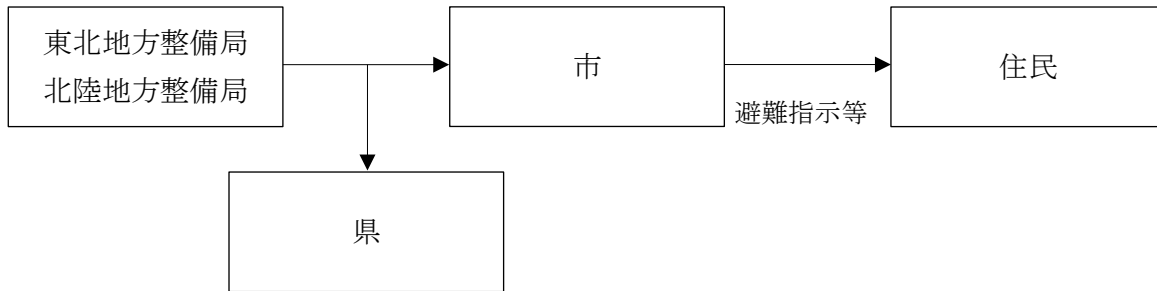
市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、市民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、市民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣市民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(3) 調査結果の通知

ア 市及び県は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を国から通知される。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、通知される。

イ 市は、地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県から通知される。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を通知される。

第3 雪害対策

1 活動体制

大雪注意報（20 cm/12 時間）以上が発せられ、大雪となるおそれがあるときには、生活安全課長は、情報所の開設等所要の体制をとるものとする。

2 広報の実施

大雪時における情報を迅速かつ適切に市民に対し提供し、市民生活の混乱を防止するものとする。次の情報から必要なものを市民に提供するものとする。

- (1) 大雪等気象に関する情報
- (2) 道路情報（通行止め）及び除雪に関する情報
- (3) JR 東日本、福島交通等の運休に関する情報
- (4) 停電及びその復旧に関する情報
- (5) その他必要な情報

3 除雪体制

(1) 体制の基準

- ア 建設部長は、市内に大雪警報が発せられたときは、必要に応じ、除雪体制をとるものとする。
- イ 市は、大雪警報が発せられ、かつ記録的大雪が予想されるときは、本章第1節第2「1 市の配備体制」に準ずる体制をとるものとする。

(2) 活動内容

ア 除雪作業体制

- (ア) 積雪が概ね15cmを越える場合、市道特に通学路等の主要市道を重視して除雪を行う。
- (イ) 優先して除排雪を行う路線
 - 市が管理する道路のうち、バス路線やライフラインの確保の観点から他の道路よりも優先して新雪除雪し、道路交通機能を確保すべきも道路は、次のとおりである。
 - a 防災計画で設定した第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路
 - b スクールバス路線
 - c 地区として交通量が多く重要な路線
- (ウ) 除雪委託業者数から市内全ての除雪作業は、きわめて困難であり、歩道や高齢者宅等の生活道路確保のため住民に除雪に対する協力を依頼する。
- (エ) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

イ 凍結防止作業体制

大雪警報等により積雪及び道路の凍結が予想される場合、上記道路を優先して凍結防止剤を散布する。

4 除排雪連絡系統の確立

- (1) 建設部長は、大雪時における道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除排雪活動を実施できるよう除排雪委託業者等との連絡系統、除雪計画及びその他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立しておくものとする。
- (2) 雪害時においては、市、県、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

5 県への支援要請

市は、以下の状況となり、市だけで除排雪を行うことは不可能となった場合は、県に支援を要請する。

- ・短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- ・積雪量が極端に多くなり、交通が途絶した場合
- ・特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

6 孤立地域等への情報提供

市及び県は、孤立した地域及び孤立可能性のある地域などに対し、地域に整備された防災行政無線（戸別受信機を含む。）や衛星携帯電話などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。

7 避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の避難行動

- ア 市は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。
- イ 市は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。
- ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。
- エ 市は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。
- オ 市及び県は、外国人の避難行動のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設入所者等の避難行動

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

第7節 救助・救急活動

【本部事務局、生活安全課班、保健課班、建設課班】

災害発生後、倒壊家屋の下敷きになる等の被災者に対し救出・救護活動を行うとともに負傷者に対し必要な医療活動を行う。生命・身体の安全を守ることは最優先されるべき課題であり、特に生存率の高い発災直後から72時間以内の救出・救助活動を重視するものとする。

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 救助・救急活動の原則

- (1) 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- (2) 救助・救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先する。
- (3) 延焼火災及び救助・救急事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するものとする。
- (4) 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先するものとする。
- (5) 救助・救急活動は、前各号を踏まえつつ、救命率の高い事案を優先するものとする。

第2 救助活動

災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、二次災害防止対策を行った後、安全確保かつ迅速に行うものとする。

1 救助事案が発生した場合

- (1) 要救助者が複数ある場合は、危険の緊迫している者から救助する。
- (2) 簡易な救助活動は、消防団、自主防災組織等により実施する。
- (3) 救助員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。
- (4) 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

2 救助事案が同時多発、多数の負傷者が発生した場合

- (1) 消防、消防団、警察、自衛隊等関係機関と活動区域の分担、要救助者の情報交換など連携体制を速やかに確立し、効果的な活動を行う。
- (2) 必要により地域に精通している消防団と消防、警察、自衛隊等の合同救助隊を臨時に編成する。この場合の指揮者は、任務の専門性から消防、警察又は自衛隊員を指定する。指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。

なお、状況について逐次、県に報告するものとする。

(3) 市は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を希望する期間
- オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 平時からの備え

市は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。
- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

4 特殊車両の出動要請

人命救助上必要ある場合は、本部を通じ、クレーン車、ブルドーザー等民間の特殊車両の出動を要請するものとする。

5 倒壊家屋等の下敷きになっている者を救出するときの留意事項

倒壊家屋がれきや、倒れた重量家具の下敷きになるなど、長時間体を挟まれていた人が、救出時は比較的元気そうにもかかわらず、突然様態が悪化し、亡くなってしまうことがある。これが挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）である。

- (1) 原因
がれき等で長時間圧迫され挫滅した筋肉から発生した毒性物質が、救出による圧迫解放で血流に乗って全身に運ばれ、臓器（心臓、腎臓等への多臓器不全）に致命的な損害を及ぼし、死亡その他重篤な症状になるものである。
- (2) 助けられる命を確実に助ける
次の一つでも該当したら、医療従事者（医師、看護師、救急救命士等）の救命処置後、若しくは指示を仰いでから救出活動を開始し、直ちに血液透析が可能な病院等に搬送する。
 - ア 2時間以上挟まっている。

- イ パンパンに腫れ点状出血（筋挫滅）
- ウ 尿が茶褐色に変色（ミオグロビン尿）
- エ 挟まれた部分の感覚がない。（知覚麻痺）
- オ 挟まれた部分が動かない。（運動麻痺）

6 広域的な応援

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市長は県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第3 救急活動

人命の安全確保を最優先とした救急体制を早期に確立するものとする。

1 傷病者が多数発生している場合

- (1) 負傷者の受入れ可能医療機関を把握する。
- (2) 現場においてトリアージを実施し、負傷程度により優先度が高い者から優先して医療機関に搬送する。
- (3) 軽症者には、応急処置用品を支給し、自主的な応急手当を依頼する。
- (4) 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、田村医師会及び医療関係機関と連携を密にして、救命効率の高い事象を優先に効率的な活動を行う。

2 現地救護所の設置

多数の負傷者が予想される場合は、職員の参集状況等に応じ、被災地に現地救護所を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) トリアージを実施し、負傷者の搬送順位及び医療機関を決定する。
- (2) 負傷者に対する応急処置を実施する。
- (3) 必要に応じて、本部を通じ、保健課班の派遣を要請する。

3 搬送にあたっての着意

- (1) 負傷者の応急処置及び搬送は、救命の処置を必要とする者を最優先とし、軽症者は、消防団自主防災組織等の協力を受けて応急処置を行うものとする。
- (2) 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意する。
- (3) ヘリコプターによる救急搬送
 - ア トリアージにおいて治療最優先患者と指定され、かつヘリコプターによる搬送が効果的と判定された場合に、消防本部と連携しドクターヘリ又は消防防災ヘリコプター又は自衛隊のヘリコプター等を要請する。

イ ヘリコプターの要請手続きについては、相互応援協力編第1章第3節「第5 広域航空消防応援の活用」に準ずる。

第8節 応急避難

【本部事務局、社会福祉課班、高齢福祉課班】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 高齢者等避難、避難指示

市長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

1 避難指示等の発令基準

(1) 本部長は、土砂災害警戒区域、浸水想定区域で避難を要する事態が発生することを想定し、避難指示等の発令基準を次のとおり定める。ただし、避難指示等を発令する場合は、その後の気象現況の推移を勘案し、事前に避難等を要すると判断された場合に行うものとする。

※避難指示等の発令基準については、第1章第10節第5「2 避難指示等の発令基準」に準ずる。

(2) 市長は、対象区域の近隣で土砂災害前兆現象、土砂移動現象又は土砂災害が発生している場合は、上記基準にとらわれることなく、発生状況に応じ避難指示等を発令するものとする。

(3) 避難指示等発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこ

とや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、市は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市は、避難指示等について、避難指示等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)		市長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の指示等 (警戒レベル4)		市長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。
		知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等 (警戒レベル4)		知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
		知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
		警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。

区分	事項	実施責任者	措置	実施の基準
	避難の指示等 (警戒レベル4)	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
		市長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(4) 避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、このほかに福島県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）がある。

【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）：避難情報の発令の検討も必要
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

種類	概要
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p>
早期注意情報（警報級の可能性）	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>

(5) 指定行政機関等による助言

市は、避難指示等が発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

市は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

2 高齢者等避難、避難指示の伝達

本部長が避難指示等を行ったとき、又は知事、警察官、若しくは自衛官が避難指示等を行った通知を受けたときは、迅速かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難指示等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図るものとする。

(1) 伝達担当・伝達方法等

※避難指示等の伝達担当及び方法については、第1章第10節第5「3 避難指示等の伝達担当及び方法」に準ずる。

(2) 伝達内容

避難指示等の伝達内容は、下記の事項を含めるものとする。

ア 避難指示の発令者

イ 避難の理由及び発令日時

- ウ 避難情報又は避難対象地域
- エ 避難先（名称、所在地）
- オ 避難経路及び指定理由
- カ 注意事項
 - (ア) 火の元確認
 - (イ) 電気、戸締まりの確認
 - (ウ) 携行品
 - (エ) 玄関等への避難先の明示
- (3) 避難指示等の伝達
 - ア 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール（エリアメール）、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるような体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。
 - イ 本部長は、各放送機関に対し、当該高齢者等避難、避難指示の伝達内容の放送を要請する。
- (4) 知事への報告
 - 市長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
 - また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。
 - ア 避難指示等の有無
 - イ 避難指示等の発令時刻
 - ウ 避難対象地域
 - エ 指定避難所・避難場所及び避難経路
 - オ 避難責任者
 - カ 避難世帯数、人員
 - キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等
 - 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- (5) 住民への周知
 - 市は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、迅速に住民へ周知する。
 - なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。
- (6) 避難指示等の解除の報告・通報
 - ア 本部長
 - (ア) 十分に安全性の確認ができ、避難の必要がなくなった場合は、直ちに避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示するとともに、公示した旨を知事に報告する。
 - (イ) 避難指示等を解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。

イ 代行者の報告

避難指示等又は警戒区域設定等を行った代行者は、その旨を速やかに本部長に報告する。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定者

(1) 市長（基本法第63条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

(2) 警察官（基本法第63条）

前項の業務を行使する市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行使できる。この場合、直ちにその旨を市長に報告する。

(3) 知事による代行（基本法第72条）

市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限禁止、退去命令などを実施しなければならない。

2 規制の内容及び実施状況

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、防災関係機関等の協力を得て実施する。

(1) 規則

市長、警察官、知事又は災害派遣部隊の自衛官が警戒区域を設定したときは、災害応急対策に従事する者以外の当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずるものとする。

(2) パトロールの実施

市長、警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するものとする。

(3) 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。

(4) 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

(5) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

3 避難場所等への市職員等の配置

市が設置した避難場所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員（消防職員、団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を警察署に要請するものとする。

4 罰則（基本法第116条）

警戒区域の設定に基づく禁止、制限又は退去命令に従わない者に対しては、罰則を科することができる。

第3 避難方法・避難誘導

1 避難誘導の基本

- (1) 本部は、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、消防、警察、自主防災組織等と協力し、組織的な避難誘導體制を確保する。
- (2) 事業所、学校、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、それぞれの避難誘導計画に基づき、従業員、児童、生徒、病人、高齢者及び施設利用者等を安全な場所まで避難誘導を行う。
- (3) 避難誘導にあたっては、指定避難所・避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

2 本部の措置

(1) 避難所及び避難経路の選定

ア 避難所

避難対象地域の居住者等の動向、地域の被害状況及び要配慮者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定する。

イ 避難経路

避難行動中の被災を防止するため、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

(2) 避難所及び避難経路の安全確保

ア 最も安全な避難経路をあらかじめ指定する。

イ 選定した避難所については、火災、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。また、必要に応じて避難経路の障害物の撤去等を行い、安全を確保する。

ウ 避難経路中に危険箇所があるときは明確に標示するか、あるいは誘導員等を配置する。

3 避難誘導の方法

- (1) 市職員のほか消防団、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう誘導する。
- (2) 避難に際しては、できるだけ行政区等の集団ごとに行い、負傷者、身体障がい者、高齢者、幼児等を援助するほか、行政区長等の協力を得て区民の点呼を行い行方不明者の把握に努める。

- (3) 誘導中は、事故防止に努める。
- (4) 避難の優先順位
 - ア 避難は緊急性のある地域から行うものとし、次の順序（優先順）による。
 - (ア) 傷病者、歩行困難者、高齢者、幼児、学童、身体障がい者及びこれらに必要な介助者
 - (イ) 上記以外の一般市民
 - イ 夜間にあつては、照明具携行の誘導員を要所に配置する。できれば車両又は工事中用照明機材等を使用し避難経路を照明する。
 - ウ 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
 - エ 誘導員は、出発又は到着の際、人員点呼を行う。
- (5) 他地区の避難所への収容
 - 移送距離が長距離の場合には、民間輸送機関等の協力を得て車両等による輸送を行う。

第4 住民の避難行動

1 避難の準備

- (1) 車両による避難は、渋滞を生起させ避難行動及び応急対策活動を阻害する要因となるため、可能な限り徒歩によるものとする。
- (2) 避難の安全を確保するため、近隣世帯が相互に協力するとともに、行政区及び自主防災組織等の活動を通じて組織的な避難の実施に努める。
- (3) 避難に際しては必ず火気の始末を、被害を受けた家屋については通電火災を防止するためブレーカーを遮断する。また、事業所等にあつては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置を行う。

2 避難開始の時期

住民の避難行動を開始する時期は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等が、市役所、消防署、消防団、警察等から伝達されたとき。
- (2) 避難指示等が、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ伝達されたとき。
- (3) テレビ、ラジオ等の情報又は付近の出火状況等から判断し、生命の危険を感じたとき（自主避難）。

3 避難時の服装・携行品等

(1) 服装

身軽な服装とし、必要に応じて雨具及び防寒着を携行し、靴は底の厚い運動靴等にする。

- (2) 携行品は、必要最小限とし、概ね次のとおりとする。

ア 貴重品（現金、保険証、預貯金通帳、印鑑等）

- イ 生活用品（食料、飲料水、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、粉ミルク、生理用品、マスク・消毒液等）
 - ウ 応急医療品（救急医薬品、常用の薬等）
- (3) 携行袋等には、家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型を記載）を取付ける。

第5 広域的な避難対策

市は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努めるとともに、受入先の市町村との間で、住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

なお、広域避難を受け入れる場合は、避難所の開設や受け入れた被災住民に対しての必要な支援情報の提供、被災市町村と協力した避難所の運営を行う。

第6 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

3 安否不明者の氏名等の公表

市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携し、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、市は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第9節 避難所の設置・運営

【本部事務局、市民課班、各行政局班、社会福祉課班、保健課班、高齢福祉課班】

第1 指定避難所の設置

1 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の事前指定と住民周知の徹底

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 避難所指定施設の安全確認

ア 避難者の受入れ開始前に、避難所指定施設について施設管理者等への問合せ、又は職員を派遣するなどにより、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 安全が確認された施設については施設管理者へ要請し、避難所の全て又は一部を速やかに開設する。

ウ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 避難者が多数発生した場合

ア 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

イ 応急避難テントの設置

必要に応じ、自衛隊の災害派遣を要請し、運動場等に自衛隊のテントを設置し、避難者を一時的に収容する。

(4) 勤務時間内外における開設方法

ア 勤務時間内に避難所を開設する場合

(ア) 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。

(イ) 避難者が収容を求めた場合、本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、本部にその旨を報告する。

イ 勤務時間外に避難所を開設する場合

施設管理者は、あらかじめ行政区等近隣住民と連絡を密にし、災害発生時に直ちに対応できるようにしておく。

(5) 福祉避難所への避難（要配慮者の一次受入れ）

福祉避難所への避難に際しては、本人又はその家族が、民生委員・児童委員及び地域住民等の協力、並びに市職員等の支援を得て避難することを原則とする。

2 実施責任者

(1) 救助法が適用された場合

ア 知事が実施し、市長が補助する。

イ 知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は市長が実施する。

(2) 同法が適用されない場合

被害の程度等により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

3 救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

イ 費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 実施期間

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。

4 避難所開設の公示

市長は、避難所を開設したときは、直ちにその旨を公示するとともに、避難指示等の伝達担当・伝達方法等をもって周知する。

なお、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

5 収容対象者

避難所への収容対象者は、次のとおりとする。

また、市は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

さらに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難な者
- (3) 高齢者等避難、避難指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者
- (4) 交通機関の不通により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）
- (5) 火災の延焼、がけ崩れのおそれ等により身の危険を感じ避難してきた市民
- (6) 住民票の有無等に関わらず避難所に避難した者
- (7) その他市長が収容の必要があると認めた者

6 避難状況等の報告

(1) 市への報告

管理運営責任者は、下記の状況を行政局災害対策部に報告し、行政局災害対策部は、これを避難所別に取りまとめ、災害対策本部に報告する。なお、状況が変化した際にも、適宜報告するものとする。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 収容人員、世帯数、傷病者数及び要配慮者の数等
- ウ 給食の要否、給食見込数及び毛布、寝具等物資の要否及び必要見込数
- エ 周囲の被害状況
- オ その他必要な事項

(2) 県への報告

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

また、市長は、避難所を開設したときは、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、毎日下記事項を県に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

- ア 開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

7 避難所における措置

(1) 被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

(2) 負傷者に対する医療救護措置

(3) 被災者に対する生活必需物資の供給措置

(4) 被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。

(5) 感染症対策

市は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6) その他被災状況に応じた救援措置

避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女共同参画の視点等に配慮するものとする。

第2 避難所の管理運営

避難所の運営は、避難者が避難所における情報伝達、食料・飲料水・物資等の配給、清掃等の業務を行政区組織、避難者、ボランティア等により自主的活動に管理運営できることを原則とし、市は、これを支援する。また、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努めるものとする。

1 避難所運営組織の設置

(1) 本部の措置

ア 本部は、施設管理者、行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、NPO・災害救援ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等と連携し、避難者を収容後、避難所の管理・運営のバックアップを図るため、次の業務を行う。

(ア) 連絡体制等の確保（本部避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等）

(イ) 必要物資等の手配（毛布、食料、飲料水生活用水、衣類、食器、日用品等）

(ウ) 復旧情報の提供（上下水道、ガス、電気、電話、道路等）

(エ) その他の支援業務

(2) 避難所の運営体制と地域協力の確立

ア 学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

イ 行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。

ウ 市や施設管理者は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。自主運営組織を立ち上げる際には、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するとともに、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。

エ 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市は避難所の運営を行う。

(3) 管理運営責任者の設置

市民課班、各行政局班は、管理運営責任者として担当職員を定め、派遣し、次の業務を行う。この際、管理運営業務は複雑多岐にわたることから避難所支援員を指定し、適宜交代させる。

ア 本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理

イ 避難所内の居住スペースの割り振り

ウ 世帯ごとの避難者名簿（カード等）の配付及び作成整理

問合せが殺到することが予想されることから、避難者名簿を作成し、避難者本人の了解が得られた場合には、問い合わせ等の対応に便宜を図る。

エ 避難者のニーズの確認

オ 食料、生活必需品の請求、受取及び配給

毛布・食料・暖房機器・扇風機等の必要な物資の確保を区本部に依頼する。

カ 避難所の運営状況記録の作成及び報告

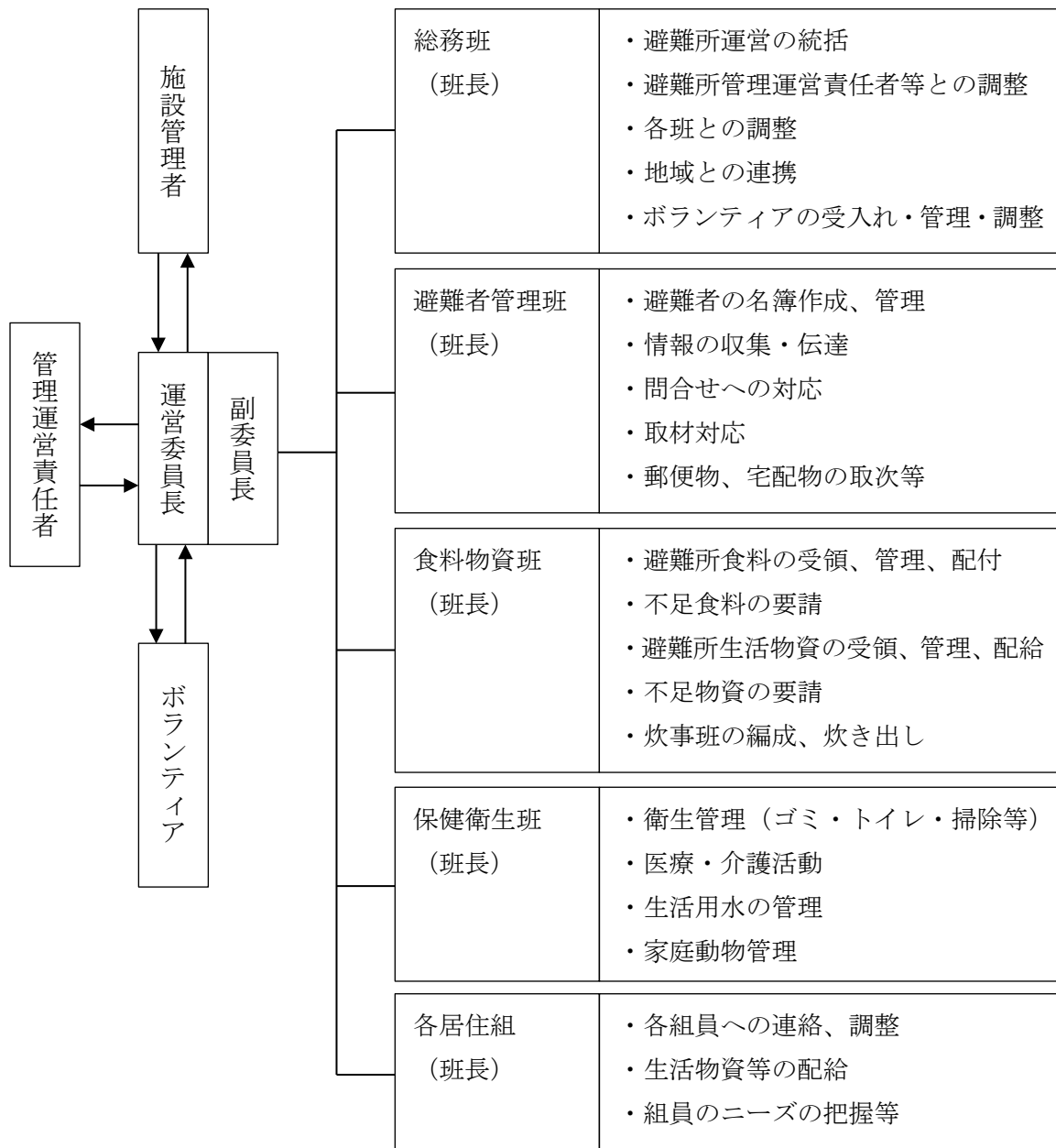
(4) 施設管理者（施設管理者等）

- ア 施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力する。
- イ 被災者の精神的ストレスの解消や避難者同士のトラブルの発生、学校教育への支障等の除去に努めることとする。

(5) 避難所運営委員会の設置

避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、災害救援ボランティア等との協力の下に、自主的な管理・運営体制を確立するものとする。

避難所運営委員会（例）



2 住民の避難先の情報把握

市は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 避難所の生活環境保護

避難生活が長期化する場合は、ストレス・衛生環境等の対策が必要となることから、避難所の生活環境に常に注意を払い、人としての尊厳が守られ、良好に保つよう本部と連携しながら以下の対策を実施する。

そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。必要に応じて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 避難者情報の管理

各避難所において作成した避難者名簿を回収し、避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

イ 医療・保健体制

避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。

ウ 感染症対策

感染症対策のため、避難所レイアウトや避難者間のスペース確保など避難所内の動線を整理するとともに避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努める。

エ 季節別対策

冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。

オ 入浴洗濯支援

仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。

カ プライバシー保護

避難所を施設管理者等と協議して、共用スペースと居住スペースに区分するとともに避難者の世帯間を仕切る間仕切り等を設置する。

キ 孤立対策

孤立するおそれのある地域や長期湛水のおそれのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。

(2) 設備の整備

次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じるものとする。

ア 生活機器等の確保

イ 畳、マット、カーペット、段ボールベッド、仮設トイレ、間仕切り用パーティション、テレビ・ラジオ、冷暖房機器、インターネット情報端末、簡易台所、調理用品、洗濯機・乾燥機、仮設風呂・シャワー、仮設トイレ、公衆Wi-Fi、携帯電話等充電スペース、その他必要な設備・備品の配備充実に努める。

(3) 自主運営の推進

避難所運営委員会は、地域住民や災害ボランティアと協力のうえ、避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策及び食料・生活物資等の配付作業等を実施する。

(4) 男女共同参画の視点に基づく避難所設置及び運営支援

市は、避難所設置にあたって男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズへ配慮するとともに、住民による自主的な避難所運営にあたり、性別による生活ルールの固定化ではなく一人一人の希望を尊重しながら話し合いで決めることができるよう支援に努めるものとする。

(5) 要配慮者対策

ア 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

イ 医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するものとする。

ウ 健康支援活動の実施

管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等について把握し、健康状態について聞き取り調査や精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

また、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供するなど、避難所での生活について配慮する。

必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

エ 栄養・食生活支援の実施

市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

なお、市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料8品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの20品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

オ 施設・設備の整備

市は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

(6) 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

(7) 避難所の閉鎖

避難所は、一時的な避難所であり、避難が長期化する場合は、避難者の居住先確保に努めるものとする。

第3 指定避難所以外の被災者への支援

1 在宅避難者等及び車中泊避難者への支援

市は、関係機関等と連携し、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況、自宅に留まっている被災者、親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者の状況を把握し、避難所において食料・飲料水、生活必需品、情報提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うための避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報をこれらの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

2 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

3 指定避難所への移転の要請

上記避難者には各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（市役所及び各行政局庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めるものとする。

4 避難所の開設及び収容状況の記録

避難所を開設及び被災者を収容した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 避難所の設置及び収容状況表
- (2) 避難所収容台帳
- (3) 避難所用物品受払簿

資料編：01 地域防災計画資料「18 指定避難所・福祉避難所一覧」

第10節 医療（助産）救護活動

【社会福祉課班、保健課班】

災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災した市民等が医療・助産の途を失った場合や多数の傷病者が発生した場合に、関係医療及び防災関連機関と密接に連携し、迅速かつ的確な医療活動を実施して傷病者等の適切な保護を図るものとする。

市、県及び各医療関係団体は、福島県災害医療行動計画に基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、被災者・要支援者等に対する精神保健医療活動を実施する。

また、市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

第1 医療・救護活動

災害時の医療・救護は、限られた人的・物的資源で膨大な傷病者に対応しなければならない。そのため医療・救護活動にあたっては、「トリアージ」、「傷病者等の搬送」、「傷病者の治療」等業務の連携に留意する。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

- (2) 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 救護班の出動要請

- (1) 救護班の出動要請

ア 市長は、災害の発生を知ったときは、直ちに職員を現地に派遣し、災害の状況を把握するとともに、知事（県中地方振興局経由）及び関係機関に災害の状況等を通報するほか、必要に応じ医師会長に対し、医師会救護班の出動を要請する。

イ 市長は、救助法が適用された後に医療救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により市の能力をもってしては十分でないとき、知事（県中地方振興局経由）に対して、救護班の出動その他救急医療活動に必要な措置について要請する。

- (2) 救護班の出動要請の方法

災害の発生により、市長が医師会又は知事に対して、救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとし、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 災害発生の日時及び場所

- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 出動を要する人員（班）及び器材
- エ 出動の期間
- オ その他必要な事項

3 救護所（「応急処置を行う場所」をいう。）の設置

(1) 救護所の設置場所（指定順位）

救護所は、概ね次の順位により開設する。

- ア 外科的処置が可能な施設を有する病院又は診療所等
- イ 前号以外の病院又は診療所等
- ウ 病院若しくは診療所等のない地区又はこれらの施設で間にあわないときは、学校、集会所、公民館、避難所等

(2) 救護所の表示・公告

救護所を開設した場合は、その表示を行い、一般に周知するとともに、夜間は文字標示の赤色灯を掲げるものとする。

4 医療救護班の業務内容

医療救護班の業務内容は、病院その他の医療施設において本格的な治療を受けるまでの応急的措置とし、その内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

- (1) 診療（死体検案・身元確認を含む。）、傷病者が多数の場合トリアージを優先
- (2) 応急措置、その他の治療及び施術
- (3) 分娩の介助及びその前後の措置
- (4) 薬剤又は治療材料の支給
- (5) 医療施設への搬送要否の決定
- (6) 看護
- (7) その他医療（看護）救護に必要な措置（(1)診察（死体検案・身元確認を含む。））

5 現地総括者及び現地医療指揮者

(1) 現地総括者

保健課班長（保健課長）を現地総括者と定め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたるものとする。

(2) 現地医療指揮者

医師会長又は医師会長指名者を現地医療指揮者と定め、災害現場及び現地救護所における各救護班の医療活動の指揮をとるものとする。

6 傷病者等の搬送

(1) 後方医療施設等への搬送

発災後、直ちに交通規制が実施されなければ、交通渋滞により陸路搬送は困難となることが予想される。したがって空路搬送についても準備する。

- ア 搬送対象者

現地総括者又は現地医療指揮者の要請に基づき、救護所において応急手当等がなされた傷病者等で、後方医療機関等への収容を必要とする者

イ 搬送手段

(ア) 消防本部が配備する救急車又は救急車が出動中のときは市有車両を使用するほか、必要に応じ医療機関が所有する緊急自動車や民間所有車両の協力を得て搬送する。

(イ) 緊急を要する傷病者等

ドクターヘリ、消防防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等を活用する。

(2) 傷病者が多数発生した場合の措置

傷病者が多数発生し、搬送する車両等が不足した場合は、トリアージ（傷病者の程度により治療の優先度を判定し、傷病者をふりわけける体制）を実施し、優先度の高い傷病者から適切な搬送を行う。

(3) 医療スタッフ等の搬送

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

7 費用の負担区分

(1) 災害のため出動した医師等に対する報酬及び薬品代等の損失補償の経費は、市が負担するものとする。

(2) 救助法が適用された災害は、その適用の範囲で県が、また企業体等の施設内で発生した災害にあつてはその企業体が負担する。

(3) 災害のため出動した医師等に対する報酬の額及び使用した薬品代等についての補償額は、別に定める。

8 損害補償

災害のため出動した医師等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は障がい者となったときは、「市町村消防災害補償等組合条例（平成18年12月）」第9条の2の定めるところに準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）の定めるところにより損害補償を受けた場合には、その補償の限度において、損害補償の責めを免れる。

9 医療実施期間

救助法における医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

第2 医薬品等の確保

市は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により県に供給要請を行う。

第3 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、市及び県は、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第4 医療ボランティアの活用

医師、看護師、薬剤師等医療関係者が不足すると判断された場合は、事前に登録されている医療関係技能ボランティア等の有効活用を図るものとする。

第5 助産活動

災害のため助産の途を失った者に対して、分べんの介助及び分べんの前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 被害の程度により同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

- (1) 対象者
災害発生の日以前又は以降の7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。
- (2) 救護班
保健課班は、田村医師会等の協力を得て、医師、又は助産師1名、看護師2名及び所属の指定職員1名で編成する救護班を編成し、助産を実施する。
- (3) 助産の範囲
助産は、次に掲げる範囲で行う。
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (4) 費用
支出できる費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。
〔災害救助法：救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準〕
- (5) 期間
助産を実施し得る期間は、分べんした日から7日以内とする。

(6) 整備帳簿類

- ア 救助実施記録日計表（県様式 3-7-5 (2)）
- イ 医療品衛生材料受払簿（県様式 3-12-4）
- ウ 救護班診療記録簿（県様式 3-12-6）
- エ 助産台帳（県様式 3-12-10）
- オ 助産関係支出証拠書類

第11節 緊急輸送活動

【本部事務局、企画調整課班、建設課班】

災害時において、被災者の避難、傷病者の収容・搬送、災害応急対策要員等の輸送、災害応急対策用資材、生活必需物資の輸送の迅速を期するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用等陸路、空路による輸送体制を整備するものとする。

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送路等の確保

- (1) 田村警察署は、災害発生後の交通渋滞による緊急輸送活動特に救出・救助活動の緊急搬送の遅延を防止するため、速やかに第1次確保路線の交通規制を実施し、路線を確保するものとする。
- (2) 各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 市は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。
- (4) 市は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時着陸場を確保する。

2 緊急輸送にあたっての配慮事項

緊急輸送活動を行うにあたっては、次の事項に配慮する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

3 救助法による緊急実施の場合の輸送の範囲

救助法による輸送の範囲は、下記(1)のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

- (1) 救助法による救助実施の場合の輸送の範囲
 - ア 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
 - イ 医療及び助産における輸送
 - ウ 被災者の救出のための輸送
 - エ 飲料水の供給のための輸送
 - オ 救済用物資の運搬のための輸送
 - カ 死体の捜索のための輸送
 - キ 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
 - ク その他、特に応急対策上必要と認められる輸送
- (2) 緊急輸送活動の対象

段階	輸送対象
第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の継続 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への搬送 (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の継続 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

(3) 輸送の期間

各救助の実施が認められる期間とする。

(4) 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

(5) 災害活動拠点の指定

救援物資等の受入れ、仕分け及び配送等の業務を担う物資等集積所として、あらかじめ選定している災害活動拠点を被災状況の確認後、指定するものとする。

第2 輸送の実施

1 車両による輸送

災害の種別、程度により、道路交通が不能となった場合を除き、車両により迅速確実な輸送を行うものとする。

(1) 人員、物資の優先輸送

ア 人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、救出されたり災者、本部員、消防機関の職(団)員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員等とする。

イ 物資の輸送

(ア) 物資の輸送について災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定する。

(イ) 緊急物資輸送の優先順位

- a 食料及び飲料水
- b 医薬品及び防疫物資
- c 生活必需品
- d 災害復旧用資材
- e 車両・暖房用燃料等

(2) 緊急輸送車両の確保

ア 市保有車両の活用

緊急輸送に必要な車両は、市が保有、あるいは直接確保できるものを第1次的に利用する。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、警察本部又は田村警察署（知事及びその他の執行機関については県）に災害発生前でも緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。

イ 担当部班

車両等の掌握、配車については、企画調整課班が担当するものとする。

ウ 車両の要請

企画調整課班は、要請があった場合、使用車両を決定し要請者に通知する。ただし、市有車両がない場合には、他の公共団体に属する車両並びに民間営業用の車両を借り上げる等により確保し配車する。

エ 車両等確保の協力要請

市長は、市内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村内で車両等を確保することが効率的な場合は、県及び近接市町村に協力を要請するものとする。

2 県への調達要請

市保有車両等による輸送用車両に不足が生じた場合は、県に対して次の事項を明示して調達斡旋を依頼する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量）
- (2) 車両等の種類及び台数
- (3) 輸送を必要とする区間及び借上期間
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要事項

3 空路による輸送

陸上交通の途絶、又は緊急の輸送活動が生じた場合は、県及び県を通じて消防防災ヘリコプター、又は陸上自衛隊等ヘリコプターの派遣を要請する。なお、ヘリコプターの活用は、概ね次のとおりとする。

(1) 発災直後の活用

- ア 被害情報の収集（概括的被害の把握）
- イ 重症者又は医師等医療関係者の輸送

- (2) 応急活動時の活用
 - ア 重症者又は、医師等医療関係者の輸送
 - イ 緊急物資の輸送
 - ウ 防災対策要員の搬送
 - エ 遺体の輸送（陸路搬送が困難な地域）

4 人力による輸送

(1) 労務者による輸送

災害のため車両等の輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行うものとする。労務者の確保は、本章「第13節 賃金職員の雇用」に定めるものとする。

(2) 自衛隊の要請

労務者の確保が困難であり物資等の輸送が緊急を要する場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

自衛隊に対する災害派遣要請は、「相互応援協力編」に定めるものとする。

5 鉄道による輸送

道路の被害等により車両等の輸送が不可能な場合、又は遠隔地において人員・物資・資機材等を確保し、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、県を通じ JR 東日本へ応援協力を要請するものとする。

第3 整備帳簿類

- (1) 救助実施記録日計表（県様式 3-7-5 (2)）
- (2) 輸送記録簿
- (3) 燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿
- (5) 輸送費関係支払証拠書類

第12節 交通の確保と交通規制措置

【本部事務局、建設課班】

陸上交通機能の早期回復及び混乱の防止等交通確保対策を迅速に実施して円滑な災害応急対策及び災害応急復旧対策を図るものとする。

第1 陸上交通の確保

県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運営を図るものとする。

1 道路管理者

- (1) 市は、自然災害発災後、速やかに被害状況の把握を行い、管理する道路及び橋りょう等の交通施設が被害を受けた場合は、応急復旧対策を実施する。なお、国道、又は県道が破損した場合については、三春土木事務所に通報して、応急対策の速やかな実施を要請する。
- (2) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (3) 自然災害発災後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備、雪害においては、道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。
また、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。
- (4) 被災状況の把握
災害発生後速やかに道路等の緊急パトロール又は緊急点検を実施し、応急復旧に必要な箇所と復旧方法等について把握する。
- (5) 応急復旧の実施
把握された被害状況に基づき、応急復旧の方針を検討し、亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を行う等市道路等の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。
- (6) 道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

2 公安委員会

- (1) 緊急輸送路については優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

- (2) 区域、又は道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

第2 道路交通確保の措置

1 道路施設の応急復旧

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じ効果的な応急復旧を行うものとする。

2 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官

ア 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(2) 自衛官及び消防吏員

警察官がその場にはいない場合に限り、前記ア、イは災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

3 除去障害物の処分

- (1) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空き地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分するものとする。

(2) 障害物除去の優先順位

- ア 発災時、応急の緊急輸送路の選定された道路
イ 1次～3次確保路線
ウ その他、市の指定する緊急輸送路に選定した道路
エ 一般道路

第3 交通規制

1 交通規制の実施

緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき速やかに区域行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するなど交通規制を実施する。この場合、警察は市内主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理・指導及び広報を行うものとする。

(1) 規制の種別等

実施責任者	範囲	根拠
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事を行うため、やむを得ないと認められる場合	道路交通法 第46条第1項
公安委員会	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	基本法 第76条第1項 道路交通法 第4条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められる場合	道路交通法 第5条第1項
警察官	道路の破損、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 初動の措置

ア 警察官は、大規模災害が発生した場合、緊急に避難路、救出・救助用道路等を確保するため交通規制を行う。

イ 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(3) 規制の標識等

道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じて、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

(4) 迂回路等の設定

ア 公安委員会及び道路管理者は、応急復旧に際しては、必要に応じて迂回路を指定し、交通の確保に努める。特に緊急輸送等のための主要な交通確保路線は、優先的に復旧作業を行い、交通機能の早期回復に努める。

イ 公安委員会及び道路管理者は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

(5) 規制の広報

交通規制が実施されたときは、直ちに交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、住民、運転者等に広く周知徹底を図るものとする。

2 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認は、基本法第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための車両について行うものとする。

(2) 事前届出済の車両

ア 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、ほかに優先して確認を行うものとする。この場合は、確認のために必要な審査は、省略される。

イ 上記の車両は、県災害対策課、警察本部、警察署、交通検問所等において、届出済証による確認が行われ、緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。

(3) 災害発生後の届出

企画調整課班は、災害発生後に、車検証等必要書類を警察署に持参し、正規の手続きにより、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。また、市が行う緊急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両についても同様の手続きをとるものとする。

(4) 緊急通行車両確認標章の周知と普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第4 災害が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

車を走行させている地域に、災害が発生したとき又は発生したのを知ったときにおける運転者のとるべき措置は次のとおりとする。

(1) 基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域」という。）では、一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は、次の措置をとるものとする。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたとき

規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたとき

道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なとき

車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域内において警察官の指示を受けたとき

その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わない、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができるものとする。

(2) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して交通情報等を聴取し、その情報に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するとき

できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(3) 原則として避難のために車両を使用しないこと。要配慮者の避難のためやむを得ず車両を使用する場合は、警察官等の指示に従うこと。

第13節 賃金職員の雇用

【本部事務局、総務課班】

災害応急対策を迅速、的確に実施するため必要な人員を確保するものとする。

賃金職員の雇用は原則として現地で行う。ただし、救助法に基づく雇用については、知事の許可を得るものとする。

第1 賃金職員の雇用

1 救助法に基づく雇用内容

- (1) 医療及び助産における移送
- (2) 被災者救出のための要員
- (3) 飲料水供給及び浄化薬品配布のための要員
- (4) 遺体の捜索及び遺体の洗浄等のための要員
- (5) 緊急物資の整理、輸送及び配布のための要員
- (6) その他救助法の規定による

2 雇用の期間

救助の種目ごとに定められている期間とする。

第2 賃金職員の動員要請

1 賃金職員の要請

災害の程度により各部が賃金職員を必要とするとき、次の事項を示し、総務課班に要請する。実施については、各担当班とする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事場所
- (4) 労務の種類
- (5) 就労予定時間
- (6) 所要人員
- (7) 集合場所
- (8) その他参考事項

2 費用の負担

労務者に支払われる賃金は、「災害救助法実施基準表」に基づき支払いを行う。

第3 知事への応援要請

市長は、災害応急対策実施にあたり必要と認めるときは、知事に対し賃金職員の斡旋を要請するものとする。

第14節 社会秩序の維持活動

【本部事務局】

災害発生に伴う社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するため田村警察署及び防犯関係団体等の協力を得て各種犯罪の予防、取締まり、その他の公共の安全と社会秩序の維持活動を行うものとする。

第1 生活安定対策

1 市民への呼びかけ

市長は、地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等を活用して呼びかけを実施するものとする。また、本部等への派遣職員は、自主防災組織等を通じ正確な情報を伝達するなど、混乱防止措置を講ずるものとする。

2 生活に関わる調査等の実施

(1) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、事業所、店舗等がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、店舗等の立入調査を実施する。

ウ 買い占め、売りおしみ調査（対象となる事業者の事務所、事業所、店舗等がいずれも市内に所在するものに限る。）

エ 流言飛語の動向調査

(2) 必要な措置

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告、又は公表を行うものとする。

イ 当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置、又は広報の実施を要請するものとする。

第2 災害警備活動

市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、田村警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請するものとする。

1 警備部隊の編成

警備部隊を編成し、情報の収集、被害状況の実態把握、避難誘導、救出救助及び交通規制等の応急活動を実施するものとする。

2 警備活動

(1) 警察による警備活動

災害時における警備活動は、次のとおりとする。

- ア 交通規制（発災後直ちに）
 - (ア) 救急・救助活動、応急対策のための第1次緊急路線の確保
 - (イ) 避難誘導路の確保
 - (ウ) 交通の混乱防止
 - イ 情報の収集
 - ウ 被害実態の把握
 - エ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助
 - オ 行方不明者の捜索及び死体の見分
 - カ 二次災害防止措置（被災地及びその周辺におけるパトロール等の強化等）
 - (ア) 被災地及び避難場所等の警戒
 - (イ) 各種犯罪の予防検挙
 - (ウ) 食料倉庫及び救助物資集積場所等の警戒
 - キ 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施
 - ク 相談活動の実施
 - ケ ボランティア活動の支援
 - コ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
 - サ その他災害警備に必要な警察活動
- (2) 自主防犯組織等への支援
- 市及び警察署は、地域の防犯組織等による自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるものとする。

3 災害現場の警戒警備

市長は、災害の規模態様に応じて警備体制の確立を期するため、警察署と連絡を密にして、次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 避難時の誘導
- (2) 残留者の救出、負傷者の救護等
- (3) 一般車両の通行禁止、制限等、緊急輸送確保のための交通規制
- (4) 交通規制に伴う検問所設置等による交通指導取締り
- (5) 災害地域の警戒、被災住民の財産及び復旧資材等の警戒警備
- (6) 特別警らの実施と防犯活動
- (7) 犯罪捜査活動
- (8) 治安情報の収集等

第3 県に対する緊急措置の要請

市長は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、県に対し緊急措置等の要請を行うものとする。

第15節 防疫・保健衛生活動

【環境課班、保健課班】

災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス、避難生活の長期化に対する精神保健指導を行うことにより、被災者の健康の維持を図るものとする。

また、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第1 防疫活動

1 実施体制

被災地における防疫活動は市長が実施する。ただし、市のみでは処理が困難な場合は、県、協定締結市町村等の関係機関に応援を求めて実施するものとする。

2 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

3 防疫活動

環境課班は、県の指示により、概ね次の防疫活動を行う。

(1) 消毒・清潔作業

被災地において感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域を重点的かつ適切な方法により消毒作業又は清潔作業を実施する。

ア 消毒又は清潔の対象

- (ア) 臨時給食施設
- (イ) 家屋
- (ウ) 便所
- (エ) ごみ集積所、側溝
- (オ) その他感染症が発生し、又は発生するおそれのあるところ

イ 浸水等により汚染した家屋については、消毒薬剤を配付する。

ウ 生活の用に供される水の供給

(ア) 井戸水の飲用指導

飲用井戸が汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(イ) 生活用水供給の適切な方法と衛生管理

生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

(2) ねずみ族昆虫等の駆除

災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、薬剤によるねずみ、昆虫等の駆除を選択的かつ重点的に実施する。

(3) 被災者への衛生指導

パンフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。

4 感染症・健康管理活動

保健課は、概ね次の感染症・健康管理活動を行う。

(1) 感染症患者等の医療の確保と予防

ア 被災地において法定の感染症患者（1類・2類及び新感染症）が発生したときは、県が患者の医療の確保及び患者に対する入院勧告等の措置をとる。また、患者の家屋等の消毒指導又は消毒等の措置を講ずる。

避難所における感染症の予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに感染症の早期把握に努める。

(2) 健康調査（検病調査）及び健康診断

被災地及びその周辺地区住民に対して、緊急度の高いところから健康調査（検病調査）を実施するとともに、必要に応じ健康診断を実施する。

福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。

(3) 臨時の予防接種

災害の状況及び感染症発生状況等によりまん延防止上緊急の必要があると認めるときは、県の命令に基づき、迅速かつ的確に臨時予防接種を実施する。

(4) 被災者への衛生指導

避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、食品衛生上の注意事項等について啓発を行う。

5 防疫用薬品及び器材

防疫活動に必要な薬品及び器材は、平時は環境課及び保健課で連携してこれを備蓄する。災害の規模により医薬品及び器材等が不足する場合は、その都度調達するとともに、必要に応じ県へ斡旋を依頼するものとする。

6 被害状況の把握及び報告

(1) 被害状況の報告

ア 警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、その他参考となる事項について被害状況を把握したときは、速やかに次の報告書を県中保健福祉事務所を経由して県あてに提出するものとする。

イ 被害状況の報告書等

- (ア) 被害（調査）票（県様式 3-13-1）
- (イ) 防疫活動状況報告書（県様式 3-13-2）
- (ウ) 災害防疫費所要見込額調（県様式 3-13-3）

(2) 防疫活動状況報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和 45 年 5 月 10 日衛発第 302 号公衆衛生局長通知様式 5）に記載する事項を毎日県へ報告する。

7 患者発生 の 措置

被災地域において伝染病患者若しくは保菌者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとらなければならない。交通途絶等のため、病院に収容することが困難な場合は、近くの災害を受けていない場所に臨時の隔離舎を設け収容するものとする。

第2 保健衛生活動

1 食品衛生監視

市は、災害時の状況に応じて県に対し、食品衛生監視班の派遣を要請する。県中保健福祉事務所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。食品衛生監視班は、県中保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

- ・炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- ・飲料水の簡易検査
- ・その他の食品に起因する危害発生の防止

2 栄養指導

(1) 栄養指導者の派遣

市は、災害の状況により、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣し、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

(2) 栄養指導活動内容

ア 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

イ 食生活相談者への相談・指導の実施（要配慮者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

ウ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

3 被災者等の健康管理対策

避難生活が長期化した場合には、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想される。また、避難所等で生活する避難者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。保健課班は、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 巡回指導（必要と認めた場合）

避難所又は応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康相談と栄養指導を実施するとともに、臨時給食施設の衛生管理について指導を行う。

(2) メンタルケアの実施

ア 被災者となることで顕在化する精神保健上の問題や避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するため、避難所又は応急仮設住宅等の被災者に対し、医療機関等の協力を得て、巡回メンタルケアを実施する。この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、緊密な調整を行い、効果的な巡回健康相談を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。必要に応じ災害派遣精神医療チーム（DPAT）を避難所等に巡回させ、メンタルケアを実施する。

イ 精神科入院病床及び搬送体制の確保

入院医療及び保護を必要とする被災者が発生した場合には、県中地方振興局を経て県（生活福祉班、健康衛生班）へ、精神科病床及び搬送を要請する。

(3) 情報等の収集及び提供

食料品の補給など、被災者等のニーズを把握し、関係機関との連絡調整を図る。

第3 家庭動物の救護

飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所等に避難してくることが予想されることから、環境課班は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼養の指導に関し、県及び県獣医師会等関係機関と連携しながら次の活動を実施するものとする。

1 被災地域における動物の把握

飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の現況把握を行う。

2 避難所における動物の適正飼養の指導

飼い主とともに避難した動物の飼養について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(1) 動物の被災状況等の情報収集

(2) 飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供

(3) 飼い主とともに避難した動物の適正飼養の指導

(4) 飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応

3 関係機関との協力体制

被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼養の指導について県及び県獣医師会に応援を要請して実施する。

第4 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

第5 家畜伝染性疾病対策

1 家畜伝染性疾病の予防

被災地における予防対策は、市が実施する。ただし、市のみで実施が困難な場合は、県等に応援を求めて実施するものとする。

2 応急対策の実施

(1) 市が実施する対策

- ア 家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握及び県への通報
- イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置についての指導
- ウ その他必要な指示の実施

第16節 廃棄物の処理活動

【環境課班】

災害により発生した廃棄物は、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とする。

なお、特に甚大な被害が発生した場合は、県に応援要請するとともに、協定締結市町村や他市町村及び廃棄物関係事業所等に対し応援を求め、緊急事態に対処するものとする。

第1 廃棄物

1 廃棄物の定義

災害時に排出されるごみとしては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の損壊、窓ガラス類の破損落下物及び生活ごみ（一般廃棄物）が多量に発生すると考えられることから本節における廃棄物の定義は、次のとおりとする。

(1) 災害廃棄物

- ア 可燃物
- イ 木質ごみ
- ウ コンクリートがら
- エ 鉄くず
- オ その他不燃物
- カ 処理困難物

(2) 普通ごみ

平時の一般廃棄物

2 現況の把握

(1) 廃棄物等の把握

環境課班は、各行政局内の一般廃棄物（ごみ）の排出状況等を調査し、次の項目について取りまとめるものとする。

- ア 一般廃棄物の排出量と必要車両及び台数
- イ 浸水便槽数と予想汲み取り量
- ウ 必要仮設トイレ数

(2) 一般廃棄物処理施設調査

環境課班は、市内の一般廃棄物処理施設の被害状況を調査のうえ、次の項目について市長に報告するとともに、処理能力の復旧保持に着手するものとする。

- ア 処理能力
- イ 被害状況及び被害見積額
- ウ 応急復旧工事に要する概算見積額

(3) 報告

ごみ、し尿については環境課班が被害状況を集約し、市民部長に報告するとともに、次の事項について、県に報告するものとする。

- ア 一般廃棄物処理施設被害状況並びに被害見込額
- イ 応急復旧工事に要する概算見積額
- ウ 一般廃棄物処理能力の確保状況
- エ 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

第2 普通ごみの処理

1 収集・運搬

- (1) 災害時には、大量の普通ごみが排出され、一時期集中して処理施設へ大量に搬入されるため、その処理が困難となる。このため、必要により環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に仮置場を設置する。
- (2) 収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施する。
- (3) 分別収集が必要な場合は、その方法等について被災住民及び収集運搬業者等に周知徹底する。

2 処分

収集運搬した普通ごみは、たむらクリーンセンター等ごみ処理施設で処理するほか、必要に応じて、協定締結市町村や他市町村及び廃棄物関係事業者等に対し処分の要請を行う。

第3 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物処理の方策

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に実施するため、災害対策物の処理の具体的な方策については、「田村市災害廃棄物処理計画」に定める。

2 災害廃棄物の排出量の推計

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されると想定されるため、災害廃棄物処理計画により、その発生量を推計し適切に処理する。

田村市災害廃棄物処理計画

第4 し尿の処理

1 し尿処理量の推計

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、あらかじめ水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推計しておくものとする。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるため、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等を設けておくことが望ましい。

2 仮設トイレの設置

必要に応じて仮設トイレを早期に設置し、避難所の衛生環境の確保を図るとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

(1) 必要台数の把握及び設置場所

ア 上下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し、設置する。

イ 仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために近傍の市有地等に設置する。

(2) 仮設トイレの設置基準（必要とする住民あたりの必要数）

ア 仮設トイレの設置箇所数

1 箇所/200 世帯

イ 仮設トイレの設置台数

1.2 台/100 人

(3) 仮設トイレの調達

関係業者と早急に連絡をとり、必要数量を確保するとともに協定締結市町村や他市町村に対し提供を求める。このとき同時に次の物資の手配についても考慮する。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用具

(4) 仮設トイレの管理

設置場所の管理者及び行政区等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。

3 収集

災害の状況に応じては、家庭便槽の漏水や破損等で緊急なし尿の収集が必要とされるため、収集計画を立て、次のとおり実施するものとする。

(1) し尿の処理は被災地の状況を考慮して、緊急くみ取りを必要とする地域から順次実施する。

(2) 被災地における防疫面から、倒壊家屋及び焼失家屋等の不要となった汲取り式便槽のし尿についても収集する。

(3) 被害集中地区を中心に収集車の台数を増加し作業を実施するものとする。

(4) 収集については、祝祭日にかかわらず作業を実施するものとする。

(5) 仮設トイレの汲取りは、原則的に1日1回行うものとする。

(6) し尿収集車等が不足すると思われる場合には、近隣市町村へ応援要請するものとする。

4 処理

(1) 収集した一般廃棄物（し尿）は、原則としてたむら衛生処理センターで処理する。また、たむら衛生処理センターにおいて処理能力を確保できない場合は、適切な貯留槽を設置し薬品を投入する等、環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するものとする。

(2) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより処理することとする。また、汲取り式便槽が設置されている避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(3) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段から水の汲み置き等を指導しておくことが必要である。

5 廃棄物処理施設の確保及び復旧

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるため、普段より施設の維持管理を十分に行うものとする。

(2) 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼する等の方策をとるものとする。

6 応援体制の確保

市は被災状況を勘案し、区域内での処理が不可能と思われる場合には、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく支援を、県に要請する。

また、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間と応援体制を整えておくものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「20 し尿収集車（バキューム車）保有数」

資料編：01 地域防災計画資料「21 一般廃棄物処理施設（ごみ）」

資料編：01 地域防災計画資料「22 一般廃棄物処理施設（し尿）」

「田村市災害廃棄物処理計画」

第5 死亡獣畜の処理

災害によって死亡した家畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、市が処理するものとする。

1 処理方針

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のとおり行うものとする。

(1) 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。

(2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

(3) その処理については、公衆衛生上支障のないよう十分留意する。

2 処理方法

(1) 埋却

穴を掘り、死亡獣畜を入れ、クレゾール石けん液及び石灰等を散布し、地表から深さ1m以上の土砂で覆う。

埋却した場所には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

(2) 焼却

約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル及び鉄板を置き、死亡獣畜を乗せ、さらにその上に薪を置いて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。

第17節 応急給水活動

【上下水道課班】

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水の汚染により水飲料水の供給が停止した場合には、給水車による給水や給水所の設置等により飲料水を供給し、被災地の生活に対応する。必要最小限度の飲料水の供給と医療用水等を優先的に確保するものとする。

第1 実施体制

災害により水道水が使用できないとき、上下水道局長は、建設部と連絡のうえ、県の協力を得て、応急給水を実施するものとする。

1 応急給水体制の確立

災害発生後、速やかに配水池、浄水場等の水源状況、水道施設の被害や断水等の状況を調査・把握し、あらかじめ定める実施計画に基づき、効率的かつ適切な応急給水を実施するものとする。

2 応援要請

被害が大きく、市自らによる十分な応急給水の実施が困難と判断される場合は、県又は協定締結市町村等に協力を要請するものとする。また、自衛隊の応援が必要なときは、県に要請する。

3 市民への広報

(1) 周知方法

給水にあたっては、広報車の巡回及び防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、市民に周知する。

(2) 広報内容

- ア 給水拠点の場所及び給水時間
- イ 給水方法（容器等の持参含む。）
- ウ 水道施設の復旧見込み及び被害の状況
- エ その他必要事項

4 飲料水の供給

飲料水の供給は、給水車及び給水所の設置等により実施する。

(1) 実施責任者

- ア 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- イ 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて、市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害によって現に飲料水の供給を受けることができない状態となった場合

イ 支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 給水の期間

災害発生の日から7日以内とする。

第2 給水の実施

1 給水目標

1人1日3ℓの供給を最小限度として4日から7日までは10ℓとし、被災後は次第に水の需要が増えるため2週目は50～100ℓ、3～4週目は150～200ℓを目標とし、復旧の状況に応じ、逐次給水を増量するものとする。

発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努めるものとする。なお、必要により市販の容器入り飲料水を確保する。

2 給水方法

応急給水用の水源は、浄・配水場に貯留された浄水及び井戸水等を活用して、「運搬給水」、「拠点給水」、「仮設給水栓による給水」をもって給水する。

(1) 運搬給水

導水施設、浄水施設又は送水施設や配水本管の復旧が終了するまで、給水車、給水タンク車等による運搬給水を実施する。

(2) 拠点給水

上水道施設の破損について、直ちに応急修理を施し、指定避難所等適当な場所に応急給水所を設置する。

(3) 仮設給水栓による給水

応急復旧の状況により、通水した配水本管や支管上の消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

3 応急給水の優先順位

避難所や病院等の緊急を要する施設や高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には給水車、応急給水栓等を優先的に配備するものとする。

4 応急給水用資器材の備蓄調達

応急給水用資器材及び応急復旧用資器材を備蓄しており、また、必要に応じて関係機関から調達するものとする。

5 その他水の確保

(1) 公共施設の受水槽

必要に応じて、当該施設の了解を得て、利用する。

(2) プール等

比較的汚染の少ないプール等の水源について飲用の適否及び水質の検査を実施し、ろ水器等により浄化し、利用する。

(3) 井戸

水質検査を実施し、指定を受けた民有の井戸について、所有者の協力を得て、水源として利用する。

第18節 食料・生活必需品の供給活動

【財政課班】

災害によって避難所に収容された者及び住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした避難者並びに日常生活に欠くことのできない被服・寝具等の生活必需品を喪失・棄損し避難者に食事及び生活必需品等の供給を行い、避難者の心身の安定を図るものとする。

第1 食料の供給

1 食料の供給等

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
- ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- エ 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者（この場合は、救助法による措置としては認められない。）

(2) 応急供給品目

応急品目は、原則として米穀とし、実情に応じて乾パン、麦製品、缶詰、即席麺、レトルト食品等とする。

(3) 応急供給の数量

1人あたりの供給数量は、次のとおりとする。ただし乾パン、麦製品の換算率は、100%とし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

- ア 被災者に対する給食は、1人あたり1食精米換算200gの範囲内
- イ 被災によって、供給機関での通常供給ができないときの供給は、1日あたり精米換算400gの範囲内
- ウ 災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、1食あたり精米換算300gの範囲内

(4) 給与期間

- ア 原則として、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が継続し、又は二次災害の発生が予想される等の状況が続き、相当期間の給食が特に必要であると判断される場合はこの限りではない。
- イ 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物支給する。

2 食料の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、食料の調達が困難なため、第1章「第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づき備蓄されている簡易食品（乾パン、麦製品、缶詰、即席麺、レトルト食品等とする。）を活用し、調達する。

(2) 民間事業者からの調達

- ア 発災後に必要な緊急食料は、民間事業者との協定に基づき流通業者に協力を要請し、調達する。
- イ 炊き出し等に要する米穀は、市内の農業協同組合及び米穀販売業者等から調達する。(米穀販売業者等の名簿は、財政課班が整備する。)
- ウ パン類は、市内の製パン業者から調達する。(製パン業者の名簿は、財政課班が整備する。)
- エ 副食、調味料等は、必要に応じ市内の販売業者等から調達する。(副食、調味料販売業者の名簿は、財政課班が整備する。)

(3) 食料(災害救助用米穀等)の調達

ア 調達要領

- (ア) 食料調達は、原則的に市内の事業者からの調達によるが、乾パン、缶詰、レトルト食品等、初期の応急対策に対応できるものについては、市において備蓄する。
- (イ) 緊急調達に備え、事前に市内の食料供給協力業者等と協議し、速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め協定を締結する等災害に備えるものとする。

イ 食品別調達要領

(ア) 災害救助用米穀の調達

米穀販売業者に不足を生じた場合、又は緊急を要する場合は、県に申請し、政府保有米穀又は米穀卸売業者等から緊急引渡を受ける。

また、救助法が適用された場合において、緊急を要し県の指示を受けるいとまがない場合は、災害救助法または国民保護法が発動された場合における「米類の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の緊急引渡を要請する。

(イ) 乾パンの調達

災害用乾パンの供給の実施を必要とするときは、知事に申請し緊急引渡を受ける。

(ウ) 生パン

市内のパン製造業者に、事前に連絡して製造を依頼して調達する。

(エ) 副食、調味料

副食、調味料(醤油、味噌、塩、缶詰等)については、必要に応じて市内業者から調達する。

(オ) 乳児食の調達

乳児に対する給食は、人口栄養を必要としその確保が困難な者に対して、実情に応じて市内取扱業者から購入し、支給するものとする。

(4) 他の自治体等からの調達

市内で十分な食料の調達ができない場合は、協定締結市町村又は県を通じ全国の自治体に対して支援を要請する。

ア 発災直後～3日以内は、県内市町村及び近隣市町村等からの救援食料を活用する。

イ 発生後概ね4日以降は、全国の自治体等からの救援食料を活用する。

3 食料供給の実施

食料の供給は、食品の給与、又は炊き出しにより実施するものとする。

(1) 実施責任者

ア 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合、又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 被害の程度等により法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家が全焼・半焼、全壊・半壊等により被害を受けたため、炊事のできない者

(ウ) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

イ 支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 給与する食品の種類

食品の給与は、避難者が直ちに食することができる現物で、次に掲げる食品のうちから適当と認めるものを給与するものとする。(米穀、弁当、パン、即席麺、レトルト食品等)

(3) 炊き出しによる給与

ア 炊き出しの実施

炊き出しは、日赤奉仕団体等の協力により、小・中学校(避難所)等の給食施設を利用して実施する。なお、災害の規模によって炊き出し能力が不足する場合は、行政区、自主防災組織等の協力を得て行う自主的炊き出し活動を促進する。また、自衛隊の応援が必要なときは、県に要請するものとする。

イ 炊き出し施設及び器材の使用

炊き出し施設及び器材は、小・中学校給食室、公民館等を使用する。炊き出しの際の炊事器材は、各小学校の給食用を使用するものとする。

ウ 炊き出し方法

原則として包装食とし、なるべく保存性のある副食物を添えるものとする。

エ 協力団体

炊き出しにあたっては、次の団体の協力を求めて実施するものとする。

(ア) 民生委員・児童委員協議会

(イ) 田村市社会福祉協議会

(ウ) 婦人会

(エ) 日本赤十字社奉仕団

(オ) 自主防災組織(行政区組織)

(カ) 自衛隊

オ 炊き出しの依頼

緊急を要し、かつあらゆる手段をもってしても調達困難な場合には、市民に対し各家庭毎に包装食おにぎりの炊き出しを依頼するものとする。

カ 食料の配付

- (ア) 炊き出しの配分は、食料供給対象者の避難形態別に班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を把握し、正確に行う。配分にあたっては高齢者、障がい者、幼児及び体力衰弱者等に優先的に配分する。
- (イ) 避難者に対する給与は、原則として避難場所等において実施する。なお、給食を必要とする自宅残留者等で自力受領可能者には、最寄りの避難所において配付する。
- (ウ) 高齢者、障がい者及び体力衰弱者等の自力受領困難者については、各組織又は行政区、自主防災組織の協力を得て配分する。

キ 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (ア) 炊き出し受給者名簿
- (イ) 炊き出しその他による食品供与物品受払簿
- (ウ) 炊き出し用物品借用簿

第2 生活必需品等の供給

1 生活必需品供給の対象者

- (1) 災害により住家が全焼・半焼、全壊・半壊等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具、その他生活必需品が喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 生活必需品の緊急調達

(1) 備蓄による調達

発災当日は、物資の調達が困難なため、第1章「第12節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備」に基づき備蓄されている物資（毛布、タオル等）を活用し、調達する。

(2) 民間業者等からの調達

ア 発災後に必要な物資は、民間業者との協定に基づき、流通業者に協力を要請し、調達する。

イ 衣類、寝具、日用品及び生活必需品等は、必要に応じ市内の他の販売業者等から調達する。（販売業者の名簿は、財政課班が整備する。）

(3) 他自治体等からの調達

市内で十分な生活必需品の調達ができない場合は、協定締結市町村又は県を通じ全国の自治体に対して支援を要請するものとする。

ア 発災直後～3日以内は、県内市町村及び近隣市町村等からの救援食料を活用する。

イ 発生後、概ね4日以降は全国の自治体等からの救援食料を活用する。

3 生活必需品の給（貸）与

(1) 実施責任者

ア 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 被害の程度等により、法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア 救援物資等給（貸）与品目

避難者には、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(ア) 寝具（布団、毛布、タオルケット等）

(イ) 外衣（洋服、作業服、婦人服、こども服）

(ウ) 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等の類）

(エ) 身の回り品（タオル、ハンカチ、靴下、ズック等、傘等の類）

(オ) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等の類）

(カ) 食器（茶碗、皿、箸等の類）

(キ) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、消毒液等の類）

(ク) 光熱材料（マッチ、ローソク、灯油、プロパンガス等の類）

(ケ) 要配慮者用消耗器材（高齢者、障がい者、難病患者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等）

(コ) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

イ 支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 救援物資等給（貸）与の期間

原則として、当該災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害が継続し、又は二次災害の発生が予想される等の状況が続き、相当期間の給（貸）与が特に必要であると判断される場合はこの限りではない。

第3 食料・生活必需品等の受入れ及び配分等

1 物資等の受入

食料及び生活必需品等を受け入れるときは、次の内容を確認する。

(1) 救援物資等提供元（代表者名、連絡方法）

(2) 受入日時

(3) 品目及び数量

- (4) 輸送方法（手段）
- (5) その他必要な事項

2 物資等の輸送

- (1) 備蓄物資等は、本章「第11節 緊急輸送活動」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。
- (2) 民間業者等からの調達物資は、事業者が指定された場所に輸送する。なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し、輸送する。
- (3) 県から給付を受けた物資等は、指定の災害活動拠点に集め、本章「第11節 緊急輸送活動」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し、輸送する。
- (4) 救援物資等は、指定の災害活動拠点に集め、仕分けを行い、本章「第11節 緊急輸送活動」に定める車両をもって、避難所等へ輸送する。なお、状況等によっては、協定運送業者及び協定締結市町村に協力を要請し輸送する。
- (5) 市は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

3 救援物資等の集積場所

調達した物資、県及び他市町村等からの救援物資の集積場所は、原則として本章「第11節 緊急輸送活動」に基づき指定された災害活動拠点において集配、管理等を行う。多量の物資を輸送する場合等で、災害発生地区によって、在庫場所からの直接輸送の方が便利な場合には、集積せずに直接避難所等へ配送する。

なお、物資等集積所における業務は、次のとおりである。

- (1) 物資等の受け渡し
- (2) 物資等の品目及び数量の把握
- (3) 物資等の仕分け
- (4) 物資等の管理

4 物資等の配給

- (1) 避難所における配給

各避難所の管理運営責任者は、避難所に届けられた物資等を避難者に公平に配給するとともに、高齢者や障がい者等に優先的に配給するものとする。

- (2) 在宅等避難者への配給

在宅等避難者は、必要な物資等の品目及び数を最寄りの避難所管理運営責任者に連絡し、同避難所で配給を受ける。また、自ら受け取りに来られない高齢者や障がい者等の在宅避難者へは、近隣の行政区、自主防災組織及びボランティア等の支援を得て配給するものとする。

第4 支援物資等の支援体制

市は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第19節 被災地の応急対策

【本部事務局、社会福祉課班、保健課班、農林課班、建設課班、都市計画課班、上下水道課班】

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川、港湾等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業などを実施する。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

市は、県による建築物応急判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去

家屋の倒壊により発生する道路障害物や土砂災害、浸水等により住居等に流入した土石等の障害物は、被災者の救助や応急対策の実施を阻害するばかりでなく、道路交通や住民の日常生活に著しい支障をきたすため、迅速にこれを除去するものとする。

1 住宅関係障害物の除去

災害により、住居又はその周辺に運び込まれた樹木、土石等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去を行うものとする。

(1) 実施責任者

ア 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 被害の程度等により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

- (ア) 日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運び込まれたもので、自らの資力をもって除去することができないもの
- (イ) 応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合であること。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

オ 実施方法

- (7) 市有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施するが、障害物の規模等により市単独では作業が困難な場合は、田村市建設業組合等の協力を得て実施する。また、市長は必要に応じ、県、自衛隊又は協定締結市町村等に応援を要請するものとする。
- (イ) 工作物等の保管（基本法第64条）
所有者不明の工作物は、所有者が判明するまで本部が指定する場所に保管するものとし、保管を始めた日から14日間その工作物等を公示する。
- (ウ) 障害物の売却及び処分（基本法施行令第25条～第27条）
保管した工作物等が滅失し又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に相当な費用並びに手数が要するときは、その工作物を売却し代金は保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (エ) 車両、機材調達先
建設業組合等
- (オ) 整備帳簿類
 - a 救助実施記録日計表（県様式3-7-5（2））
 - b 障害物除去該当者調
 - c 障害物除去該当者選考調書
 - d 障害物除去の状況
 - e 障害物除去支出関係書類

2 道路障害物の除去

(1) 実施機関等

災害による道路上の障害物の除去は、原則として次の機関が実施するものとする。

- ア 国管理の国道
国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所
- イ 県管理の国道及び県道
福島県三春土木事務所
- ウ 市道
建設課班
- エ 電柱、架線、看板等
施設の管理者
- オ 建設中の現場工作物等
事業者

(2) 障害物除去の対象

道路の障害物除去は、次の場合に行う。

- ア 住民の生命、財産等を保護するために必要とする場合
- イ 交通の安全及び緊急輸送を確保するために必要とする場合
- ウ 応急対策活動を実施するために必要とする場合
- エ その他公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の優先道路順位

障害物の除去については、効率的な緊急輸送活動を行ううえでの重要度に応じて、路線別に順位を定め、優先的に実施し、交通機能の早期回復を図るものとする。

なお、優先する道路は、概ね次のとおりとする。

- ア 広域的な緊急輸送を担う幹線道路（第1次緊急輸送路）
- イ 第1次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路（第2次緊急輸送路）
- ウ 避難拠点や避難所などを連絡する道路（第3次緊急輸送路）
- エ その他必要と認める道路

(4) 実施方法

市有の車両又は機械器具を活用して障害物の除去を実施するが、障害物の規模等により市単独では作業が困難な場合は、協定に基づき福島県建設業協会田村支部の協力を得て実施するものとする。また、市長は必要に応じ、県、自衛隊又は協定締結市町村等に応援を要請するものとする。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

- ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者、消防法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- ウ 水防管理者、消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

(2) 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、清掃センター等へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

- ア 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定するものとする。
- イ 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとなるが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

市は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、要配慮者や被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行うものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決めるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金の斡旋、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅の斡旋に関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他市民の生活に関すること。

4 健康相談所の開設及び家庭訪問の実施

保健課班は、被害が著しく、被災者の避難生活が長期にわたると判断される場合、被災者の身体的、精神的ケアを図るため、避難所等に保健師等で構成する健康相談所を開設するものとする。また、相談所を利用することができない被災者については、家庭訪問を実施し、健康相談に応じるものとする。

第20節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬・埋葬

【本部事務局、市民課班、生活安全課班、環境課班、社会福祉課班、保健課班】

災害により行方不明者が発生したときは、関係機関と協力して迅速に捜索活動を実施する。また、災害現場から遺体が発見されたときは、速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬等の処理を実施するものとする。

第1 遺体及び行方不明者の捜索

本部事務局（統括・企画班）は、災害の状況から判断して必要があると認めたときは、遺体及び行方不明者の捜索・救出を消防団、消防、警察、自衛隊など関係機関の協力を得て、遅滞なく実施するものとする。

市は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

1 救出活動の実施

行方不明者の捜索、救出活動にあたっては、本部、消防団、消防、警察、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、救出活動に万全を期する。

2 遺体の捜索

(1) 実施責任者

ア 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ 支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 実施期間

遺体の捜索の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

(3) 報告

ア 捜索中に遺体を発見した場合は、直ちに所轄の警察署へ報告するものとする。

イ 捜索実施のつど、その状況を遺体捜索状況記録簿に記入し、県へ報告するものとする。

(4) 整備帳簿等

ア 遺体捜索状況記録簿（県様式3-15-1）

- イ 遺体捜索用機械器具燃料受払簿（県様式 3-15-2）
- ウ 遺体捜索用機械器具修繕簿（県様式 3-15-3）
- エ 遺体捜索費関係支払証拠書類

第2 遺体の収容

1 収容

- (1) 環境課班は、警察署等の協力を得て、遺体を一時保存に適切な施設に収容するものとする。
- (2) 身元が判明し、引取人があると認められるときは、遺体処理台帳に記載のうえ引渡すものとする。
- (3) 身元が不明である場合は、遺体の撮影を行い、遺留品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺留品等を遺体処理台帳に記載し、遺体安置所等に掲示する。
- (4) 環境課班は、遺体安置場所の確保、開設及び運営を行うものとする。

2 警察による検視

遺体を発見又は収容した際は、直ちに警察署に届出し、検視を受けること。

3 遺体の取扱い

- (1) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察職員にその旨を通報するものとする。
- (2) 警察は、遺体の見分・検視を行うものとする。
- (3) 捜索により発見された遺体は、遺体安置所に搬送し、納棺するものとする。
- (4) 警察、地元行政区等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めるものとする。
- (5) 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡すものとする。
- (6) 遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として火葬を行うものとする。

4 遺体の処理

(1) 実施責任者

ア 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。

知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。

イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

(ア) 災害の際死亡した者に係わる遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施する。

- (イ) 実施にあたっては、人心の安定、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮する。
- (ウ) 災害によって死亡した者について、以下の事項について行うものとする。
 - a 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置
 - b 遺体の一時保存
 - c 検案・身元確認
- イ 支出費用
救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。
- ウ 実施期間
遺体処理の実施期間は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。
- (3) 遺体の処置及び検案
環境課班は、医師会等に医師の派遣を要請し、所属の指定職員とともに遺体安置所等において、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案を行うものとする。なお、必要に応じ、葬祭業者及び地元住民の協力を得て行うものとする。
- (4) 遺体の引受け
環境課班は、警察署から遺体の引渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し、引受けするものとする。
 - ア 身元判明者については、遺体処理台帳に記載のうえ、引受人に引渡す。
 - イ 身元不明者については、一時保存の措置を行うものとする。
- (5) 整備帳簿等
 - ア 救助実施記録日計表（県様式3-7-5（2））
 - イ 遺体処理台帳（県様式3-15-4）
 - ウ 遺体処理費関係支出証拠書類

第3 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の埋葬

- (1) 実施責任者
 - ア 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
 - イ 同法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。
- (2) 救助法が適用された場合の実施基準
 - ア 対象
災害時に死亡した者に対し、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がなく、埋葬を行うことができない場合に、応急的な措置として埋葬を行うものとする。
 - イ 環境課班は、火葬台帳に記入のうえ、田村市斎場で火葬を行うものとする。なお、

火葬後も引取人のない遺骨は市内寺院等の協力を得て、埋葬するものとする。

ウ 災害等の被害により、田村市斎場で火葬を行うことができない場合、又は火葬が困難な場合は、福島県広域火葬計画に基づき、県及び近隣市町村との連携により、火葬を行うものとする。

注) 被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

エ 支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

オ 実施期間

遺体の埋葬は、原則として、災害発生の日から10日間以内とする。

カ 整備帳簿等

(ア) 埋葬台帳（県様式3-15-5）

(イ) 埋葬費関係支出証拠書類

(ウ) 火葬台帳

2 安置所・火葬場等の確保

- (1) 安置所については、公共施設又は寺院を利用する。
- (2) 遺体の安置にあたっては、納棺用品、ドライアイス等を業者から調達する。
- (3) 災害応急納骨堂を、原則として田村市斎場敷地内に確保する。縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨を一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。また、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。

3 応援協力

市独自の対応では遺体の処理が困難な場合は、県又は近隣市町村に対し応援を要請する。さらに、協定締結民間団体に応援を要請し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。このため、平時から近隣火葬場の処理能力を把握しておくとともに、必要資材（棺・骨つぼ・ドライアイス等）について緊急時の手配先を調査しておくものとする。

資料編：01 地域防災計画資料「1 (8) ツ 葬祭事業者（葬祭会館）」

第21節 住宅の応急確保

【本部事務局、建設課班、都市計画課班】

災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理及び既存の賃貸住宅等の斡旋、情報の提供等を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の供与

1 対象者

災害により住宅を失った者で、自らの資力では住宅を確保することのできない者に対して、建設型応急住宅等の建設、民間賃貸住宅を借上げての供与（賃貸型応急住宅）等を行うものとする。

2 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 被害の程度等により同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

3 救助法が適用された場合の実施基準

(1) 建設型応急住宅

ア 設置選定上の考慮事項

原則として次の条件を考慮して、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

- (ア) 住宅建設に適当な公共用地であること。
- (イ) 被災地周辺であること。
- (ウ) 交通の便がよいこと。
- (エ) 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- (オ) 電気、飲料水等が得やすく、保健衛生上良好なこと。
- (カ) 被災者の生業の見通しがつけられること。

イ 設置予定場所

原則として、できる限り集団的に建設できる被災地周辺の市有地等を建設場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。ただし、状況によりやむを得ない場合は、他の官有地、又は私有地を借り上げし建設する。

ウ 建物の規模及び費用の基準

(ア) 1戸あたりの規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

- (イ) 支出できる費用
救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。
- エ 建設の実施
建設は、災害時において活用し得る土木及び建築業者の名簿に掲げる建設業者に請け負わせて行う。
- オ 建設資材
建設のための資材は、請負業者及び販売業者の手持品を利用するものとするが、災害時における混乱等により、業者に手持ち資材がない場合又は確保が困難な場合は、県に必要資材の斡旋を要請する。
- カ 建設にあたっての留意点
- (ア) 応急仮設住宅地内に、規模に応じてごみステーション、仮設住宅案内板、通路の照明、集会施設駐車場等の生活便利施設を併設することを配慮する。
 - (イ) 住宅の構造は、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指した配置や設計に努める。
 - (ウ) 冬季における凍結、寒冷対策及び夏季における熱中症対策等居住性の向上に配慮する。
 - (エ) 仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議の上、集会所や談話室といった施設を設置することができる。
- キ 建設期間
災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完了する。
大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。
- ク 供与期間
完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最長2年以内）とする。
- ケ 入居対象者
原則として、災害により被災し、次に掲げる全てに該当する者とする。
- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失したものであること。
 - (イ) 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
 - (ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
- なお、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。
- また、本章第19節「第2 障害物の除去」や本節「第2 住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の

期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

コ 入居者の選定

県が市長の協力を求めて行うものとする。ただし、状況に応じて市長に事務委任する。

(2) 賃貸型応急住宅

ア 建物の規模及び費用の基準

(ア) 1戸あたりの規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

(イ) 支出できる費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

イ 期間

災害発生の日から速やかに提供できるよう努める。

ウ 入居基準及び入居者の選定

入居できる世帯は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、民生委員・児童委員等その他関係者の意見を聴き、高齢者、身体障がい者等の要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。

(イ) 居住する住家がない者又は避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

(ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない者であること。（災害による混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。）

(エ) 以下の特別な事情があり、応急仮設住宅を提供する必要がある者。

a 当該時点では住家に直接被害はないが、二次被害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する居住する住家がないものと同等を見なす必要がある場合

(注) ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり又は火山噴火等により、市長の避難指示等を受け、長期に渡り自らの住居に居住できない者等が考えられる。

b 住家の被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる者はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している者や、親族宅等に身を寄せている者

c 「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

- d 就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから、原則として認められないところであるが、緊急やむを得ない場合においては、次の点に留意のうえ、応急的な救助の実施主体である県において、個別に対応して差し支えない。
 - (a) 家主の都合により賃貸契約の更新を拒否された場合
 - (b) 建設型応急住宅への集約等、行政都合による移転など本人の責めによらない場合
 - (c) 配偶者からの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）被害等で同居を続けることにより、身体・生命に危険が及ぶ場合などの世帯分離の場合
 - (d) エレベーターのない公営住宅等で、入居後の健康悪化により昇降が困難となった場合の低階層への転居等の場合
 - (e) 入居後の健康悪化（重篤な疾病に限る）により、医療機関近傍への転居が望ましいと証される場合

エ 入居者の決定

(ア) 該当者の抽出

都市計画課班は、各行政局班と連携し、被害状況報告及び被災者名簿（罹災証明発行者名簿）により、該当者を抽出し、応急仮設住宅入居該当者調（県様式3-11-1）を作成するものとする。

(イ) 入居希望者の募集

都市計画課班は、各行政局班及び本部事務局（情報・広報・渉外班）を通じ、あらゆる広報手段を利用して、被災者に周知し、相当期間をもって募集する。

(ウ) 入居者の決定

都市計画課班は、希望者について、応急仮設住宅該当対象者選定調書（県様式3-11-2）を作成し、市長が任命する選考委員会（副本部長（副市長）ほか7名程度で構成）において、公平な審査、又は抽選（公開を原則とする。）により入居者を決定する。

オ 供与の期間

応急仮設住宅を給与できる期間は、工事が完了した日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とする。

(3) 福祉仮設住宅の設置

市は必要に応じ、救助法の適用により福祉仮設住宅を設置することとする。なお、福祉仮設住宅の条件は、概ね次のとおりとする。

ア 福祉仮設住宅として高齢者等の要配慮者を複数収容できる住宅

イ 要配慮者が保健福祉サービス等を利用しながら生活できる構造及び設備を有する住宅

(4) 整備帳簿類

ア 救助実施記録日計表（県様式3-7-5（2））

イ 応急仮設住宅入居該当者調（県様式3-11-1）

- ウ 応急仮設住宅該当対象者選定調書（県様式 3-11-2）
- エ 応急仮設住宅台帳（県様式 3-11-3）
- オ 建設工事関係書（契約書、設計書、仕様書等）
- カ 支払関係証拠書類
- キ 応急仮設住宅敷地賃貸借契約書
- ク 応急仮設住宅敷地使用貸借契約書

4 応急仮設住宅の管理

- (1) 市は、救助法による応急仮設住宅については、県の要請によりその管理に協力する。
- (2) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティ形成及び運営に努める。
- (3) 応急仮設住宅へ入居したひとり暮らし高齢者や障がい者等に対して、保健師の巡回をはじめホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。
- (4) 女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- (5) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
- (6) 仮設住宅の管理者は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に実施できるよう関係各班と調整するものとする。

第2 住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。
なお、救助を迅速に行うため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- (2) 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

2 救助法が適用された場合の実施基準

- (1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理
救助法が適用された場合の住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下「緊急修理」という。）に関する基本的事項は、次のとおりとする。
 - ア 緊急修理対象者
次の要件を満たす者とする。
 - (ア) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）

- (イ) 住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。
- (ウ) 発災後の次の降雨等までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況は、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。

イ 修理の範囲と費用

- (ア) 緊急修理は、日常生活に必要な最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。
- (イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 緊急修理の期間

- (ア) 災害発生の日から10日以内に完了する。
- (イ) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。
- (ウ) やむを得ず10日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

救助法が適用された場合の日常生活に必要な最小限度の部分の修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 応急修理対象者

- (ア) 次の要件を全て満たす者とする。
 - a 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。
 - b 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
 - c 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。
- (イ) 準半壊、半壊又は中規模半壊し、自らの資力では応急修理ができない者
 - 資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、

制度の趣旨を十分理解して運用すること

イ 修理の範囲

応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

ウ 費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 修理期間

原則として災害発生の日から3か月以内（基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては6か月以内）に完了する。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、3か月（又は6か月）以上実施に要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

第3 建築物の応急危険度判定の実施

居住者等の安全を確保し、被災建築物の二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施するものとする。

1 被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物の応急危険度判定調査を次の要領で実施する。

- (1) 災害発生後、建築物の被害程度の概略把握を行う。
- (2) 応急危険度判定の必要性について検討し、必要があると認めた場合は、応急危険度判定士の資格を有する市職員を招集するとともに災害の規模に応じて、県、他市等の協力を得て実施する。
- (3) 応急危険度判定の結果は、必要な注意事項を付して、建築物の玄関付近に掲示するとともに、関係者に通知する。

2 市民への広報

本部事務局（情報・広報・渉外班）は、報道機関等により市民への危険度判定作業に関する広報を行う。広報の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 危険度判定の重要性と目的
- (2) 判定作業の内容
- (3) 判定対象建築物
- (4) 判定作業の実施区域及び実施時期
- (5) 判定作業への協力要請

第4 空家住宅の確保

応急仮設住宅のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、既存の賃貸住宅等の斡旋情報の提供等を行うものとする。

1 市営住宅等の活用

市営住宅のほか、県、県内市町村等の公営住宅等の空家情報を収集し、提供するとともに、必要な場合は一時入居の斡旋を行うものとする。

2 民間施設等の活用

民間アパート、社宅等の民間施設についても、その情報を収集し、必要な場合は一時入居のため、所有者、管理者等に入居の協力を依頼するなどの措置を講ずるものとする。

第2.2節 ライフライン等応急復旧活動

【本部事務局（情報・広報・渉外班）、総務課班、DX推進室班、上下水道課班】

日常生活の基盤をなす上水道、下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設等の被害は、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は、相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止に努めるものとする。

第1 上水道施設

上下水道課班は、災害発生に際し、直ちに水道施設の被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに応急復旧に必要な措置を講じ、速やかな応急給水体制を確保するものとする。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

1 施設の復旧手順

施設の復旧にあたっては、拠点給水施設への給水や仮設給水栓の設置等、応急給水体制を考慮した復旧を実施する必要があることから、次の基本方針に基づき復旧工事を実施する。

- (1) 復旧は、給水効果が大きい主要施設及び早期復旧が可能な施設から行う。
- (2) 施設の運転、相互融通等の制御方法を考慮し、復旧工事を実施する。
- (3) 広域的な断水時には、幹線及び本管の早期復旧により、市内一円に応急給水体制がとれるように復旧工事を実施する。
- (4) 管路の復旧作業にあたっては、管の破損、継手の離脱等、管路切断状態の復旧を優先する。

2 復旧用資器材の調達

被災した水道施設のために必要とする資器材は、資器材取扱い業者と連携を図り、迅速な調達を行うものとする。

3 応援要請等

応急復旧の作業は、指定水道工事事業者に協力を要請するとともに、応急給水及び施設の応急復旧を実施するために必要があると認めるときは、市長は、知事又は協定締結市町村に対し応援を要請するものとする。

第2 下水道施設

上下水道課は、災害発生に際して、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、排水機能の支障の有無を確認するとともに、二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行うものとする。

1 マンホールポンプ施設の応急対応

災害によるマンホールポンプ施設の電気・機械設備、配管等補機類の被害について、速やかに被害状況を緊急点検表及び緊急調査表に基づき点検調査し、必要に応じて緊急対応を行うものとする。

2 管きよの応急対応

(1) 応急復旧

応急復旧作業は、早期の機能回復と二次災害の防止の観点から、管の破損又は土砂流入による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を最優先とし、排水機能に支障のない被害は二次的に対応するものとする。

(2) 応急復旧の方法

ア 被害箇所の把握

道路管理者、河川管理者、流域下水道等他の道路占有者など他機関及び市民からの情報等を考慮し、優先順位を決定し、管きよの緊急点検を実施するものとする。

イ 応急措置

把握した管きよの被害状況に応じ、仮設排水管や可搬式エンジンポンプによる排水機能の確保を図るとともに、道路陥没など崩壊の危険がある箇所についても二次災害防止の措置を行うものとする。

ウ 広範囲の下水道施設に被害が生じた場合

調査と同時に復旧作業を行い、公共ますからの取付管は浅く埋設されているため被害を受けやすく、災害発生後水洗トイレの使用が困難となり、市民からの修理依頼が想定されるため、田村市管工事組合などの協力を得て窓口を一元化し、迅速な対応を図るものとする。

第3 電話施設

NTT 東日本(株)福島支店、NTT ドコモビジネス(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、災害時の市民生活等における電話通信の果たす役割を認識し、電話施設の早期復旧に努めるものとする。

1 市の協力

災害のために電話施設に被害の発生のおそれがあり、又は発生した場合において、電話施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要があるときは、市は、NTT 東日本(株)福島支店、

NTT ドコモビジネス(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)に通知し、同社がとる応急措置に協力する。

2 応急措置

- (1) NTT 東日本(株)福島支店、NTT ドコモビジネス(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)は、病院、ライフライン関係機関、要配慮者収容施設、避難施設、災害対策関係機関等については、災害時における役割を考慮し、仮設電話の設置や早期復旧に努めるものとする。
- (2) 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとるものとする。
 - ア 臨時回線の設定、中継順路の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を行う。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。
 - ウ 防災関係機関が設置する通信網との連携協力を行う。

3 資機材等

応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行うものとする。

4 通信

通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行うものとする。

5 広報

電話施設の被害状況、仮設電話の設置場所、復旧状況、復旧見通し等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、周知するほか、広報車等により直接当該地域へ広報を行い、市民の不安解消に努めるものとする。

第4 電力施設

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターとの協力体制と緊密な連絡により、被災地に対する電力供給に努め、緊急事態に迅速に対処するものとする。

1 被害の通報

電気事故防止のため、電力供給設備に次のような異常を発見した者は、東北電力ネットワークコールセンター(0120-175-366)へ通報するものとする。

※人命に関わる等の緊急を要する場合は、別途同社と取り交わしている連絡先へ連絡する。

- (1) 電柱が倒壊・折損・傾斜しているとき
- (2) 電線が断線、垂れ下がっているとき
- (3) 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に触っているとき
- (4) 電気設備から火花、音響、煙等が出ているとき

2 災害時における危険予防措置

東北電力ネットワーク(株)郡山電力センターは、警察、消防機関等から要請等があった場合には、送電停止措置等適切な危険予防措置を講ずるものとする。

第5 ガス施設

災害のため、プロパンガス施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ガス施設の二次災害防護措置並びに応急措置を講ずる必要が生じた場合には、市長は、ガス供給業者に通報し、ガス供給業者は、その速やかな措置について広報等を含め協力するものとする。

1 応急対策

応急対策の実施については、一般社団法人福島県LPガス協会郡山支部が行うものとするが、その概略は次のとおりとする。

(1) 需要家関係

ア 災害によりLPガス配管からガスの漏洩のおそれがある場合は、報道機関、広報車等により、その旨を需要家に広報する。

イ ガスの漏洩が発見された場合は、需要家に元栓、ガス栓の閉止を広報する。

ウ LPガスの使用再開にあたっては、戸別に配管の点検を実施し、二次災害の防止を図る。

(2) 配管関係

ア 災害時においては、ガス漏洩の発見に努め、引火爆発、中毒等の事故防止を図る。

イ 配管折損等のために、ガス漏洩が甚だしく、引火による危険がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講ずる。

ウ 修理要員を増員し待機させるとともに、配管の漏洩箇所は早急な措置を施す。

エ 応急修理後も漏洩ガスによる事故防止のための巡回を実施し、調査する。

オ 災害の規模に応じて他機関の応援を求めるほか、他機関からの要請のため出動できる体制を整えておく。

第6 鉄道施設〔東日本旅客鉄道(株)〕

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて県内の路線を所管する東北本部及び現地に災害対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア 緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

- イ 列車無線及び携帯無線機を整備する。
- ウ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。
- (3) 気象異常時の対応
 - ア 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。
 - イ 輸送指令は、雨量、風速及びSI値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。
- (4) 旅客及び公衆等の避難
 - ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
 - イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難スペースも危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。
- (5) 消防及び救助に関する措置
 - ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
 - イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
 - ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

2 乗客の救援、救護

- (1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。
- (2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。
- (3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導體制を確立するとともに避難及び救援に必要な器具を整備する。
- (4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難スペースも危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第23節 農地・農業用施設等応急対策

【農林課班】

気象情報等の把握に努め、農地・農林業用施設の管理者とともに、農地、農道、林道、ため池、用排水施設等の農林業用施設の被害を軽減するための措置を行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等を迅速に行い、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

第1 災害応急対策

災害により、農地・農林業用施設に被害が発生した場合には、被害の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行うものとする。

1 被害状況の把握、報告等

農地・農林業用施設の災害の状況を県及び関係機関に報告するとともに、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）」に基づき、速やかに災害復旧を図る。なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する等、速やかな復旧対策を講じる。

2 農地、農業用施設対策

農地、農業用施設に係る被害の拡大や二次災害等を防止するため、関係機関等と連携し、ため池、農道、農業用排水路施設等の安全性の点検、応急復旧を実施する。

3 農作物等

農作物等に被害の拡大等を防止するため、関係機関・団体等と連携のもと、病虫害防除、応急技術対策等に関わる応急対策を実施する。

4 家畜等

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、関係機関等と連携して防疫指導等に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を実施する。

5 林業対策

林道、農林地保全施設等に係る被害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関等と連携のもと、安全の点検、応急復旧を実施する。

6 災害復旧事業

災害復旧事業の対象となる災害「暫定法」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）」による災害復旧事業の対象となる災害は、「異常な天然現象」である。

(1) 異常な天然現象の例

天然現象	内容
降雨	24時間雨量が80mm以上・時間雨量が20mm以上
洪水	警戒水位以上、低水位と堤防高の1/2以上
暴風	連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上
火山噴火の降灰	粒径1mm以下：2cm以上、 粒径0.25mm以下 5cm以上
その他	融雪・地すべり・地震・落雷・凍上他自然災害に起因する事象

(2) 農地、農林業用施設

区分	要件等
農地	田、畑耕作の用に供されている土地、現に耕作している土地
農林業用施設	ため池、頭首工、水路、農道、林道、揚水機、堤防、橋梁、農林地保全施設（受益戸数2戸以上の施設であることが必要）

第2.4節 文教施設等応急復旧対策

【こども未来課、教育総務課班、学校教育課班、生涯学習課班、公民館班】

災害が発生した場合は、小・中学校の児童生徒の安全確保を最優先するとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な文教施設の応急復旧を迅速に実施するものとする。

また、社会教育施設や貴重な文化財の保全のために必要な応急措置を実施するものとする。

第1 勤務時間内に災害が発生した場合

学校等防災計画に基づき、生徒等の安全確保を最優先に整齐と行動するものとする。

1 生徒等の安全確保と被害状況の把握

- (1) 校長は、災害発生直後、児童生徒・教職員の安全を確認するとともに、学校の施設・設備及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告するとともに、指示を受ける。併せて学校災害対策本部を設置して万全の体制を確立する。
- (2) 教育委員会又は校長は、生徒等及び教職員の被災状況を把握した後、負傷した生徒等及び教職員の応急手当を施し、その程度により医療機関へ搬送する等の措置をするとともに、それ以外の生徒等については、保護者と連絡を取り、引き渡しを行う。
- (3) 教育委員会又は校長は、大量に負傷者が発生した場合は、本部に救援要請を行うとともに、速やかに救援活動を行う。
- (4) 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示、誘導等を行い、生徒等の安全を図るとともに、校長（教育委員会）に報告し、指示を受ける。

2 生徒等の避難

- (1) 校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、生徒等に危険が及ぶと判断した場合又は本部若しくは現場の消防職員等から避難の指示があった場合は、生徒等を教職員と協力して安全な避難場所等へ速やかに避難させる。
- (2) 生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等を把握し、異常の有無等を確認するとともに、的確に指示する。ただし、屋外の移動が危険な場合は、安全な場所で保護する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、あらかじめ定めた方法又は本部等の指示により避難場所等所定の場所へ生徒等を誘導・退避させる。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織をつくる等十分配慮する。
- (5) 生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

3 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な措置を講ずるものとする。

また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び報道機関等を活用し、保護者へ連絡するものとする。

第2 勤務時間外に災害が発生した場合

1 被害状況の把握

災害発生後、校長及び非常招集した教職員は、学校の施設設備の被害状況及び周辺の状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告するものとする。

2 生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、生徒等及び教職員の安全を電話等の方法により確認するものとする。

3 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休業等の適切な処置を講じ、防災無線及び報道機関等を活用し、保護者等へ連絡するとともに、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告するものとする。

第3 学校施設の応急復旧措置

校長は、災害発生後、早期に教育活動が再開できるよう必要な措置を実施するものとする。

1 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を実施するものとする。

2 避難所となった場合の措置

学校が避難所となった場合の措置は本章「第9節 避難所の設置・運営」による。

3 施設の応急復旧

- (1) 災害による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を実施し、教育を再開する。
- (2) 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- (3) 応急修理では使用できない程度の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理する。

第4 学校教育の再開

校長は、応急教育の開始にあたり、教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者等に速やかに防災無線、報道機関等あらかじめ定めた方法により周知徹底する。

1 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施するものとする。

- (1) 短縮授業
- (2) 合併授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 応急教育場所の確保

教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図るものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

- (2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

- (3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

- (4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他の公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

3 教職員の確保

災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を把握し、確保するものとする。

- (1) 臨時参集

教職員は、原則として各所属に参集するものとする。ただし、交通途絶で登校不能の場合は、最寄りの学校に参集する。

ア 参集教職員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教職員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握する。

イ 参集教職員の報告

学校で把握した参集教職員の人数等については、教育対策部に報告する。

- (2) 退職教職員の活用

災害により教職員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、退職教職員を臨時に雇用し、対応する。

- (3) 上記によることが困難な場合は、県教育委員会が全県で対策をたて、教育委員会と協議し、早急に応援体制をとり、教員の確保に努める。

また、児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受け入れるものとする。

4 教科書及び学用品の調達・給与

災害により、教科書等を失った者に対しその取得が困難なときは、学校において取りまとめるものとする。

(1) 実施責任者

- ア 救助法が適用された場合は、知事が実施し、市長が補助する。なお、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。
- イ 被害の程度により、同法が適用されない場合は、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

(2) 調達の方法

ア 教科書の調達

被災校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき教科書供給書店に連絡し、供給を受ける。また、市内の他の学校並びに他の市町村に対し、使用済みの教科書等の給与を依頼するものとする。

イ 学用品の調達

学用品については、県等より送付を受けたものを配布するか、県の指示により調達するものとする。

(3) 救助法が適用された場合の実施基準

ア 対象

災害によって住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒を対象とする。

イ 給与の方法

教育対策部は、各学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保に努め、各学校長を通して対象者に現物をもって給与する。

ウ 給与品目

(ア) 教科書

(イ) 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

(ウ) 通学用品（運動靴、傘、カバン、ゴム靴等）

(エ) その他（(ア)、(イ)、(ウ)以外の品目については、り災状況の程度等、実情に応じて適宜調達し給与する。）

エ 支出費用

救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

オ 給与の期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

5 学校給食対策

学校教育課は、応急給食の必要があると認めたときは、県及び関係機関と協議のうえ、応急給食を実施する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施するものとする。

また、次のような事情が発生した場合、学校給食の一時中止措置についても考慮するものとする。なお、給食の再開にあたっては、衛生管理に十分注意する。

- (1) 災害が広範囲にわたり、災害救助又は避難者への炊き出しのため田村市学校給食センターを使用したとき（この場合、速やかに県教育委員会に報告するものとする。）
- (2) 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症その他の危険性が発生し、又は発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他、給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき

6 避難所として使用される場合の措置

- (1) 学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、基本的には教育施設であることに留意する必要がある。このため、教育対策部は、学校管理者と事前に教育機能の維持と施設の安全性の観点から避難所として使用する施設の優先順位について、事前に協議し、決定するものとする。
- (2) 避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、市民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

第5 幼稚園・保育所、こども園等の災害時の応急保育体制

1 園児、児童の避難計画

災害時においては、幼稚園・保育所、こども園等の施設管理者は、園児、児童の被災状況を把握するとともに、あらかじめ策定した避難計画をもとに、園児、児童の安全確保に努めるものとする。

2 応急保育体制

応急保育体制については、学校教育に準ずるものとし、施設の応急復旧対策に取り組むとともに、あらかじめ作成した計画に基づき応急保育を実施する。

なお、給食については、状況に鑑み、一時中止措置を検討する。

3 一次的な保育の実施

幼稚園・保育所、こども園等は、被災により一時的に保育を要する園児、児童の受け入れに協力するよう努める。

第6 その他健康安全に関する指導等

1 登下校時の安全確保

学校教育の再開にあたっては、災害復旧のための車両等の往来が激しくなるため、特に登下校時の安全確保に留意する。

2 心身の健康の保持

被災した生徒等は、その被災状況により心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症しやすいため、カウンセラーを学校に派遣するなど、保健指導や教育相談等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び児童生徒指導に重点を置いて指導する。

3 避難した生徒等の指導

避難した生徒等に対しては、職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持等、生活面における指導を実施するものとする。

4 制度の弾力的運用

災害のため多数の生徒等が他の地域に避難した場合は、必要に応じて、就学する学校の指定、指導要録の取扱い及び卒業証書の取扱い等について、弾力的に対応するものとする。

第7 その他文教施設対策

- (1) 施設管理者は、災害発生直後の火災の防止、利用者の避難誘導等に努め、利用者の安全確保を図るものとする。
- (2) 施設管理者は、利用者の被災状況・施設の被害状況等について教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (3) 教育委員会は、災害の状況により臨時休館等の適切な措置を講ずるものとする。

第8 文化財の保護

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施するものとする。

1 災害発生時の措置（通報）

災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理を置くところは防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を教育委員会へ通報する。また、教育委員会は、早急に県教育委員会に報告するものとする。

2 被害状況の調査

文化財の所有者又は管理者は、被災後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、二次災害の防止措置を実施するものとする。

3 搬出可能な文化財の対策

生涯学習課は、所有者等と協議し、文化財に精通している者を搬出責任者に定め、搬出に万全を期するとともに、あらかじめ搬出場所や搬出用具を準備しておくものとする。

第25節 要配慮者救護活動

【本部事務局、社会福祉課班、保健課班、こども未来課班、高齢福祉課班、学校教育課班】

災害発生後速やかに要配慮者の安否を確認するとともに、聞き取り調査や相談窓口の設置等により、必要な配慮内容等を把握し、きめ細やかな生活支援を行うものとする。また、外国人については、日本語でのコミュニケーションが不十分な場合や、日本の生活習慣に不慣れであるなどの事由により、不利益を被ることのないよう配慮するものとする。

第1 要配慮者に対する支援

1 在宅要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

- (1) 災害発生後、福祉関係者や行政区等地域の支援者により速やかにひとり暮らし高齢者、在宅の障がい者等について巡回等により安否確認を行い、所在等について把握するものとする。
- (2) 生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について聞き取り調査を実施し、現況及びニーズを把握する。状況に応じ避難援助を行い、対応が困難な場合は本部（行政局災害対策部経由）への支援要請を行うものとする。

2 福祉サービスの継続

介護保険・障害福祉サービス提供者は、特に配慮を要するサービス利用者の支援ニーズの把握やサービスの継続的な提供の確保に努めるものとする。

3 緊急援護施設の指定及び入所調整等

高齢福祉課班は、要配慮者の緊急援護を行うため、社会福祉施設等の状況調査を行い、対応可能な施設を緊急援護施設として指定し、各行政局班及び社会福祉協議会等と連携し、緊急援護の必要な者の入所調整等を行うものとする。

4 要配慮者支援策の実施

- (1) 社会福祉施設・病院等への入所の調整
社会福祉施設や病院等への入所が必要と認められる要配慮者については、優先的に入所できるよう、関係機関等との調整を図るものとする。
- (2) 仮設住宅等への優先入居
家屋の焼失、損壊等の被災を受けた要配慮者に対し、仮設住宅や市営住宅等に優先的に入居できるよう配慮するものとする。
- (3) ボランティアによる支援
要配慮者のニーズに応じ、ボランティア等の協力により、支援を行うものとする。
- (4) 生活物資等の配布
要配慮者対応の食品（柔らかいもの、粉ミルク等）その他生活用品について、必要に応じ調達し、配布するものとする。避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。

(5) 広報・報道を活用した情報発信

掲示板、広報誌、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。

(6) 防災・防犯情報取得体制

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。

(7) 多様な手段による緊急通報体制の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること。

5 福祉避難所

(1) 福祉避難所の設置

ア 災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、指定避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、生活状況、健康状態、必要としている援護内容等について調査し、福祉避難所での支援が必要と判断する場合は、福祉避難所を開設するものとする。

イ 指定した福祉避難所では不足する場合は、県と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により実施するものとする。

ウ 福祉避難所の開設期間

(ア) 原則として、災害発生の日から最大限7日以内である。ただし、やむを得ず7日間の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、必要最小限の期間の延長を県経由して内閣府と協議するものとする。

(イ) 福祉避難所の設置期間は、できる限り最短とすることが望ましいため、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）等への入居等を活用し、福祉避難所生活者の早期退所に努めるものとする。

エ 経費

救助法が適用された場合、その適用範囲は、概ね次のとおりである。

(ア) 10人の対象者に1人、相談等に当たる生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）を配置するための費用

(イ) 対象者に配慮したポータブルトイレ、パーテーション、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物等の費用

(ウ) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストマ用装具等の消耗機材の費用

(エ) やむを得ない事情のため福祉避難所への避難のために必要な賃金職員を雇い上げる場合は、福祉避難所の経費ではなく、応急救助のための賃金職員等雇上費

(2) 福祉避難所への避難

- ア 福祉避難所への避難に際しては、本人又はその家族が、民生委員・児童委員及び地域住民等の協力、並びに市職員等の支援を得て避難することを原則とする。
- イ 被災直後の混乱期から一定期間を経過した後は、避難所に対象者が避難していないか調査し、対象者が避難していた場合には福祉避難所に収容するものとする。

6 避難所での配慮

(1) 避難所のバリアフリー化

- ア バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合
高齢者・障がい者が利用しやすいよう速やかにバリアフリースイッチ、スロープ等の仮設に努めるものとする。
- イ 一般の避難所に、要配慮者が避難することとなった場合
トイレに近い場所に生活エリアの確保をする等要配慮者対策を図るものとする。

(2) 医療・救護、介護・救護措置

- ア 医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体等のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。また、医療用機器等の使用が必要とされる場合に備えた非常用電源の迅速な調達に努める。
- イ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに社会福祉施設等への入所や病院等への入院手続をとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整をしておくものとする。

(3) メンタルヘルスキアの実施

市長は、県及び関係機関の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、医師等によるメンタルヘルスキア（相談）を行うものとする。

(4) 福祉避難所において相談にあたる職員は、避難所の生活状況を把握し、他法により提供される介護サービス提供者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮するものとする。

(5) 避難所での支援にあたっては、要配慮者の健康状態及び態様に応じ、以下の点に十分配慮する。

- ア 高齢者、障がい者等は、できる限り環境のよい場所へ避難させる。
- イ 要配慮者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資や食料、飲料水、生活必需品等必要な物資の確保に努めるとともに、優先的な給付を行うものとする。
- ウ 要配慮者に対する適切な情報の提供手段、提供内容等に十分配慮する。
- エ 健全な避難者やボランティアの配慮、協力が得られるような避難所運営に努める。
- オ 必要に応じ、要配慮者の相談に応じる相談員の配置や手話通訳者や災害時障がい者ボランティアの派遣に努めるものとする。

カ 障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な要配慮者については、速やかに適切な施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第2 社会福祉施設等における応急対策

1 市による支援

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

2 入所者等の安否確認と施設被害状況の確認

社会福祉施設等は、入所・通所者及び職員の安否、施設の被害状況、水・食料品等の日常生活用品及びマンパワー不足数について把握及び確認し、本部（行政局災害対策部経由）へ報告する。

3 入所者等の救護・避難誘導

負傷者等が発生した場合は必要な援護を行い、施設の損壊状況や本部の情報等を踏まえ、必要に応じて入所者等を避難場所等に避難させる。

第3 妊産婦及び乳幼児に係る対策

1 妊産婦及び乳幼児の把握

妊産婦や乳幼児は、短時間で状況が変化することから、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。そのため、市は、妊産婦や乳幼児の迅速な把握に努めるとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

2 避難所での配慮

- (1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。
- (2) 授乳スペースやおむつ交換のできるスペースを確保するとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされるような措置を講ずること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子父子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

- (5) 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 外国人への支援

1 情報提供

- (1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティア等の協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

- (2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

2 安否確認

関係機関、団体から外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するものとする。

また、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 避難誘導

市は、語学ボランティア等の協力を得て、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行うものとする。

4 不安の解消

避難所には語学ボランティア等を配置するとともに速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、災害情報等を掲示する場合には外国語による掲示も行ない、外国人の不安の解消を図るものとする。

また、インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供するものとする。

第6 観光客等の帰宅困難者への支援

1 観光客等帰宅困難者の把握

市内に訪れている観光客等帰宅困難者を把握するため防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等により基幹避難所に誘導する。併せて、交通機関の状況、基幹避難所の開設状況等の広報を行い、観光客等の不安の解消に努めるものとする。

2 基幹避難所での支援

- (1) 一時休憩場所として着席スペースの提供
- (2) 食料、飲料水、トイレ・毛布等の防寒具の提供
- (3) 災害・交通・気象状況等テレビ情報の提供
- (4) 市及び周辺市町村の災害情報・地理情報等の提供
- (5) 携帯電話充電器の提供

3 帰宅支援

交通情報の収集、提供を行うとともに、JR 東日本が運行を再開するまでの間、福島交通（株）及び関係運送事業者等と連携協力して、神俣駅から郡山駅の間代替輸送を行うものとする。

4 観光客等への広報の実施

現地の地理に不慣れな観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。パンフレットは英語版も作成している。

第26節 ボランティア活動の支援

【社会福祉課班】

応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整えるものとする。

第1 田村市災害ボランティアセンターの設置・運営

1 田村市災害ボランティアセンターの設置

- (1) 市は、災害発生後、田村市社会福祉協議会にボランティアを一元的に調整する機関として、田村市災害ボランティアセンター及び支部の開設を要請する。
- (2) ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。
- (3) 本部は、災害ボランティアセンターの運営に協力するなど、緊密な連携を保持するため職員を連絡調整要員として災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
- (4) 災害ボランティアセンターは、田村市運動公園内の陸上競技場に設置する。
- (5) 災害ボランティアセンターの設置・運営にあたっては「田村市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を活用する。
- (6) 市は、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

2 災害ボランティアセンターの業務

- (1) 全てのボランティア（海外ボランティアを除く。）の受付、登録及び管理
- (2) 被災地からのニーズに基づきボランティアの派遣
- (3) ボランティアの情報収集及びボランティア間の調整
- (4) ボランティアの募集
- (5) ボランティアコーディネータ・リーダー等の派遣を関係機関へ依頼

第2 ボランティア団体等に対する情報提供

市は、以下のようなボランティア活動に必要な最新の情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) ボランティアの活動状況
- (3) 被災者のニーズ
- (4) ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況
- (5) 行政施策の動向

第3 ボランティアの受入れ

1 技能ボランティア

医師、看護師、介護士、建築士、通訳等の専門的な技能を有するボランティアに関しては、事前登録済みのボランティアや、災害発生後に登録されたボランティアの中から、災害ボランティアセンターがボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣するものとする。

2 個人ボランティアの受入れ

組織化されていないボランティアの受入れについては、災害ボランティアセンターが窓口として取りまとめ、一定の組織化を行ったうえ、ボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣する等により効率的な活用を図るものとする。

また、市は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

3 被災地外からのボランティア

被災地外からのボランティアからの受入れ、活動調整等については、日本赤十字社福島県支部、県及び市町村社会福祉協議会、県内のボランティア団体等への協力を依頼するものとする。

4 海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入れについては、県及び国との協議のうえ、本部でその調整を行うものとする。

5 奉仕団等の協力要請並びに受入体制

- (1) 奉仕の申し入れがあった場合は、その人員、内容等を把握し、ボランティアニーズに合わせて各部署へ派遣するものとする。
- (2) 市長は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断されたとき、又は災害ボランティアセンターから増員要請を受けたときは、日赤奉仕団、青年団、婦人会、協定締結市町村等の関係者に対して協力を要請するものとする。

第4 ボランティア活動の支援

本部は、ボランティア活動の支援として次の業務を行う。

1 実施状況等の情報提供

災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るものとする。

2 活動拠点等の提供等

災害ボランティアセンターからの要望に応じて、ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点を提供するものとする。

第5 ボランティア活動保険の加入促進

市は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。

第27節 危険物施設等災害応急対策

【本部事務局、総務課班、生活安全課班、環境課班】

第1 消防法上の危険物

1 実施体制

消防法上の危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「危険物施設の所有者等」という。）は、危険物災害を最小限に止め、地域住民及び施設の従事者等の安全を確保するため、消防本部等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行うものとする。

2 市が実施する対策

- (1) 危険物施設の所有者等から二次災害の危険性について通報を受けた場合は、直ちにその旨を県等関係機関に連絡する。
- (2) 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は、危険物施設の使用を一時停止させる。
- (3) 被害の状況及び災害の危険性が及ぶ範囲を把握する。
- (4) 火災の発生防止又は危険物の流出拡散防止のための対策について、危険物施設の所有者等に指示をする。
- (5) 爆発、火災及び流出等の災害が広範囲にわたるおそれがある場合は、関係機関が密接な連絡をとり、立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難指示等の安全対策を実施する。
- (6) 危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、県及び報道機関等と相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

3 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止するものとする。
- (2) 施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源（保安経路を除く。）を切るものとする。
- (3) 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し、施設の現状を把握する。
- (4) 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災及び流出事故を防止する。

第2 高圧ガス

1 実施体制

高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、高圧ガスによる被害を最小限に止め、地域住民及び当該施設の従事者の安全を確保するため、消防本部等関係機関と連携のもと適切な対策を実施する。

2 市が実施する対策

市と連携し、消防本部は、事故関係者から漏洩状況等の情報を早期に聴取し、活動方針を決定し、高圧ガス施設の所有者、電気事業者等との連携のもと活動する。また、ガス臭気の強弱及びガス漏洩測定値の大小にかかわらず、速やかに警察官等と協力して警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の者の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し火気使用禁止等の広報を実施する。

3 高圧ガス製造者が実施する対策

- (1) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、関係者以外は退避させる。
- (2) 高圧ガスの漏洩又は爆発等のおそれのある施設配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに、出火防止の措置をとる。毒性ガスについては、防護マスクを装着のうえ、対処する。
- (3) 施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認をするため、各施設の消火設備、保安電源、近隣状況の把握等、応急点検を実施する。
- (4) 施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修等適切な措置を行い、施設からの出火防止及び漏洩等の防止措置を実施する。
- (5) 状況に応じ、従業員又は付近住民に対して火気の取扱いを禁止するとともにガスの種類に応じた避難誘導を行う。特に毒性ガスについては風向を十分考慮する。
- (6) 高圧ガス移送時には、車両を安全な場所に移動するとともに、付近の火気を管理する。
- (7) 高圧ガス移送時、容器が危険な状態となったときは、防災関係機関の協力を得て、付近住民に対する避難措置を行うとともに、通行人に対する交通規制を行い、状況に応じて自らも安全な場所に避難する。

第3 火薬類等

1 実施体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下この項目において「関係事業者」という。）は、火薬類による災害を最小限に止め、地域住民及び当該施設の従事者の安全を確保するため、消防本部等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を行うものとする。

2 市が実施する対策

市と連携し、消防本部は、施設関係者から情報を収集し、関係機関の協力を得て安全距離を十分とり、警戒区域を設定し、区域内への立入禁止等、必要な措置をとるものとする。

3 関係事業者が実施する対策

- (1) 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合には、速やかにこれを移し、見張人をつけ、関係者以外の立入りを禁止するものとする。
- (2) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を実施するものとする。
- (3) 上記(1)、(2)の措置がとれない場合は、火薬庫の入口、窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には適切な防火措置を施す。

- (4) 爆発による危害を受けるおそれがある地域への立入りを禁止するとともに、付近住民を避難させるものとする。
- (5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。
- (6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。
復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防本部等関係機関等に応援を要請する。
- (7) 安全確保措置を実施するとともに、消防本部等関係機関にその状況を通報するものとする。
- (8) 消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、状況、火薬類保有量等、応急対策上必要な事項を報告するものとする。

第4 毒物・劇物

1 実施体制

毒物劇物取扱事業者等は、毒劇物の危険性（人体危険、火災危険、反応危険）を踏まえ、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、保健所、防災関係機関等に状況を通報するものとする。

2 市が実施する対策

毒劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等のおそれがあると判断される場合又は臭気、刺激臭、着色ガス等が確認された場合は、滞留区域、地形及び風向を考慮して速やかに警戒区域を設定し、応急作業従事者以外の立入り等を禁止するほか、付近住民に対し必要な広報を実施するとともに、避難等の措置をとるものとする。

3 毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等が実施する対策

(1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合

- ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。
- イ 設備内の毒物・劇物の安全な場所への移動又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
- ウ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
- エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
- オ 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(2) 火災発生の場合

- ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
- イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
- ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかには退避させる。なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。
- エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。
- オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。
- カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) 共通事項

消防隊等が到着した際には、誘導員を配置し、進入を容易にするとともに、施設の状態、毒劇物の保有量、保有位置等、応急対策上必要な事項を報告するものとする。

第5 放射性同位元素等

1 実施体制

放射性同位元素等取扱事業所等は、放射性物質の危険性（人体影響等）を考慮し、二次災害防止のため必要な応急措置を実施するとともに、状況を関係機関に通報するものとする。

2 市が実施する対策

(1) 施設関係者を積極的に活用し、科学技術庁、県及び関係機関と密接な連携のもと地域住民の安全措置を実施するものとする。

消防隊等は、放射性物質防ぎょ服等の資機材を装備した部隊を活用し、状況の把握に努め、警戒区域を設定し、応急作業従業者以外の者の立入り等を禁止するものとする。

3 放射性同位元素等取扱事業所等が実施する対策

(1) 放射性同位元素等を安全な場所に移動し、その場所の周囲にロープ張り等の措置及び立入禁止措置を実施するものとする。

(2) 放射性同位元素等の漏洩、拡散等のおそれがあると判断される場合は、速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民や施設従業者の避難等、必要な措置を実施するものとする。

第28節 義援金品の受入れ・配分

【財政課班、社会福祉課班】

第1 義援金品の募集

1 義援金品募集の検討

- (1) 本部は、県、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- (2) 被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合は、報道機関及び関係機関等の協力を得て、次の事項を公表するものとする。
 - ア 義援物資
 - (ア) 受入窓口
 - (イ) 受入れを希望するもの及び受入れを希望しない物資のリスト(被災地の需要状況を考慮し、同リストを逐次改訂するものとする。)
 - イ 義援金
 - (ア) 受入窓口
 - (イ) 振込金融機関口座(金融機関名、口座番号、口座名等)

2 義援金品募集・配分委員会

義援金品の募集及び配分を確実・迅速・適正に行うため、本部に義援金品募集・配分委員会を設置するものとする。

- (1) 義援金品募集・配分委員会は、次の事項を審議・決定する。
 - ア 被災者への義援金品の配分計画策定
 - イ 義援金品の受付・配分に関わる広報活動
 - ウ その他義援金品の受付・配分に関して必要なこと
- (2) 配分計画は、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員を単位として計画し、対象は住宅被害(全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの)、人的被害等とする。
- (3) 義援金品募集・配分委員会の構成
義援金品募集・配分委員会の構成は、次に掲げる職員等をもって構成する。
 - ア 委員長
本部副本部長
 - イ 委員
 - (ア) 救援対策部長
 - (イ) 避難者対策部長
 - (ウ) 会計管理者
 - (エ) 被災地行政局長
 - (オ) 市長が必要と認めたとき
 - a 前項各号に掲げる職員以外の職員

- b 田村市社会福祉協議会の代表者
 - c 関係団体等の代表者
- (4) 委員会の事務は、社会福祉課班が行うものとする。

3 義援金品の保管及び配分

- (1) 避難者救援部長は、委員会の配分計画に基づき、送金された義援金は預金保管をする。
- (2) 受領した義援品、救護物資の保管は、避難者対策部が市の備蓄倉庫又は集積地に保管する。ただし、災害の状況によっては、別途保管場所を定めて保管する。

4 義援金品の配布

- (1) 避難者対策部は、委員会が策定した配分計画に基づき、義援金の配分を行う。この際、被災世帯配布にあたっては、市長名をもって行う。
- (2) 避難者対策部は、義援金の配分計画に基づき、被災者に対し義援金(見舞金)を配布する。
- (3) 義援品及び救援物資の配分状況については、委員会に報告を行う。

第2 義援金の受入れ・配分

1 義援金の受入れ

- (1) 社会福祉課班は、義援金品の募集決定後、速やかに受入窓口を開設し、直接義援金を受け入れるほか、銀行等に本部名義の口座を開設し、振込による義援金の受入れを行うものとする。
- (2) 義援金の受入れにあたっては、拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

2 配分

- (1) 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、銀行預金等確実な方法で保管する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。
- (2) 社会福祉課班は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- (3) 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- (4) 社会福祉課班は、被災者への義援金の配分状況について、配分委員会に報告する。
- (5) 義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保するものとする。

3 広報

被災者等に対し、義援金品の配分経過について広報するとともに、義援金の収納額及び用途について寄託者及び報道機関等へ周知広報するものとする。

第3 義援物資の受入れ・配分

1 受入れ

- (1) 財政課班は、災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入れを行うものとする。
- (2) 義援物資の受入れにあたっては、拋出者名簿を作成し、あるいは義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

2 配分

- (1) 義援物資は、災害活動拠点等に保管し、配分基準を定め、一般物資と同様に配分を行うものとする。また、配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。
- (2) 配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。ただし、腐敗又は変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

第29節 災害救助法の適用等

【本部事務局、総務課班】

災害により、市内の被害が救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

第1 適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）は、本市の被害が次の各号の一つに該当する場合であって、知事が援助を必要と認めたときに適用される。

- (1) 市の住家の滅失世帯が「60世帯以上」に達したとき。（施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県全体の滅失世帯1,500世帯以上に達した場合で、市の住家の滅失世帯が「30世帯以上」に達したとき。（施行令第1条第1項第2号）
- (3) 住家の滅失世帯数が1または2の基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯が、「7,000世帯以上」に達した場合で、市において被害世帯が多数である場合（施行令第1条第1項第3号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、市において多数の世帯の住家が滅失した場合（施行令第1条第1項第3号後段）

（例）

- ア 被害世帯を含む被害地域が他の地域から隔離または孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とする場合
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（施行令第1条第1項第4号）
- （例）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合や、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とする場合など
- ア 船舶の沈没あるいは、交通事故により多数の者が死傷した場合
 - イ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ウ 火山爆発または有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - エ 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合
 - オ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
 - カ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - キ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

第2 被災世帯の算定基準

1 被害の認定基準

種別	内容
①住家	<p>現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するため使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。</p> <p>(注1) 一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。</p> <p>(注2) 法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。</p>
②世帯	<p>ア 生計を一つにしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。</p> <p>イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。</p> <p>(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。</p> <p>ウ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。</p>
③死者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの</p>
④行方不明者	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。</p>
⑤負傷者 (重傷者) (軽傷者)	<p>災害のため負傷し医師の治療を受ける必要のあるもの。このうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。</p>
⑥住家全焼 (全焼・全流失)	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のことをいう。</p>

種別	内容
⑦住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
⑧大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
⑨中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
⑩半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
⑪準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
⑫床上浸水	前記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積物により一時的に居住することができない状態となったものをいう。
⑬床下浸水	浸水がその住家の床上に達しない程度のものを用いる。
⑭一部損壊	住家の損壊程度が準半壊に達しない程度のものを用いる。

引用：内閣府政策統括官（防災担当）「災害救助事務取扱要領」及び内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を基に作成

※1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算出するものとする。

※2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう

※3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部

として固定された設備を含む。

2 住家の滅失等の算定

滅失世帯の換算は、次のとおりとする。

- (1) 住家の全壊、全焼、流失等をした世帯は、滅失1世帯とする。
- (2) 住家の半壊または半焼した世帯は、滅失1/2世帯とみなす。
- (3) 住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は、滅失1/3世帯とみなす。

第3 災害が発生するおそれ段階での適用（法第2条第2項に基づく適用）

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、その当該本部の所管区域として県が告示されたとき、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、県は救助法による救助を行うことができる。

第4 災害救助法の適用要請

1 適用要請

災害に際し、市内の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告し、救助法の適用を県知事に要請する。その場合は、県中地方振興局を經由して県知事に対し次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必要な事項

2 救助法適用時における災害発生からの事務手順

- (1) 総務課班は、本部との連携のもと、被害の程度が救助法施行令に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、知事に対し、救助法の適用を要請する。また、知事から救助法の適用通知を受領した場合は、速やかに本部に報告する。

- (2) 救助の実施状況及び費用の報告

各部局は、救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、生活安全課班に報告する。

なお、生活安全課班は、本市の救助実施状況等を取りまとめ、知事に報告する。

- (3) 報告の種類、内容等

災害発生		
種類	報告時期	報告内容
発生報告	発生後、直ちに	1 被害状況 2 既にとった措置及び今後の措置
中間報告	適用後、 救助実施期間中毎日	1 被害状況 2 応急救助の実施状況 3 救助の種類別実施状況（日報）
確定報告	救助完了後、直ちに	1 確定した被害状況 2 応急救助の実施状況 3 救助費概算額等

第5 救助費用の精算

1 費用にかかる関係書類の整備・保存

救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、部が知事に対して行うが、各部署は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用にかかる関係書類を整備・保存する。

2 作成する書類及び担任

- (1) 救助実施記録日計票の作成及び報告（各部署救助実施責任者）
- (2) 救助実施記録日計票の取りまとめ及び報告（各部署）

第6 救助業務の実施者

- (1) 救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、第1号法定受託事務として県知事が行う。
- (2) 救助は、災害発生と同時に迅速に行わなければならないため、知事から市長が行うよう救助事務の内容、期間等の通知を受けた場合又は事態急迫のため、知事の実施を待ついとまがない場合は、市長が実施する。なお、この法律の適用以外の災害については、基本法第5条に基づき市長（本部長）が救助を実施する。

第7 救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内

救助の種類	実施期間
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内完了
医療	14日以内
助産	7日以内
被災者の救出	3日以内
福祉サービスの提供	7日以内
住家の被害拡大を防止するための緊急の修理	10日以内完了
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	3か月以内完了(基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内)
学用品の給与	教科書: 1か月以内完了 文房具: 15日以内完了
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内完了
応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間以内

※なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、「避難所の設置」、「応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費等となる。

2 迅速な救助の実施

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第30節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

【本部事務局、税務課班、社会福祉課班】

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第1 被災者生活再建支援法の適用

1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)または(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって
 - ア 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害
 - イ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万未満に限る。）における自然災害

2 支援法の対象となる世帯

上記の自然災害により

- ア 居住する住宅が全壊（以下「全壊世帯」という。）した世帯
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）
- ウ 住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として法令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）

- エ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）
- オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）

3 支援法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、市長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

4 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37万5千円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【全壊、解体、長期避難、大規模半壊】

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、または購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37万5千円

【中規模半壊】

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、または購入する世帯 (法第3条第5項第1号)	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第5項第2号)	50万円	37万5千円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く) (法第3条第5項第3号)	25万円	18万7千5百円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

5 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 申請窓口

市役所内窓口

(3) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金:り災証明書、住民票等
- イ 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等

(4) 申請期間

- ア 基礎支援金:災害発生日から13月以内
- イ 加算支援金:災害発生日から37月以内

(5) 支給申請書等の送付

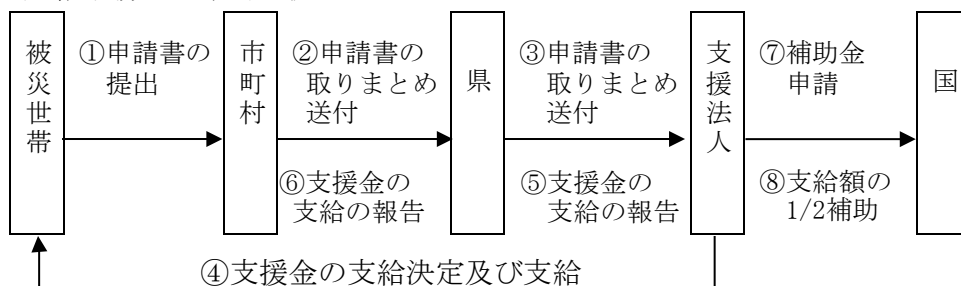
市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

県は、市から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(6) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を交付する。

(7) 支援金支給事務の基本的な流れ



第2 罹災証明書の交付

罹災証明は、基本法第90条の2に定める防災に関する事務の一環として、救助法による各種の施策や市税等の減免及び保険の支払い申請を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び田村消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

市は、災害救助法、被災者生活再建支援法による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害調査を実施し、罹災証明を迅速に交付する。

火災による罹災証明書の交付は田村消防署が行う。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

1 罹災証明の証明項目

罹災証明書は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目【税務課班】

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊
- イ 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目【田村消防署】

- ア 火災が発生した事実等

2 罹災証明書の発行手続き等

(1) 被害調査の実施

税務課班は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行うものとする。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。また、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 罹災証明発行台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、罹災証明発行台帳を作成する。

(3) 罹災証明書の発行事務

税務課班は、被災者の「罹災証明書」発行申請により、上記罹災証明発行台帳で確認し、発行するものとする。

3 罹災程度の判定

家屋の被災程度の判定は、下記に基づき行うものとする。

- (1) 「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針について」(平成13年7月27日付事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)参事官及び消防庁防災課長)を調整した指針
- (2) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府:令和7年7月)
- (3) 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」(府政防第1746号)(令和2年12月4日)

4 その他

罹災証明書の証明手数料は、無料とする。(ただし、消防署での罹災証明書の証明手数料は有料となる。)

第3 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳(被災者台帳)を作成するよう努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号(マイナンバー)
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なお、この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第4 被災者の生活再建支援

1 平時からの支援体制の整備

市及び県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

2 きめ細やかな支援の実施

市及び県等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設等の災害復旧

【本部事務局、財政課班】

災害発生により被災した各施設の原形復旧に止まらず、災害の再発生を防止するための必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を充分検討し、計画を策定したのち早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

第1 災害復旧工事体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、県や関係機関等と調整のうえ、実施に必要な職員の配備及び応援等必要な措置を講じ、実施体制を確立するものとする。

第2 災害復旧事業計画の策定

災害応急対策を実施した後、市は施設の被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1 災害復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 復旧工事の長期化対策

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図った後、逐次全面的な復旧工事を実施する。

3 仮復旧した施設の工事

応急資材による仮工事にて復旧した施設・設備は、その後適切な補強及び改修工事を実施する。

4 施設の被害の累加対策

被災後、速やかに復旧を図らなければさらに被害が累加するおそれのある施設・設備については、できる限り速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

第3 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 隣地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - オ 急傾斜地崩壊防止災害復旧事業
 - カ 道路公共土木施設災害復旧事業
 - キ 単独災害復旧事業
 - (ア) 災害応急復旧工事
 - (イ) 庁舎、試験場等の公用施設
 - (ウ) 災害関連工事
 - (エ) 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
 - (オ) 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業
- (2) 都市施設災害復旧事業
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 下水道施設災害復旧事業
 - ウ 公園等施設災害復旧事業
 - エ 都市排水施設災害復旧事業
 - オ 堆積土砂排除事業
 - カ その他の災害復旧事業
- (3) 農林施設災害復旧事業
- (4) 農林土木施設災害復旧事業
- (5) 上水道災害復旧事業・簡易水道施設災害復旧事業
- (6) 下水道災害復旧事業
- (7) 住宅災害復旧事業
- (8) 社会福祉施設及び児童福祉施設災害復旧事業
- (9) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (10) 学校教育施設災害復旧事業
- (11) 社会教育施設災害復旧事業
- (12) 廃棄物処理施設災害復旧事業
- (13) 中小企業の振興に関する事業

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

【本部事務局、財政課班】

災害が発生した場合は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、災害復旧に必要な事業費を見積り、早期にその財源確保に努める。

第1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

災害復旧事業に伴う財政の援助等は、法律等により国がその全部若しくは一部を負担する。また補助を受ける災害復旧事業費は、知事の報告及び市長が提出する資料、実地調査の結果等に基づき決定され、適正かつ速やかに行うこととなっている。国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

事業名	根拠法律等
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
河川の復旧事業	河川法
道路の復旧事業	道路法
都市災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
上水道・簡易水道災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
公共下水道災害復旧事業	下水道法
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法
罹災者公営住宅建設事業	
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
予防接種	予防接種法
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法
し尿処理施設災害復旧事業	環境衛生金融公庫の災害融資
ごみ処理施設災害復旧事業	
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律

第3節 激甚災害の指定

【本部事務局、財政課班】

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）が制定されている。市内に大規模災害が発生した場合は、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図るものとする。

第1 激甚災害の指定手続き

1 市、県の手続き

(1) 市の協力等

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

ア 県知事への報告

大規模な災害が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力するものとする。

イ 報告事項

被害の状況等の報告は、基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- (ア) 災害の種類
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の程度（基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (オ) 災害に対しとられた措置
- (カ) その他必要な事項

(2) 県の措置等

ア 県は、市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じるものとする。

イ 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

2 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

- (1) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

- (2) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。
- (3) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布する。

第2 激甚法対象事業

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき援助される事業は、以下のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業（第3条）
- (2) 公共土木施設災害関連事業（第3条）
- (3) 公立学校施設災害復旧事業（第3条）
- (4) 公営住宅災害復旧事業（第3条）
- (5) 生活保護施設災害復旧事業（第3条）
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業（第3条）
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業（第3条）
- (8) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業（第3条）
- (9) 障がい者支援施設等災害復旧事業（第3条）
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業（第3条）
- (11) 感染症指定医療機関の災害復旧事業（第3条、第19条）
- (12) 感染症予防事業（第3条、第19条）
- (13) 堆積土砂排除事業（第3条、第9条）
 - ア 公共施設の区域内の排除事業
 - イ 公共的施設区域外の排除事業
- (14) たん水排除事業（第3条、第10条）

2 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業（第5条）
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（第5条、第6条）
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業（第7条）
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（第8条）
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業（第9条）
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業（第10条）
- (7) 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例（第13条）
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業（第14条）
- (4) 中小企業者に対する賃金の融通に関する特例（第15条）

4 その他の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業（第16条）
- (2) 私立学校施設災害復旧事業（第17条）
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業（第19条）
- (4) 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例（第20条）
- (5) 水防資器材費の補助の特例（第21条）
- (6) り災者公営住宅建設事業（第22条）
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助（第24条）
- (8) 雇用保険法による求職者給付に関する特例（第25条）

第3 災害復旧事業の実施

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第4節 被災者支援

【本部事務局、財政課班、税務課班、社会福祉課班、農林課班、商工課班、都市計画課班】

大規模災害時には、多くの人々が被災し、生命の危険に瀕し、住居や家財の喪失、あるいは経済的困窮等により地域社会が混乱に陥る可能性があり、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。このため防災関係機関と連携・協力し、被災地の生活の安定のための緊急措置を講ずるとともに適時・適切な情報を提供し、災害時の人心の安定と社会秩序の維持に努めるものとする。

第1 生活相談の実施

被災者のための市役所、各行政局班及び各避難所等に相談窓口を設け、相談、要望等を聴取し、その内容により関係機関等に協力を依頼し、問題の解決を図る等被災者の生活安定の早期回復に努めるものとする。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

1 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号、以下「法」という。）に規定する災害により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 支給の対象

法令により定められた災害により死亡した市民の遺族

(2) 支給金額

支給を受ける遺族の生計を維持していた者の場合500万円、その他の者250万円

(3) 支給範囲

ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母

イ ア項のいずれも存しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者）

2 災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象

弔慰金の対象と同じ災害により負傷したり、病気になった市民で、それが治ったとき、法に規定する程度の障害（概ね1級程度）を有する場合

(2) 支給金額

主たる生計維持者250万円、その他家族125万円

(3) 支給制限

厚生労働大臣の定める給付金の交付を受けた者

3 災害援護資金の貸付

(1) 申込者の資格

福島県の区域において、救助法による救助が行われた災害により被害を受け、次の要件を備えている者

- ア 災害が発生した月の翌月から、3か月以内に申請を完了できること
- イ 災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した世帯主
- ウ 被害を受けた年の前年（当該被害を1月～5月までの間に受けた場合にあっては前前年）の総所得額（課税標準額）が、政令で定められた額以下の世帯
- エ 療養に要する期間が概ね1か月以上の世帯主の負傷、又は住居あるいは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯
- オ 連帯保証人

次の要件を満たす連帯保証人が1人必要となる。

- (ア) 原則として、市内に1年以上居住していること。
- (イ) 借受人とは、別世帯を構成するものであること。
- (ウ) 保証能力があること。
- (エ) 現に本貸付を借りておらず、連帯保証人になっていないこと。

(2) 貸付限度額

区分	被害の種類及び程度	限度額
世帯主が療養期間 1か月以上の負傷 を負った場合	住居の損害がない場合で家財の被害額が、その家財の価値の概ね3分の1である損害（以下「家財の損害」という。）	150万円
	住居の損害がない場合で、家財の損害がある。	250万円
	住居が半壊した場合	270万円
	住居が全壊した場合	350万円
世帯主に負傷がない場合	住居の損害がない場合で、家財の損害がある。	150万円
	住居が半壊した場合	170万円
	住居が全壊した場合（(1)－エ項を除く。）	250万円
	住居の全体が滅失または流出した場合	350万円

(3) 貸付期間

13年（据置期間：6年）

(4) 貸付利率

無利子（連帯保証人なしの場合、年1.5%）

(5) 据置期間

6年（住居が全壊した等により市長が特に必要と認めた場合、8年）

(6) 返済方法

年賦または半年賦（元利均等償還）

(7) 申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入して申込みこと。

第3 被災者への融資

1 県が行う融資

(1) 農林水産業関係（農林水産部）

農林漁業経営の維持・安定を図るため、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金を無利子または低利で融資する。

(2) 商工関係（中小企業への融資：商工労働部）

天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資する。また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講ずる。

2 住宅関係（住宅金融公庫による災害復興住宅資金）

住宅金融公庫は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

3 福祉関係

(1) 生活福祉資金の貸付

ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資するものとする。

イ 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をするものとする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

4 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他の小類融資の貸付金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給及び災害援助資金の貸付

(2) 世帯更生資金の災害援護資金

(3) 災害救助法による生業資金

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

(5) 日本政策金融公庫

5 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯、あるいは寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、あるいは非住家を住家に改造するため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 世帯更生資金の災害援護資金または住宅資金
- (2) 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金

第4 被災者の生活確保

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

- ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、市長が行うものとする。
- イ 県及び市は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。
- ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。
- (オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する地方公共団体の長が行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として住宅を所管する市が次の事項に留意し定めるものとする。ただし、同一市内に市営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する市及び県が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに田村市営住宅等条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- (イ) 市は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合には、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- (ウ) 前項の依頼を受けた場合、市は自らの公営住宅等に、県は、被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 被災者に対する職業の斡旋

- (1) 被害により、ほかに転職を希望する者に対しては、公共職業安定所を通じ本人の希望・適正等を考慮し、適当な求人情報の提供を行うものとする。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、関係機関と協議し各種職業訓練所に入所させて職業訓練を実施するよう努めるものとする。
- (3) その他、被災者が常用就職の困難な場合、失業対策等により一時的に救済の措置を講ずるものとする。
- (4) 公共職業安定所と連携し、公共職業安定所が行う以下の措置について情報を提供する。
 - ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
 - イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
 - ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
 - エ 救助法が適用され市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

5 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付又は納入すべき市税等について、期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を状況に応じて実施するものとする。

6 郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業にかかわる災害特別事務取扱い等を実施するものとする。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

7 生活必需品等の安定供給の確保

県(生活環境部、商工労働部、農林水産部)は、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

- ア 情報提供
- イ 調査
- ウ 集中出荷
- エ その他の協力

第5 生活保護

市は、被災者の恒久的生活確保のため、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ、困窮程度に応じ関係機関と協議し、最低生活を保障するよう措置するものとする。

